

令和3年2月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和3年3月9日～10日・12日

場 所 第4委員会室

令和3年3月9日(火曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計予算
- 議案第6号 令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第7号 令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第8号 令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第12号 令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第37号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第42号 宮崎県環境計画の変更について
- 議案第43号 宮崎県森林・林業長期計画の変更について
- 議案第44号 宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について
- 議案第45号 宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について
- 請願第8号 我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・令和3年度環境森林部組織改正案について
 - ・第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画の策定について
 - ・環境影響評価(環境アセスメント)の条例対

象事業の追加について

- ・令和3年度農政水産部組織改正案について
- ・防災重点農業用ため池の防災工事の推進について

出席委員(7人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	安田厚生
委員		星原透
委員		横田照夫
委員		窪菌辰也
委員		河野哲也
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	佐野詔藏
環境森林部次長 (総括)	川口泰夫
環境森林部次長 (技術担当)	日高和孝
環境森林課長	横山直樹
みやざきの森林 づくり推進室長	廣島一明
環境管理課長	佐沢行広
循環社会推進課長	鍋島宏三
自然環境課長	黒木逸郎
自然公園室長	藤本英博
森林経営課長	橘木秀利
山村・木材振興課長	有山隆史
みやざきスギ 活用推進室長	福田芳光
工事検査監	木嶋誠
林業技術センター所長	濱砂正則
木材利用技術 センター所長	美戸司

事務局職員出席者

議事課主査 川野有里子

議事課主任主事 石山敬祐

○日高委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元にお配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付しております「委員会審査の進め方について(案)」を御覧ください。よろしいでしょうか。

まず、1、審査方法についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めるとし、併せて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明を求めるとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。

今回の委員会は、審査が長くなることが予想されることから、環境森林部については2班、農政水産部については3班に分けて審査を行い、最後にそれぞれ総括質疑の場を設けたいと存じます。

なお、農政水産部については、班分け審査の前に、長期計画の変更に関する議案を先に審査しますので、よろしくお願いいたします。

また、各委員におかれましては、関連する質問については、まとめて行うなど、効率的な審

査に御協力をよろしくお願いいたします。

審査方法について、御異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました環境森林部の令和3年度当初予算関連議案について、部長の説明を求めます。

○佐野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております常任委員会資料の表紙を御覧いただきたいと思います。

本日の説明事項は、提出議案が9件、その他報告事項が3件であります。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計予算」など4件についてであります。

次に、Ⅱの特別議案といたしまして、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」など5件であります。

次に、Ⅲのその他報告事項といたしまして、令和3年度環境森林部組織改正案についてなど3項目について御報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

環境森林部の令和3年度当初予算案について御説明いたします。

1の歳出予算集計表(課別)についてであり

ます。

この表は、議案第1号をはじめとする4つの予算議案に関する令和3年度の歳出予算を、課別に集計したものであります。

一般会計は、令和3年度当初予算額A列の中ほどに網かけしております小計欄にありますように、198億4,595万3,000円となっております。

また、特別会計は、下から2段目の小計の欄にありますように、12億1,645万4,000円となっております。

この結果、環境森林部の令和3年度当初予算は、一番下の合計の欄にありますように、一般会計、特別会計合わせまして210億6,240万7,000円で、令和2年度当初予算額と比較しますと95.4%となったところであります。

次に、2ページを御覧いただきたいと思えます。

2の債務負担行為(追加)についてであります。

令和3年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって、万が一損害を受けた場合の損失補償を行うものであります。

具体的には、来年度、林業公社の経営改善を図りますため、現在の借入金残高の一部について、日本政策金融公庫からの低利の融資に借り換えることを予定しております、その借入れに対し損失補償を行うものであります。

借入額の限度額は2億3,433万7,000円となっております。

私からの説明は以上でございますが、詳細な内容につきましては、それぞれ担当課長・室長が御説明申し上げます。よろしく御願いいたします。

○日高委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、2班に分けて議案の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたします。

歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明をお願いいたします。

それでは、環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。

○横山環境森林課長 環境森林課でございます。

各課室の当初予算につきましては、お手元の環境農林水産常任委員会資料の3ページから34ページ、それからもう一つ、お手元の令和3年度歳出予算説明資料の冊子を使って御説明いたします。

なお、常任委員会資料に記載しております事業につきましては、歳出予算説明資料での説明を省略いたしまして、常任委員会資料で御説明申し上げます。

それでは、環境森林課の当初予算について御説明します。

令和3年度歳出予算説明資料の203ページをお開きください。

環境森林課の令和3年度当初予算は、表の一番上、環境森林課の段、左から2列目、令和3年度当初予算額の欄にありますように、34億8,571万1,000円をお願いしております。

内訳は、その下にありますように、一般会計が31億3,400万4,000円、特別会計が3億5,170万7,000円でございます。

それでは、以下、主な事項について御説明いたします。

205ページをお開きください。

まず、一般会計についてでございます。

一番下の(事項)環境保全推進費2,540万2,000円でございます。

206ページをお開きください。

説明欄の5、改善事業、環境保全普及啓発推進事業2,059万1,000円につきましては、県立図書館に設置しております環境情報センターの運営や同センターが実施する環境講座等の実施、専門家の派遣のほか、環境保全に関する広報を行う啓発紙「e c oみやざき」の発行などに要する費用でございます。

208ページをお開きください。

中ほどの(事項)ひなもり台県民ふれあいの森等管理費4,956万7,000円でございます。これは、ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理に要する経費や、施設の老朽化に伴う修繕などを行う経費でございます。

209ページを御覧ください。

下から2段目の(事項)林業公社費5億7,123万7,000円でございます。

説明欄の1、貸付金は、一般社団法人宮崎県林業公社の円滑な運営を図るため、日本政策金融公庫等からの長期借入金への償還に必要な資金を公社に貸し付けるものでございます。

210ページをお開きください。

山林基本財産特別会計についてであります。

一番上の段、左から2列目、令和3年度当初予算額の欄にありますように、予算額は1億3,305万円でございます。

その4段下、(事項)県有林造成事業費6,073万4,000円でございますが、これは、県有林の間伐などに要する経費であります。

次に、下から3段目の(事項)元金6,325万3,000円と、次の211ページの(事項)利子906万3,000円は、県有林に係る日本政策金融公庫からの借入れに対する償還金であります。

212ページをお開きください。

拡大造林事業特別会計についてであります。

一番上の段、左から2列目、令和3年度当初予算額の欄にありますように、予算額は2億1,865万7,000円でございます。

4段下の(事項)県行造林造成事業費1億5,975万2,000円でございますが、これは、県行造林の間伐などを実施するとともに、立木販売による収益を森林所有者等へ交付するものであります。

下から4段目の(事項)元金5,227万円と、一番下の(事項)利子663万5,000円は、県行造林に係る日本政策金融公庫からの借入れに対する償還金であります。

次に、新規・重点事業について御説明いたします。

資料は変わりました、環境農林水産常任委員会資料、3ページをお開きください。

新規事業、再生可能エネルギーアドバイザー派遣事業であります。この事業は、1、事業の目的・背景にありますように、再生可能エネルギーの導入を検討している市町村や事業所にアドバイザーを派遣し、エネルギーの利用実態に応じたアドバイスを受けてもらうことにより、再生可能エネルギーの導入を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図り、2050年に排出量の実質ゼロを目指すものであります。

右側の4ページを御覧ください。

現状及び課題の左側の枠の現状にあるとおり、近年、県内の再生可能エネルギー導入の伸びが鈍化し、また、市町村及び事業所での再エネに関する情報、知識が不足している状況にありますことから、右側の課題の枠にありますように、導入を考える際にアドバイス等を気軽に聞ける環境づくりが必要であると考えております。

このため、事業内容にあるとおり、本事業に

よりまして、再生可能エネルギー導入を検討している市町村及び事業所に対し、導入に関するノウハウを有するアドバイザーを派遣し、エネルギーについての施設の現状と課題を把握し、再生可能エネルギーの導入に関する指導・助言を行い、導入効果の提示をするものでございます。

左側3ページにお戻りください。

予算額は、ページ中ほど、2、事業の概要、(1)にありますとおり、212万5,000円をお願いしております。

環境森林課の当初予算についての説明は以上でございます。

続いて、議案第42号「宮崎県環境計画の変更について」御説明をいたします。

お手元に第4次宮崎県環境基本計画(案)の冊子を配布しておりますが、常任委員会資料に概要をまとめておりますので、常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料39ページをお開きください。

本計画につきましては、9月定例議会の常任委員会について計画骨子案を、また、11月定例議会の常任委員会におきまして、計画素案を御説明いたしました。計画案がまとまりましたので、改めて概要を御説明させていただくものでございます。

従来の説明と重複する部分もありますが、御了承いただきたいと思います。

まず、1、計画策定の趣旨等でございます。

本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための方策を定めるもので、県総合計画の部門別計画に位置づけられております。

2、計画期間は、令和3年度から12年度までの10年としております。

3、計画策定の経過につきましては、本計画は、昨年2月に環境審議会に策定について諮問して以来、7月の県民及び事業者アンケートの実施、環境審議会での3回の審議、12月から1月にかけてのパブリックコメント、市町村への意見照会を経まして、去る2月15日に環境審議会から答申を頂きまして、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例により、議会の議決をいただくため、本議会に議案を提案しているところでございます。

右側のページを御覧ください。

4、計画策定のポイントについてでございます。

今回の計画では、上段左側、情勢の変化の囲みにあります、温室効果ガス削減に向けた国際枠組み「パリ協定」の発効、菅総理の「2050年温室効果ガス実質ゼロ」宣言などの情勢の変化や、その右側の本県環境の現状と課題の囲みの中の課題にあります、脱炭素社会への転換、地域の持続可能性を意識した環境、経済、社会の調和と向上といった課題に対応するために、基本目標を「ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやざき」とし、施策を展開することとしたところであります。

この基本目標の下、その下にあります、分野別の施策及び重点プロジェクトに取り組むこととしております。

分野別の施策では、脱炭素社会の構築、循環型社会の形成など、6つの環境分野ごとに施策を展開することとしておりまして、このうち、循環型社会の形成におきましては、食品ロスの削減について新たに項目を設けたところでございます。

また、重点プロジェクトとして、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す、2050年ゼロ

カーボン社会づくりプロジェクトと、環境・経済・社会が調和し、それぞれが向上するみやざきづくりを目指す、みやざき地域循環共生圏づくりプロジェクトを掲げたところでございます。

本計画について、御承認頂けましたら、今後、本計画に基づきまして各種施策を展開してまいりたいと考えております。

次の議案第43号「森林・林業長期計画の変更」につきましましては、後ほど、後半の部で御説明いたします。

環境森林課からの説明は以上でございます。

○広島みやざきの森林づくり推進室長 私からは、新規・重点事業のうち、「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業につきましまして御説明いたします。

お手元の常任委員会資料、5ページを御覧ください。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、多様な主体によります森林づくり活動への支援や普及啓発を行い、宮崎県水と緑の森林づくり条例に定めます、県民等の主体的な参画による森林づくりを推進するものであります。

2の事業概要ですが、予算額は5,946万9,000円で、財源といたしましては、宮崎県森林環境税基金を活用することとしております。

右側のページを御覧ください。

現状と課題ですが、森林づくり活動に取り組む団体構成員が高齢化しておりまして、参加者数が頭打ちの状況にあります。このため、多様な主体によります森林づくりへの参加や、若い世代への周知が必要となっており、県民の森林への関心や、県森林環境税使途事業の認知度を高める取組が必要であると考えております。

事業内容といたしましては、写真にあります

ように、ボランティア団体等への活動支援や、企業の森づくりの誘致、また、県民ボランティアの集いの開催や、動画配信等による普及啓発に取り組むことによりまして、森林ボランティアの参加者を増加させ、一番下に矢印で示しております、県民参加の森林づくりの推進を強化してまいりたいと考えております。

次に、委員会資料の35ページを御覧ください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場には、参考として、下の欄に破線で囲んだ表に示しておりますとおり、既設のキャビンA、B、Cとトレーラーハウスの施設があります。

このたびの条例改正は、1の改正の理由にありますように、老朽化しましたトレーラーハウスを撤去し、新たな宿泊施設であるキャビンDを設置することに伴いまして、関係する使用料を改正するものであります。

2の改正の内容としましては、表の内容の欄にありますとおり、トレーラーハウスの使用料を削除し、キャビンDの使用料を追加するものであります。

3の施行期日ではありますが、令和3年4月1日から施行することとしております。

続きまして、右側のページを御覧ください。

議案第25号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これにつきましては、先ほど御説明いたしました使用料において、指定管理者が収受できるものを定めているものでありまして、内容が重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

なお、新設するキャビンD、4棟は、6月ま

で繰越しの承認をいただき、現在、建築中ではありますが、その完成イメージ図を参考といたしまして、下の欄に掲載しております。

私からの説明は以上であります。

○佐沢環境管理課長 環境管理課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の215ページをお開きください。

当課の当初予算の総額は、一般会計で6億2,057万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

217ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)大気保全費7,803万1,000円であります。

このうち、説明欄の1、大気汚染常時監視事業5,342万円ですが、法律に基づき、PM2.5や光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時監視するものであります。

次の(事項)水質保全費3億95万7,000円あります。

説明欄の1、水質環境基準等監視事業2,088万円ですが、法律に基づき、河川や海域、地下水について、有機性の汚濁物質やヒ素などの有害物質等を常時監視する経費であります。

次に、218ページをお開きください。

中ほどの(事項)放射能測定調査費2,488万円です。

これは、国の委託を受け、空気中の放射線量や水道水、土壌等の放射能を調査するものであります。

一番下の(事項)公害保健対策費9,639万9,000円あります。

次の219ページをお開きください。

これは、旧土呂久鉱山による公害健康被害に

係るもので、このうち、説明欄の1、公害健康被害補償対策費8,251万8,000円は、認定患者の方々へ障害補償費等を給付するもので、その下の2、健康観察検診費812万4,000円は、認定患者を含む土呂久地区住民等の健康状態を観察するものであります。

次に、一番下の(事項)合併処理浄化槽等普及促進費1億597万3,000円あります。

このうち、説明欄の4、改善事業、浄化槽整備促進事業8,941万9,000円ですが、生活排水処理率の向上を図るため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に補助するものでありますが、これまで、宅内配管工事費への補助につきましては、単独処理浄化槽からの転換のみを補助対象としておりましたが、新たにくみ取り槽からの転換も対象とすることといたしました。

続きまして、新規・重点事業について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

新規事業、硫黄山河川白濁対策水質改善施設整備事業について御説明いたします。

1、事業の目的・背景であります。

硫黄山の火山活動による水質の悪化に備えるため、昨年度に実施しました実証試験の結果に基づき、石灰石を活用し、自然の流れを生かした水質改善施設を整備するものであります。

右の8ページを御覧ください。

整備予定の水質改善施設のイメージを示しております。

(1)は、水質改善施設の全体像となっており、このような配置を基本とした施設を整備するものであります。

(2)は、水質改善施設の中和水路の基本構造を示したもので、河川水と石灰石を少しでも

長く接触させるため、水の流れが連続的に上下する構造としております。

(3)の中和水路の主な仕様といたしましては、中和剤として石灰石を活用すること、酸性が強いため、コンクリート表面を耐酸コーティングすること、自然の流れを活用して水質を改善する方式とすることなどとしております。

7ページにお戻りください。

2、事業の概要、(1)予算額は1億9,500万円であります。

なお、この水質改善施設は、農政水産部が下流にある農業用水取水口に設置する水質監視・緊急取水停止システムを補完するものであります。

3、事業効果であります。水質改善施設を整備することにより、赤子川上流部の安定的な水質の確保が図られることとなります。

次に、9ページをお開きください。

新規事業、きれいな川を後世に！浄化槽リノベーション推進事業について御説明いたします。

1、事業の目的・背景であります。

昨年4月に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や法定検査受検率の向上を主な目的とした改正浄化槽法が施行されましたことから、転換促進を図るとともに、法定検査の受検に関する支援体制の整備により、法定検査受検率の向上を図るものであります。

右の10ページの現状と課題の(1)の一番上の表を御覧ください。

本県には、単独処理浄化槽が6万3,355基、合併処理浄化槽が7万7,080基、合計約14万基の浄化槽があり、11条検査の受検率は、単独が40.5%、合併が68.6%、全体で55.6%であり、半数近くの方が受検していません。

9ページにお戻りください。

2、事業の概要であります。

(1)予算額は、646万7,000円。

(5)事業内容は、①単独処理浄化槽転換促進支援につきましては、合併処理浄化槽への転換促進のため、市町村が啓発等を行った場合に支援を行うもの。②法定検査受検体制支援につきましては、指定検査機関である宮崎県環境科学協会に法定検査受検推進員を配置しまして、浄化槽設置者を対象に受検契約手続のサポートを行うもの。③協議会設置に向けた検討につきましては、県、市町村、関係団体で構成される協議会の設置の検討を行うものであります。

3、事業効果であります。

河川浄化が促進され、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られるものであります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況についてでございます。

別冊資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の11ページを御覧ください。

⑩浄化槽の法定検査について、市町村や関係機関とも連携を図りながら、浄化槽設置者が法定検査を受検しやすい環境の整備に引き続き取り組むことについてであります。

県では、未受検の浄化槽設置者に法定検査の必要性を認識していただくため、文書による受検啓発に取り組むとともに、受験申込み用のがきを添え、浄化槽設置者が受検手続を速やかに進められるよう配慮しているところであります。

また、浄化槽設置者と保守点検業者、清掃業者、指定検査機関との間での浄化槽の維持管理や法定検査に関する一括契約などの取組を、関係団体と連携して推進しております。

さらに、令和3年度の新規事業、きれいな川を後世に！浄化槽リノベーション推進事業にお

きまして、法定検査受検推進員の個別訪問による手続のサポートにより、法定検査を受検しやすい環境の整備に取り組むこととしております。

今後とも、市町村や関係団体と連携を図りながら、法定検査受検率の向上に努めてまいりたいと考えております。

当課の説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○鍋島循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

当課の当初予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の221ページをお開きください。

当課の当初予算の総額は、一般会計で4億5,761万9,000円をお願いしております。

主な内容につきまして、御説明をいたします。

223ページをお開きください。

上から5段目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費2,086万8,000円であります。このうち、説明欄の2、海岸漂着物等地域対策推進事業1,917万4,000円につきましては、国の海岸漂着物等地域対策推進事業補助を活用いたしまして、テレビCMなどによる海岸漂着物発生抑制のための啓発ですとか、市町村が実施する海岸漂着物の回収や処理への支援に加え、県内の海岸に漂着したごみの組成調査を行うものであります。

次の(事項)産業廃棄物処理対策推進費3億5,987万6,000円であります。このうち、説明欄の2、産業廃棄物処理監視指導事業の(2)廃棄物不適正処理防止対策強化事業7,578万5,000円につきましては、高千穂を除く7保健所に廃棄物監視員を配置して、不法投棄等の不適正処理に対する監視を強化し、不法投棄の早

期発見、指導、原状回復の徹底を図るものでございます。

一番下の6、産業廃棄物税基金積立金2億1,680万9,000円につきましては、産業廃棄物税の税込等から徴税に要する経費を除いた額を基金へ積み立てるものでございます。

224ページをお開きください。

9の産業廃棄物トラックスケール設置支援事業1,800万円につきましては、産業廃棄物税を適正に課税・徴収することなどを目的といたしまして、産業廃棄物処理事業者が設置いたしますトラックスケール——車両重量計でございますが——この整備に要する経費の一部を支援するものでございます。

その下の(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費7,687万5,000円であります。

説明欄の1、循環型社会推進総合対策事業の(3)改善事業、廃棄物再資源化推進事業と、2の新規事業、「宮崎県食品ロス削減推進計画」スタートアップ事業につきましては、常任委員会資料により御説明をいたします。

恐れ入ります。常任委員会資料11ページをお開きください。

改善事業、廃棄物再資源化推進事業であります。この事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、循環型社会の形成のため、県内の排出事業者などが行う再資源化施設等の整備を支援するとともに、県内で製造されたリサイクル製品のうち、安全、安心なものを「みやざきリサイクル製品」として認定し、その利用拡大を図るものであります。

右側12ページの現状と課題を御覧ください。

(1)のリサイクル率につきまして、次期環境基本計画では、現在の36.2%を令和12年度には41%へと5ポイント近く引き上げることを目

標に掲げており、その達成のためには、リサイクルされにくいガラスくずですとか、廃プラスチック類などの再利用、再生利用が課題となっております。

また、(2)のリサイクル製品につきましても、現在の111製品から200製品へと増やすことを目標に掲げており、新たな製品開発や、県民に認知され、使っていただくことが課題となっております。

このため、次の事業内容及び効果、①の廃棄物再資源化施設整備支援では、宮崎県産業振興機構のコーディネートによって、県内の排出事業者などが研究開発いたしました再資源化に係る新技術の実用化や、ガラス・廃プラスチックが素材の大半を占める太陽光パネル、また、昨今、問題となっております廃プラスチックを再利用、再生利用するために必要な施設整備などに対し、支援してまいります。

また、②のみやざきリサイクル製品認定制度では、みやざきリサイクル製品の周知や利用拡大などに向け、県民に身近な製品の掘り起こしに取り組むとともに、製造者に対しては、認定に当たって必要な安全性検査費用の一部を支援し、これらを通じまして、廃棄物の再資源化推進から、持続可能な循環型社会の形成を図ってまいります。

11ページにお戻りいただきまして、2の事業概要ですが、予算額は4,939万7,000円、事業期間は、令和3年度からの3か年間、事業主体は、県及び事業者等であります。

続きまして、13ページをお開きください。

新規事業、「宮崎県食品ロス削減推進計画」スタートアップ事業であります。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、食品ロス削減を推進するため、次期

環境計画に併せて策定しました宮崎県食品ロス削減推進計画に基づきまして、県民や団体、事業者、行政が情報を共有しながら効果的な啓発活動等を実施するものであります。

右側14ページの現状と課題を御覧ください。

食品ロスの発生状況であります。全国では年間612万トンの食品ロスが発生していると推計され、これは、国民1人当たり、お茶わん1杯分の御飯を毎日無駄にしている計算になると言われております。

本県では、平成28年度に実施いたしましたごみ組成調査におきまして、下の円グラフ、左側のとおり、家庭ごみのおよそ3分の1、34.8%が生ごみで、その内訳は、右側の円グラフのとおり、食べ残し、未利用食品、過剰除去といった食品ロスが45.8%を占めている状況から、一般家庭からの食品ロス量を年間3万1,100トンと見積もっているところでございます。

13ページにお戻りいただきまして、2の事業概要ですが、(1)の予算額は1,213万5,000円で、事業期間は、令和3年度からの3か年です。

事業内容は、(5)にありますとおり、①のみやざき食べきり宣言プロジェクトにつきましても、食品ロス削減パネル展の開催ですとか、啓発CMの放映などを通じまして、県民の食品ロス削減に対する意識向上を図ることとしております。

また、②の食品ロス実態調査につきましても、家庭系、事業系ごみにおける食品ロス発生量などを調査し、それによって得られました成果に基づき、県民や団体、事業者、行政で情報を共有の上、食品ロスに関する効果的な啓発の在り方などについて、③のとおり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

3の事業効果につきましては、食品ロス発生量やその発生原因をしっかりと把握し、食品ロス削減に向け、効果的な取組を実施することによって、廃棄物の発生と排出抑制につなげてまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○日高委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんでしょうか。

○横田委員 環境森林課にお尋ねします。今後、宮崎県内で考えられる再生可能エネルギーは、どういうものを考えておられるのでしょうか。

○横山環境森林課長 県内で考えられる再生可能エネルギーの導入と申しますと、太陽光パネル、それから風力発電といったものが主立ったものではないかと思えます。

○横田委員 現状及び課題の現状のところ、導入量の伸びが鈍化していると書いてありますが、鈍化してきた原因と申しますか、理由はどのように考えていますか。

○横山環境森林課長 平成24年に固定電力買取制度というのが始まりまして、そこで一気に太陽光パネルの導入が進んできました。

ただ、その買取制度も、当初40円で買い取っていただいていたわけですが、今20円ほどになっておりまして、そういった状況もありまして、太陽光パネルの導入がかなり鈍化をしてきているという状況でございます。

○横田委員 菅首相が2050年までの温室効果ガスゼロとか言われていて、私も一般質問でもいろいろ質問もさせていただきまして、こういう事業ができてくることは大変うれしく思っているんですけど、国の動きを見ていると、例え

ば原発でも、40年を過ぎた後でも、また再開させようという動きもあるし、日本の場合、火力発電もなかなか減ろうとしていない状況があるじゃないですか。産業界からもそういった声が大きいいという話も聞くんですけど、再生可能エネルギー、国は言っていることは言っているんだけど、2050年に向けて、本当にそういった動きになるのかなという、すごく不安な思いがあるんですけど、そこらあたりは県としてどのようにお考えでしょうか。

○横山環境森林課長 国では今、エネルギー計画の見直し作業が進んでおりまして、その中で原発をどうするのか、原発に依存するエネルギー割合をどうするのかとか、再生可能エネルギーにどれくらい依存していくのかという見直しが進んでおります。その中で、国は再生可能エネルギーの導入、依存割合というのを増やしていこうという方向性は出ております。

また、温室効果ガスは火力発電で非常に多く出るわけですので、火力発電の割合を落としていこうという方針も検討されているようでございます。やはり国が旗を振って、方向性をまず見直していくということが非常に大事だろうと思っております。

○横田委員 太陽光発電も、パネルの設置には周りの同意も必要だし、設置する場所を探すのも、これから先、苦勞してくることになるのかなと思うんですけども、太陽光発電をどうやって広めていくのか、そこらあたりの考えをお聞かせください。

○横山環境森林課長 太陽光エネルギーの導入に関しては、進めていく必要があるかと思っております。これからは、家庭一戸一戸で導入していくということも必要でありましょうし、また、メガソーラーのような大規模な発電とい

うことも必要かと思えます。

委員がおっしゃるように、周囲との環境の調和というのも大事でございますので、そういった調和を図りながら、地道に進めていくしかないのだろうと思っております。

○横田委員 例えば、宮崎県ではあまり見ないんですけども、農地の上に車両が若干入るようなつくり方でパネルを設置するというようなやり方もあちこちにあると思うんですけど、これから広げていくというのは、非常に難しい段階にも来ているんじゃないかなと思います。しかし、国も計画を持っていますし、県も長期計画の中でしっかりとうたっておりますので、さらなる御努力をお願いしたいと思います。

○横山環境森林課長 昨年10月、菅総理が2050年までにゼロカーボンを目指すとはっきり宣言をされたわけでございます。また、県においても、今回の計画では2050年までにゼロカーボンを目指すことを明確に書き込みをいたしました。

こういったことを通じて、まず意識がしっかり変わっていただくということが大事かと思えます。国民の意識が変わり、また産業界の意識が変わってくることによりまして、方向性として、そちらの方向に向かっていくということを期待しているところでございます。

○有岡委員 宮崎県内に、県外からも資本が入ってきているんですけども、物すごくつくる動きがあるのは、中国資本が流れてきて——中国が大規模な太陽光施策をしている、そういった実態について、宮崎県の場合はいかがなものでしょうか。

○横山環境森林課長 私どものほうで中国の大規模な資本が入ってきているという話は今のところ聞いておりません。

○有岡委員 今後調査していくんですが、林地

開発許可を所管するところだと思うんですが、林地開発許可の段階ではどこの企業が設置するのか、その後どうなったのかとかいう実態は把握していらっしゃるのでしょうか。

○黒木自然環境課長 林地開発許可につきまして、太陽光発電というのは毎年出てきてはいるんですが、中国資本かどうかとか、企業がどういところかというところまでは把握していないところなんです。ただ、ちゃんとした企業であるかどうか、開発するのにちゃんとお金があるかどうか、そういうところは見ているところです。

○有岡委員 要望ですが、20年たって、産業廃棄物として出たときに、企業の所在が分からないということのないように、今後、そういった流れをつくっていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○窪菌委員 関連というわけでもないんですけども、3ページの再生エネルギーアドバイザー派遣事業、212万5,000円ということですが、これは再生エネルギーの導入をサポートすることですよね。課題としては、導入を考える際にアドバイス等を気軽に聞ける環境づくりが必要だということで、エネルギーに関することをいろいろ指導しながらということなんでしょうが——さっき横田委員から、導入が鈍化しているという話もありましたけれど——アドバイザー事業には、どういった団体、人が当たられるわけですか。

○横山環境森林課長 今回の事業で想定しておりますのは、一般財団法人省エネルギーセンターというところからアドバイザーの派遣をお願いしようと考えております。

○窪菌委員 省エネルギーセンターというのはどこにあるんですか。

○横山環境森林課長 本部は東京にあるんです

が、アドバイザーというのは全国におりまして、県内にもアドバイザーが点在をしております。アドバイザーの資格を持つ方々が県内にもいらっしゃるということで、その委託を受けた方々がアドバイザーとして派遣していただくという形になっております。

○窪菌委員 例えば、さっきから話が出ている太陽光発電をやりたいといったときなんかのアドバイス、相談なんかができるんですか。

○横山環境森林課長 そういったアドバイスができる方を派遣していただくということになっております。

○窪菌委員 分かりました。そういった方がいらっしゃるということですが、つくることだけなのか、それとも、その後の運営、例えば、太陽光を準備して、どういうふう運営していくとか、そういった部分まで相談できるんですか。

○横山環境森林課長 今回の事業で予定しておりますのは、まずエネルギーに関して、どのような現状にあるのかということをしっかり見ていただいて、エネルギーの利用実態に応じた削減の方法をアドバイスしていただくということ。

それから、再生可能エネルギーをもし導入するとすれば、こういった方法がありますよとか、この会社・事業所であればこういった再生可能エネルギーがいいんじゃないかというようなアドバイスをしていただくということ。また、それによってどのような削減効果があるのかといったところまでアドバイスをしていただくということでございます。

○横田委員 「水と緑の森林づくり」県民総参加事業についてですが、いろんなボランティア活動がありますけれど、いつも出てくる人は同じ人、同じ団体、なかなか横の広がりができるな

い、難しいというのが共通の課題じゃないかと思うんです。資料に普及活動ということも書いてありますけれど、どのような普及活動して、どのように横の広がりをつくっていくのか、その考え方をお聞かせいただきたいんですが。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 これまでですが、県庁のホームページに県民参加の森林づくりを掲載したりとか、新聞広告、テレビ、ラジオとか、そういうことで森林づくりの機運を盛り上げるといいますか、PRをしてきたところですが、委員御指摘のように、ボランティアのメンバーが固定されている実態を私どもも掌握しておりますので、若い世代にもボランティアに参加していただけるように、インスタグラムとかユーチューブなどのSNSを活用して、PRをしていくような仕掛けを考えているところでございます。

○横田委員 ぜひ、いろんな年代、いろんな社会の構成員、できるだけ多くの人たちが参加していただけるような方法を考えていただければと思います。私たちもいろんなボランティアをやらせてもらっていますけれども、参考になるような啓発活動をやっていただきたいと思います。

○星原委員 昨年で第15回だったですね。そうすると現状と課題に、高齢化や参加者数の頭打ち、認知度を高めるとかということが書いてあって、その左側の啓発事業の中で動画配信とかいろいろあるんですけども、この水と緑の森林づくり運動というのは15回もやってきているんですから、県民総参加といたら、もう少し考え方を変えていかなくちやいけないんじゃないかなと思うんです。

というのは、1つは「水と緑の森林づくりの日」と、11月なら11月の第1か第2か第3か第

4の、土曜日か日曜日と決めるとか。そして、各26市町村の地域の森をお互いに見直したりするために、市町村との連携や学校なんか巻き込んで子供たちに体験学習、あるいは林業団体の皆さん方も絡めて——森林組合とか地域にあるわけです——そういうことを考えるとか。

県民総参加と言うんなら、何か具体的にもう少し踏み込んで計画を立てて、県民の意識が変わるような何かを打ち出さないと、今までも15年やってきているわけですから。

今、横田委員からありましたが、ボランティア団体とか、そういう人たちだけがやるんじゃないで、これも大変かもしれないけど、今後は地域を挙げて取り組む方法を考えてやっていかないと意味がないんじゃないかなと思うんです。

そのために環境森林税を県民は納めているわけですから、地域を挙げた取組に参加できる人が交代でも参加していくとか、子供たちが山や環境に対する問題に取り組むとか、第3日曜の家庭の日、場合によってはそういう日を当てるとか、もう少し具体的に。

今まで15年やってきて課題が見つかったり、どうしたらいいかいろんなことを考えられているだろうと思いますので、これまで以上に前進させるためには、もう少し知恵を絞ったほうがいいと思うんですが、どうなんですか。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 いろんな御提案ありがとうございます。「森林づくりの日」というのは、確かに定めておりませんが、これまでは森林づくり期間ということで、11月1日から12月、そういう漠然とした設定の中で県民ボランティアの集いをその期間中にやるとか、そういう展開をしてまいりました。

委員の御指摘のとおり、森林づくりの輪の裾野を広げていくためには、いろんな取組が必要

だと考えておまして、令和3年度予算の中でこのあたりも支援してみようというところで、今まで林業団体がボランティアを募るような活動については支援をしておりませんでしたので、先ほど御指摘がありましたような、例えば、森林組合であるとか、林業研究グループ、そういった林業団体が企画するボランティア活動にも来年度から支援していくこととしております。

○星原委員 宮崎は杉の素材生産日本一をうたっているわけですから、そういう面と絡めたときに、こういう形で県民挙げて、県民総参加事業を行っているんだと。365日の中で、取りあえず1日だけでも、県民の皆さん方に自然のよさや木材等に対することを考える日というのを取り入れていったらどうかなと思うんです。

毎年、ある一部の人だけでやっている事業にしか見えなくなっているんです。人口減少も進んでいく中でありますから、ある一部の人だけがやっているだけで、地域を守る、あるいは山を守るという意識を地域で本当に維持できるのかなという気がするんですけれども、どうなんですか、部長。

○佐野環境森林部長 室長から現状とか、いろいろ対策というのは御説明させていただきましたけれども、星原委員から御指摘がありますように、もっと教育現場ですとか団体とか、従来の幅が広がるような対策が、そういう対策の充実というのが重要だろうというのは考えております。

そういう意味では、国も山の日というのを設定して、山と親しむというようなこともやっていただいておりますし、宮崎県としても水と緑の森林づくり条例というのを定めて、その中で森林づくり月間なり、取組をしていっているところではありますが、おっしゃるように現状とし

では、先ほど申し上げましたように、まだまだ広がりがない。むしろ縮小していく部分もあるというような現状ではあります。

ただそういった中でも、室長のほうからも説明がありましたけれども、例えばイベント一つ実施するに当たっても、森林組合さんとの協働によってボランティア会場の整備なりとか準備をさせていただいたり、あるいは学校にも直接、子供たちに呼びかけをして、幼い頃からそういった山に親しむ、森林の理解を進めるといったことにも取り組んできているところでもあります。

それに先ほど室長が言いましたように、動画配信ですとか、さらなる組合と企業との連携というのも強化するというところに、来年度からまた取り組むという部分もございます。

委員御指摘のように、そういったものがまだまだ不十分なところがあるかと思っておりますので、さらにそういったところに税の活用などを積極的に生かしながら取り組みたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○有岡委員 先日、企業の森づくりということで、地元の新聞等で紹介があったので、大変ありがたいことだと思っておりますが、これは具体的に県内どれぐらいの企業が協力させていただいて、その企業はどういう企業だと紹介する場面はあるのか、お伺いいたします。

○広島みやざきの森林づくり推進室長 現在、企業の森づくりに38企業が61件、385ヘクタールの企業の森を設定していただいております。県内、県外企業に参加していただいているんですけども、県内に本店を持ちます企業が19企業で、県内に支店を持つ企業が16企業、そして全く県外の企業は3企業、合計38企業ということになっております。

県内の企業で特に活動が活発な企業というの

が旭化成でございまして、*約30ヘクタールの企業の森を造成していただきまして、企業の森づくりを引っ張っていただいております。

今年度、企業の森づくり継続協定を結ばれたところが霧島酒造、また、株式会社MR Tもミーモの森を継続していただいております。比較的大きな企業が多いですので、中小企業も参画していただけるように、企業の森づくりの輪を広げていきたいと考えております。

○日高委員長 発信する場はありますかという質問だったんですけど、そういうのはあるんですか。

○広島みやざきの森林づくり推進室長 失礼いたしました。発信する場につきましては、企業訪問や、イベントがあるときに展示会をしたり、企業の森づくりの冊子をつくってPRをしたり、いろんな仕掛けをしております。

○有岡委員 一つの考え方ですが、取組として、例えば県の広報の中で、こういった企業が協定を結んで頑張っていますとか、民間団体でこういう団体が森づくりをやっていますとか、そういうコーナーを設けて紹介するというのも、企業にとってのメリットでもありますし、県内のそういった企業が頑張っているという姿が見える、県民に知らせる方法としては有効じゃないかと思うので、また今後とも御検討ください。

○窪菌委員 今の関連なんですが、植栽されます木なんですけれども、これは針葉樹が多いんですか、それとも広葉樹なんですか。私は小林市のひなもり台辺りの近くに住んでいますが、ひなもりの山の森づくりに毎年行っているんです。

鹿よけをずっとしているんですけど、去年植えた分が翌年に行ったら、もう芽を食われて

いるんです。どこから入るのか分からないんですけど、片っ端から食っているというような感じの場所もあったりして被害もかなり出ていて大丈夫かなという気がするんです。

そういった中で、毎年少しずつ植樹して行くんですけど、食われているのは特に広葉樹の葉っぱなので、まだ杉とかヒノキなんかも植えることはあるのかどうか。

それと参加する人なんですけれども、幼稚園とか、そういったところが参加しているようです。学校関係になると、子供の部活があったり何だり、ほとんど日曜日ですから、なかなか参加しにくいという部分もあるのか分かりませんが、親子連れで参加していらっしゃるといのがよく目につきます。そういったようなことで、低学年のほうが広まりやすいかなという気はするところです。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 企業の森を見ますと、圧倒的に広葉樹が多いです。広葉樹もヤマザクラとか、花が咲くものとか、ドングリを実らせるカシの木だとか、そういうものが多く植栽されております。

○窪菌委員 ヒノキとか杉という針葉樹はほとんどないですか。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 企業の森づくりにおきましては、ほとんどないです。広葉樹植栽がメインになっております。

○日高委員長 環境森林課、ありますでしょうか。

それでは環境森林課以外でお願いいたします。

○窪菌委員 リサイクルの話なんですけど、今回、私もこのことに関して一般質問をさせていただいたところなんですけれども、10年後には200品目のリサイクル製品にするということです。今の産業廃棄物の中では、どんなものが200品目に

持っていかれるような考えがあるのか。

また、ガラスくずとか廃プラスチック、こういった類の処分の方法は仕分しかないので、どういった考え方でいらっしゃるのか。今、プラスチック類による海の汚染も含めて、非常に社会問題にもなっているようですが、そういったプラスチック類の処分をどう考えているのか。

それともう一点なんですけど、産業廃棄物の再生に必要な施設の整備を支援するというのですが、この中で太陽光発電が入っています。非常にたくさんの太陽光発電が県内にも点在しているわけですが、あくまでもこれは私の主観なんですけど、10年後、20年後にこれが機能しなくなる。そうしますと、どうしても産業廃棄物が出てくるということ。

そうすると、今はいいんですけども、将来的に、発電ができなくなったとか、発電機能が落ちてきて再生が割に合わんというようなことで、それを廃棄するというのがかなり出てくるのかなという気がしてならないんです。大きな社会問題として、それが必ず来る時代が来るなと見ているんですけど、そのあたりの考え方。

それから、太陽光パネルについては、そういうことがないようにということで、一部積立てをしていくというような話もあるんですけど、そういうのは今後どうなっていくんでしょうか。

3点ほど、お願いします。

○鍋島循環社会推進課長 まず、リサイクルをする資源、新たに何かあるのかということでございますが、今現在は、プラスチックと太陽光パネル、ガラス類ということです。

廃棄物処理計画——これは環境計画の一部でございまして、それを策定するにあたりまして、ガラスを埋め立てる、プラスチックを

燃やすということがどうしてもなされていたものですから、それを何とか再利用できないかなということで、今回2つ上げさせていただきました。

今後につきましては、また状況を見ながら、再利用できそうなものについて、指定品目とかいう形で支援をしていく必要があると考えているところでございます。

また、プラスチックのことににつきまして、これは先ほどもお話をしましたが、国がプラスチックの循環に係る法案を今国会に提出をされております。プラスチック資源循環法というものでございますが、その中で一般廃棄物、私たちの生活で出てきますプラスチック類につきまして、細かに分別をするような形を市町村に求めると聞いております。実際どうなるか分かりませんが、そういったものになりますと、私たちの生活でラップとかをくちやくちやくにして燃えるごみに捨てていたというのを、今度は、資源というふうなボックスをつくって、そこに入れて回収していただくといったこれまでの生活とは違う変化をしていただく必要があろうかなと考えております。

あと一つ、先ほど委員のほうから御指摘がございました太陽光パネル施設整備の関係でございますが、結局は再利用する施設がないものですから、パネルが来て、外枠を外して、がしゃんとやって、それを埋めるということになっております。しかし、きれいに解体をして、ガラスはガラス、プラスチックはプラスチック、金属は金属というふうに分別に取組もうとする企業もございますので、そこを支援するのが今回の事業であります。

併せまして、今設置してる太陽光パネルが放置されるといけないものですから、国で設置除

去にかかるお金を積み立てていこうということも議論されているようでございます。今後どのようになるか、はっきりと分かりませんが、そういった動きを見ながら廃棄物の関係で県としてできることにしっかり取り組まないといけないなと思っておるところでございます。

○窪菌委員 最初の111品目を200品目にするという質問についてはどうですか。

○鍋島循環社会推進課長 失礼いたしました。111品目を10年後、200品目にするんですけども、先ほどもお話をいたしました新たなリサイクル製品の研究開発をする企業を産業振興機構が支援しておりますので、そこに産業廃棄物税を充てて、支援をしているところでございます。

それが実になるような形の施設整備を行いますとともに——今の廃棄物というのはいろいろあります。例えば食品であれば、ミカンでジュースをつくって絞りがかすが出ます。これも廃棄物なんですけれど、実際新たなものに変えられているんですが、これはリサイクルという認定にはなっておりません。こういったものもリサイクルとして認定できるのかどうかといったことを研究していきながら、200品目にしたいなと。既にリサイクルされているものについて、品目に入れられないかといったこともやっていかなきゃいけないと思っております。

○窪菌委員 例えばコンクリートならコンクリートの砕石にするとか再利用するような製品にしますというのは、今のところ具体的にはないということですか。

○鍋島循環社会推進課長 既に砕石クラッシャーランにつきましては認定をしております。この認定をしておる品物につきまして、しっかり使われるような形で認知を深めていかなきゃ

いけませんし、新たなものという話ですが、建築資材はかなり充実しております、「ひなたeco」というものがあるんですけども、9割ぐらいが建築資材になってございます。

ですから、それ以外のところに範囲を広げていかないと、200品目は難しいかなと。新たなところと今あるもので再利用されているものにつきまして、この中に乗っけていきたいと考えておるところでございます。

○窪菌委員 今からということですね。あと111品目を200品目にする、製品としての認定をするということは、今から開発した後にやりますよということになるんですか。

○鍋島循環社会推進課長 これから新たなものを認定しますし、今あるもので認定できるものについては、その企業さんとお話をしながら認定をさせていただき、200品目にしたい、また、これらを県民の皆さんに伝えていただけるように、いろいろ活動していきたいと考えております。

○窪菌委員 分かりました。先ほどの太陽光パネルの話なんですけど、ガラス、金類、そういったものを分別して、ガラス類なんかを埋めるといような話なんですけど、ビニール類とか、一般の家庭ごみのリサイクルについては、一般人——僕らの地域の分別ゴミを持ってくる人——は大体、再生ということが頭にあると、何かに利用できるんだ、だから分別してゴミを出すんだという意識があると思うんです。

例えば、ジュースの缶やペットボトルはいろんな再利用製品ができていますので、そういったものに変わっていくんだろうという意識が非常に強いと思うんです。

だから、リサイクルの推進も、そういった部分では意識が高まっているんですけども、埋

めますとか燃やしますとかという話になると、そういった意識が薄れてくるのかなという気がしてならないんです。

というのは、私は小林市に住んでいるんですけど、小林市は北清という企業があって、リサイクルに早く取り組んだ街です。宮崎市内は、その当時、リサイクルはしていませんでしたので、何で小林市だけ分別しないといけないのか、そんな話がいっぱい来ました。そういった歴史があったもんですから、リサイクルに早く意識が向いたということもあったのかなと思うんですけど、埋めるとか燃やすとかいうのは、どうも意識が薄れていくような気がしてならないんです。そういったところあたりは、どういふふうに考えていらっしゃるんですか。

○鍋島循環社会推進課長 非常に難しい御質問をいただきました。県民の皆様、それぞれの市民、町民、村民の皆さんの意識というのが大切になっております。私たちの生活、容器包装リサイクルというふうなことで一般廃棄物の中では、プラと書いてあって、リサイクルマークがついたものについては資源ごみ、プラスチックのほうで集めてくださいねというふうになっておるところで、それを集めましたら、市町村は容器包装リサイクル法に基づいて、今度はリサイクルの協会——というのは全国のがあります——に引き上げていただいて、それは再生利用されている。

国のほうは、今度、プラスチック循環法というのを制定いたします。この中でプラスチックでできているもの、例えばここもプラスチックにできますし、細かなものまでそれらを再循環させるといふふうなこと、できるだけ埋立てはしない、燃やさない。資源としてプラスチックを取り扱うことを目指しております。

です。私達の生活、これまで以上に細かく分けなきゃいけないのか。それとも一括で集めて、それをどこかで仕分するのか。これはまだこれからだと思うんですけども、法律ができて、国のほうからまたいろいろこういうふうな方法で、と指示があるところなんですけど、取りあえず私どもとしましては、今現在、燃やされたり埋められたりしているプラスチックを何とか再循環させるということでもって、今回この事業を組み立てたところでございます。

○星原委員 お聞きしたいんですが、今の事業の内容の廃棄物再資源化施設整備支援の中の最後のほうに、「廃太陽光パネルなど」と入っていますよね。この太陽光パネルが耐用年数はどれぐらいなのか私も分かりませんし、いつから廃になるのかというのが分からないんですが、今かなり太陽光パネルが設置されていますから、これからかなりそういったものが出てくる時期が来ると思うんです。

これから排出規制とかで、車も電気自動車とかということになってくると、電気利用というのは、結構出てくると思うんです。

そういう時代を想定したときに、パネルを捨てるのか、パネルの上に、何センチか分かりませんがパネルを重ねて、何年か分かりませんが耐用年数が来る間は現状のままで使えるのではないかと考えているんです。県の段階でそこまでどうかというのは、なかなか言えないと思うんですけども、そういう研究でもされていけば、廃棄しなくてもいいような気もするので。そういう研究はありますか。

○横山環境森林課長 パネルの寿命ということなんですけれども、残念ながら製品によって様々、10年もあれば15年もあればということでしょうし、ある程度発電能力が落ちてきたことをもっ

て、新しく更新をするということも考えられましょうし、これは一概に寿命が何年というのは申し上げられないと思っております。

また、昔のものと今のものというのは製品の性能が全く違いますので、今から入れるものがどうなのか、過去のものがどうなのか、その辺は本当になかなか把握が難しいということだと思います。ただ、不要になったものにつきまして、あるいは廃棄するものにつきましては、先ほど循環社会推進課長が申しあげましたような事業をもってリサイクルに回していくということが大事であろうと思っております。

○佐野環境森林部長 星原委員から御質問のあった技術開発の関係でいきますと、現状においては耐用年数が来て使えなくなったら、基本的には廃棄します。これまでは最終処分場に行くというのが多かったんだろうと思いますが、太陽光パネルはレアメタル等の資源を使ってきた貴重なものだと思いますので、そういったものが分解されて、別々に回収していく技術の開発が進んでいるんだと思います。しかし、まだコストや時間がかかるということで、実用化まで至っていないのだろうと思います。

国は、そういった現状を踏まえて、ゼロカーボンを目指す上では再生可能エネルギーの導入というのは重要な方向ですし、また持続可能な社会を構築するためにも、廃棄物も含めて、循環型の社会をつくるということが大事でありますので、例えばグリーン成長戦略の中で、そういった研究開発技術の——先ほどおっしゃったような——耐用年数を延ばす方向での取組、研究開発があれば、そういった企業を支援するというような取組も進むんだろうと思います。

県としては、独自に研究するというのはなかなか難しい問題ではありますので、国の取組で

すとか企業の取組、そういったことを踏まえて、情報の提供とか普及啓発、そういったものに努めるような形になろうかと思っています。

いずれにしても、循環型社会、再生可能エネルギー導入の促進に向け努力してまいりたいと思っています。

○横田委員 以前、ゼロエミッションという言葉をよく見聞きしていたんですけど、ゼロエミッションというのは、一つの産業から出た廃棄物を次の産業が原料、材料として使って、それを繰り返すことで最終的に廃棄物ゼロにしようという考え方だったと思うんですが、最近あまり聞かないなと思っているんですけど——リサイクルとはちょっとニュアンスが違うような気がするんですけど——ゼロエミッションの考え方はなくなったのか。それとも再資源化推進事業のようなリサイクルの事業をゼロエミッションと考えるのか、いかがでしょうか。

○鍋島循環社会推進課長 ゼロエミッション、なかなか聞かなくなった言葉でございます。国のほうは循環型社会を形成するということで、まずは排出抑制をしましょうということで、3Rを提唱しております。県のほうは4Rということで、これまで県民運動としてやって、これからもっと深くしていかなきゃいけないなと思っているところです。そういった考え方は、企業にかなり浸透している部分があるかと感じておるところです。

ゼロエミッションはなくなったのかどうかは分からないんですけども、4Rということで、大量生産、大量消費、大量廃棄というふうなことを変えて、循環させなきゃいけないということは、企業の中に浸透していると思っておりますので、今後ますます4Rを推進していかなきゃいけないと考えておるところでございます。

○横田委員 企業も含めて、みんなが廃棄物をなくそうという考えになることがすごく大事だと思いますので、例えば、うちの産業から出る廃棄物を何とかほかの産業で使えないかということで、連携しながら研究していただくとか、そういったこともぜひ、リサイクルと併せてやっていただけたらいいんじゃないかなと思います。よろしくをお願いします。

○鍋島循環社会推進課長 今、横田委員よりすごい助言をいただきました。これをなくしちゃいけないとっていて、横と横との連携、上と下との連携、県民全体の意識、そういったものがつながっていくような形で循環型社会を目指す、そのような方向で今後取り組んでいきたいと思っております。

○河野委員 廃棄物関係の輸出です。今年の1月から規制が非常に厳しくなったということでお聞きしているんですけど、何条約でしたか。

○鍋島循環社会推進課長 今、手持ちがございませんので、この後の総括質疑のときに回答したいと思います。

○河野委員 その条約の中で廃プラスチック関係の輸出が非常に厳しくなって、中国なんかは輸入を否定してしまっていますけれど、東南アジアの受け入れ条件が非常に厳しいという中で、廃プラスチックを、形を整えて輸出するということがオーケーが出る場合があるとお聞きしているんですけど、その形を整える施設というのか、そういうものも対象になるのでしょうか。

○鍋島循環社会推進課長 今、委員御指摘の部分につきましては、プラスチックを資源化することかと思えます。輸出を目的として成形するというふうなことになろうかと思えます。

私どもが考えておりますのは、外に出すのではなくて、プラスチックを使って何か物をつくっ

て、それを製品として活用していただくということに対して支援をしようということですので、申し訳ありませんけれども、成形をして外に出すということに対しての支援は無理だと考えております。

○河野委員 分かりました。事業内容の①廃棄物再資源化施設整備支援と②みやざきリサイクル製品認定制度の予算額は、幾らと幾らぐらいになっているのでしょうか。

○鍋島循環社会推進課長 ①の事業に関しまして、これは補助費になりますけれども、4,000万円を考えています。残りを下のリサイクル製品認定制度というふうなことに充ててまいります。

○日高委員長 そのほかで、お願いします。

○窪菌委員 9ページのきれいな川を後世に、ということなんですが、いまだに浄化槽全体の半分近くが単独処理浄化槽で占めているということで、合併処理のパイプが通っているところは、この事業で推進できるんですけど、パイプがない場所に新しい家ができたりして、大きな集落になったりしている場合の、例えば、合併処理浄化槽の建設費であったり、工事費であったり、パイプを埋める費用等は、今、国の事業はどんなふうになっているのでしょうか。

また、自治体が負担をする分もかなりありますので、こういったのは今どういうふう動きがあるのでしょうか。

○佐沢環境管理課長 委員がおっしゃっているのは、公共下水道事業とか農業集落排水事業のことだと思われま。

現在、公共下水道は県内に17市町村、32か所ございます。まだ整備中のところが宮崎市、都城市、併せて9市町でございます。整備が終わっているのが串間市等の8市町村でございますので、まだ整備の途中でございます。

農業集落排水事業、漁業集落排水事業の整備は終わっています。ただ、今、人口は少なくなっておりますので、農業集落排水を公共下水道につなぐとか、そういう検討をしている市町村もございます。

どのくらいの進捗状況かは、県土整備部や農政水産部に聞かないと、分からないところでございます。

○窪菌委員 合併処理浄化槽の集落にしても何にしても、こういう事業はないということなんですか。

○佐沢環境管理課長 合併処理浄化槽は家庭にそれぞれにつけるもので、これはまだございません。

○窪菌委員 農業排水はどうなんですか。最終処理場とか何というか分からないですけど。

○佐沢環境管理課長 新しくは、もうできないと聞いております。

○窪菌委員 例えば、新しくいろんな団地ができてくるんですが、そういう集落では、皆さん単独槽をつけられるんですけど、最終的にはそれを集落排水管につないでくださいといった指導を自治体がされるんですね。赤字にならないようにということ。

それもそうなんですけれど、集落配水管がないところは単独浄化槽の設置で終わりでもいいんですか。その差というのがかなりあると思うんですけれど。

○佐沢環境管理課長 公共下水道や農業集落排水等の管路が来ているところは、浄化槽を使わずに、そこに接続をしてくださいと市町村はお願いしているかと思えます。

○窪菌委員 ないところはどうするんですか。

○佐沢環境管理課長 ないところは合併処理浄化槽をつけていただくということになります。

○窪菌委員 それでいいんですね。

○日高委員長 よろしいでしょうか。ほかにありませんでしょうか。

○横田委員 決算特別委員会の指摘要望事項のことですけれど、一括契約等の取組を関係団体と連携して推進しているということなんですけど、現段階で一括で契約できている割合はどれくらいあるんでしょうか。また、最近の伸び状況を教えていただきたいんですけれど。

○佐沢環境管理課長 今、一括契約などやっているところが宮崎市、*都城市、延岡市、小林市、西都市、えびの市、高原町、国富町、綾町になっております。そして、現在協議中のところが西臼杵3町であります。

○横田委員 ということは県内一円、どんどんそういう方向に進んでいるということで理解してよろしいんでしょうか。

○佐沢環境管理課長 県内全域、こういう一括契約等が進むといいと思っておりますので、推進していきたいと思っております。

○有岡委員 循環社会推進課の予算説明資料の224ページをお尋ねしたいと思いますが、前回の補正の中でも不法投棄の話をさせていただきましたが、対応連携モデル事業ということで200万円という金額が出ておまして、令和2年度にどういうことをやってこられたのか。そしてまた令和3年度にどういう工夫をして取り組もうとされているのか、内容が分かれば教えていただきたいと思っております。

○鍋島循環社会推進課長 不法投棄に対応しまして、これは宮崎県産業資源循環協会というところに対して支援をいたす事業でございます。

不法投棄されているものにつきましても、長期間にわたって放置されているものの洗い出しを行いまして、そこに対する廃棄物の撤去に要

する費用を協会のほうに支援をいたしまして、今年度2件、実施というふうなことになっております。

来年度につきましても、200万円という予算でございますので、その規模によりますが、大体2件程度かなと考えておるところでございます。

○有岡委員 身近な話題では、県道沿いに不法投棄がしてあって、例えば警察の方たちもパトロールをしていただくとか、そういうお話をしたりするんですが、モデル事業として協会に委託するのも大事ですが、もっといろんな関係者と連携して、不法投棄に対する意識づけをしていくという工夫も必要じゃないかなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○鍋島循環社会推進課長 今、委員のほうから御指摘がありました。確かに県民の生活に身近なところで多くのごみが捨てられています。そういったところをきれいにしていけないと、また誰かが捨てることになってまいります。

ですので、県民の皆様の地域できれいにしていこうという取組に何とか支援できないかなということも考えておりますので、今、委員のほうから御指摘のあったことを参考にしながら考えていきます。

○佐沢環境管理課長 先ほど、横田委員より一括契約について質問がありましたが、都城市はまだ協議中でした。訂正させていただきます。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 企業の森づくりの答弁に関しまして、旭化成の企業の森づくりの協定面積が30ヘクタールと説明いたしましたが、実際は49ヘクタールの協定をしておりますので、訂正をさせていただきます。

もう一点でございますが、企業の森づくりの

※このページ右段に訂正発言あり

PRということで、企業の森づくりの相談窓口を委託している県の緑化推進機構が、企業の森づくりに参加している企業を3月下旬の宮崎日日新聞の広告記事で紹介するようにしておりますので、ここに報告させていただきます。

○鍋島循環社会推進課長 先ほど河野委員のほうから御質問を受けました条約でございますが、バーゼル条約です。

○窪菌委員 歳出予算説明資料の219ページの上のほうにあります土呂久関係ですけれども、公害健康被害者救済及び指定地区住民の健康被害診断とありますが、この土呂久公害の認定を受けられている方は今もまだいらっしゃるんですか、どのくらいいらっしゃるんですか。

○佐沢環境管理課長 土呂久公害の認定患者は、これまで210名の方を認定しております、1月31日現在ですけれども、生存者が41名いらっしゃいます。県内に36名、県外に5名、年齢は66歳から95歳、平均年齢83歳となっております。毎年検診をやるんですけれども、大体50名から80名の方が観察、診察を受けていらっしゃいます。毎年大体1名から2名、多いときで3名、認定されております。

○窪菌委員 長い間、非常にいろんな苦しみやらあったということですが、増えているという話なんです、今後もそういう傾向が続くんでしょうか。

○佐沢環境管理課長 土呂久鉱山が昭和37年まで操業しておりましたので、言い方がいいのか悪いのか分かりませんが、人間の寿命を考えると、あと20～30年は続くのかなと思っております。

○日高委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○日高委員長 再開いたします。

午後は1時再開ということです。よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後0時57分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他報告事項に関する説明を求めます。

○横山環境森林課長 環境森林課でございます。常任委員会資料44ページをお開きください。

令和3年度環境森林部組織改正案についてでございます。

環境森林部では、令和3年4月1日付で、森林・林業施策の企画立案機能及び森林経営管理制度の実施体制を強化するため、環境森林課及び森林経営課の業務を再編いたしまして、環境森林課に林政計画担当を、また、森林経営課に森林管理推進室を設置することといたしまして、併せて、みやざきの森林づくり推進室を廃止することといたしました。

これは、森林・林業が、担い手の減少や高齢化の進行、多発・激甚化する自然災害、森林資源の適切な管理への対応等、様々な課題に直面しており、森林・林業施策の企画立案機能を強化する必要があること、また、自然災害を軽減するとともに、多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりを推進するためには、手入れの行き届かない森林への対応が極めて重要であるためでございます。

なお、廃止されるみやぎきの森林づくり推進室の業務のうち、豊かな森林づくり担当が所管する業務については林政計画担当に、また、県営林担当の業務は、森林管理推進室に移管することとしております。

説明は以上でございます。

○佐沢環境管理課長 常任委員会資料45ページをお開きください。

第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画の策定について御説明いたします。

お手元に計画案の冊子も配布しておりますが、常任委員会資料に概要をまとめておりますので、常任委員会資料で説明させていただきます。

本計画につきましては、これまでの常任委員会において、計画骨子案、計画素案を御説明してきたところではありますが、計画案がまとまりましたので、概要を説明させていただくものでございます。

まず、(1)計画策定の趣旨等ではありますが、本計画は、みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づく計画であり、宮崎県環境基本計画における生活排水対策の推進についての方向性を示し、施策を実施するための計画として位置づけられております。

(2)計画期間は、令和3年度から12年度までの10年間です。

(3)計画策定の経過につきましては、昨年11月に環境審議会に諮問して以降、12月から1月にかけてのパブリックコメント及び市町村への意見照会、その後、環境審議会の答申を経て、今回計画案を御報告させていただくものであります。

右側の46ページを御覧ください。

(4)計画策定のポイントであります。

今回の計画では、上段の生活排水処理の目標

の囲みにありますように、生活排水処理施設の早期整備の目標として、令和12年度までに生活排水処理率を91.8%に、汚水処理人口普及率を95%にそれぞれ引き上げることとし、また、持続可能で効率的な運営管理の目標として、全市町村を対象とした広域化・共同化計画を策定すること及び浄化槽の法定検査受検率を令和12年度までに75%に引き上げることといたしました。

これらの目標を達成するために、下段にあります4つの施策に取り組むこととしております。1つ目は、生活排水処理施設の計画的な整備や浄化槽の転換促進など、生活排水処理施設の早期整備。2つ目は、施設の広域化・共同化や浄化槽の適正な維持管理促進などの持続可能で効率的な運営管理。3つ目は、県民への適正な生活排水処理の周知などの県民啓発。4つ目は、河川浄化運動を実施する団体等との連携であります。

今後は、本計画に基づき、県、市町村及び県民が一体となって生活排水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資料の47ページをお開きください。

環境影響評価の条例対象事業の追加について御説明いたします。

(1)アセス条例の基本的な考え方ではありますが、アセス法では、地域の実情に応じたアセス条例を定めることができるとされており、本県では、恵まれた自然環境を保全するため、アセス法の対象事業よりも小規模な事業等についてもアセス条例の対象としております。

(2)アセス法とアセス条例の対象事業ではありますが、右の48ページの一覧表を御覧ください。

左から対象事業の種類、法律の規模要件、一番右が条例の規模要件であります。

アセス法の第1種事業は、開発の規模が大きく環境影響の程度が著しくなるおそれがあるとして、環境アセスメントを必ず行わなければならないものであります。

また、第2種事業は、規模要件が第1種事業の75%となっており、環境アセスメントを行うかどうかは、国が個別に判断することとなっております。

一方、アセス条例の規模要件は、第1種事業の50%としており、さらに、表の下段の工場・事業場建設やレクリエーション施設等は、アセス法の対象事業ではありませんが、アセス条例の対象としております。

47ページにお戻りください。

(3) 太陽光発電所の対象事業化についてであります。

太陽光発電所につきましては、土砂流出や反射光、景観への影響などの問題が全国的に発生していることから、アセス法では、昨年4月から大規模なものが太陽電池発電所という名称で対象事業に追加されました。

このことを踏まえ、本県におきましても、太陽光発電所をアセス条例の対象事業に追加することといたしました。

なお、規模要件の単位としては、アセス法では出力が採用されておりますが、太陽光発電所につきましては、土地造成などの平面的な開発事業に伴う環境への影響が大きいことを考慮し、アセス条例では出力でなく面積を採用し、規模につきましては、既に条例で対象としている工業団地などの面的な開発事業につきましては、50ヘクタール以上を規模要件としておりますが、太陽光発電所につきましては、様々な環境保全上の問題が全国的に発生していることを考慮し、35ヘクタールとしております。

(4) 現行との変更点ではありますが、右の48ページの下から2段目、太枠で囲まれた部分を御覧ください。

現行のアセス条例では、太陽光発電所は、面積が50ヘクタール以上で、土地の造成を伴う場合に、その他の土地造成事業として、条例による環境アセスメントの対象としております。

同じ表の中ほど、網かけされた部分を御覧ください。

今回、太陽光発電所を法律と同様に条例の対象事業に追加することで、面積が35ヘクタール以上の案件は、土地の造成を伴わない場合でも、環境アセスメントが必要となります。

再度47ページにお戻りください。

最後に、(5) これまでの経緯と(6) 今後の予定ではありますが、1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施し、2月10日の環境審議会に改正の概要を報告いたしました。

この後、今月下旬に、条例施行規則の改正・公布を行い、10月1日に施行する予定といたしております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○日高委員長 その他報告事項に関する説明が終わりました。

質問はありませんでしょうか。

○横田委員 今の環境アセスメントですけれども、太陽光発電所が工業団地の面積要件より厳しい35ヘクタールということですが、環境アセスに通らないとき、どういう条件が考えられるんですか。

○佐沢環境管理課長 本県の面的の35ヘクタールというのは——全国的にいろんな問題が発生していることもありますけれども——アセス法の対象が4万キロワットということになってお

りますので、本来、本県は4万キロワットの50%、2万キロワットが対象になるはずなんですけれども、面的な規制をしなないといけないということで、2万キロワットは、どのくらいの面積になるのかの逆算や、今までの例を参照すると35ヘクタールとありました。ちょっと厳しいんですけれど、国の50%ということで35ヘクタールといたしました。

○横田委員 それは分かりました。先ほど聞いたかったのは、環境アセスメントをして、要件として通らないというか、太陽光発電をつくるのが認められない条件はどんなものがあるんですかということです。

○佐沢環境管理課長 環境アセスメントは許認可とは違ひまして、手続を定めた法律や条例になりますので、法律、条例に基づく手続をやっただけで、環境に配慮していただく工法等をやっただけでは禁止するというものではないです。

○日高委員長 関連でありますか。そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは以上で、環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の議案審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時18分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

これより、自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の議案の審査を行いますので、順次説明を認めます。

○横山環境森林課長 議案第43号「宮崎県森林・林業長期計画の変更について」、御説明をいた

します。

お手元に計画案の冊子を配付しておりますが、常任委員会資料に概要をまとめておりますので、先ほどの環境計画と同様、常任委員会資料で説明をさせていただきます。

常任委員会資料41ページをお開きください。

本計画につきましては、先ほど御説明しました環境計画と同様、これまでの常任委員会におきまして、計画骨子案、計画素案を御説明してきたところがございますが、計画案がまとまりましたので、概要を説明させていただくものがございます。

従来の説明と重複する部分もありますが、御了承をいただきたいと思ひます。

まず、1、計画策定の趣旨等であります。

本計画は、本県林政の基本方針となるものとしてございまして、県総合計画の部門別計画として位置づけられております。

計画期間は、2、計画期間にありますとおり、令和3年度から12年度までの10年としております。

3、計画策定の経過につきましては、一昨年12月、森林審議会に策定を諮問して以降、4回の森林審議会議長計部会や森林審議会での審議、7月の林業関係団体との意見交換会、10月の市町村、林業関係団体への意見照会、12月から1月にかけてのパブリックコメントの実施を経まして、去る2月4日に森林審議会から答申をいただきまして、環境計画と同様に、議会の議決をいただくため、今議会に議案を提案したところでございます。

右側のページを御覧ください。

4、計画策定のポイントについてであります。

今回の計画では、上段左側の情勢の変化の囲みにあります、人口減少社会の到来や新型コロ

ナウイルス感染症の影響などの情勢の変化や、その右側、森林・林業・木材産業の現状と課題の囲みの右側の課題にあります、森林経営管理制度の推進や木材需要の拡大、林業労働災害の防止などの課題に対応するため、基本目標を「持続可能なみやぎの森林・林業・木材産業の確立」、また、副題を「多様な森林づくりとイノベーションを通じて」としまして、施策を展開することとしているところでございます。

この基本目標の下、その下にあります基本計画、重点プロジェクト、地域計画に取り組むこととしております。

基本計画では、多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりなど、3つの方向ごとに施策を展開することとしております。

この中で、多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりでは、森林経営管理制度の推進やICT等を活用した効率的な森林管理、持続可能な林業・木材産業づくりでは、非住宅分野等への木材利用の拡大などについて新たに項目を設けたところでございます。

また、重点プロジェクトとして、スマート林業などを推進する林業イノベーションプロジェクト、木材の生産・加工・流通改革と新たな木材需要の開拓を目指す木材産業サプライチェーン構築プロジェクト、多様な担い手の確保・育成を目指す担い手確保・育成プロジェクトの3つを掲げたところでございます。

本計画の御承認をいただければ、今後、本計画に基づきまして各種施策を展開してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○黒木自然環境課長 自然環境課の当初予算について説明いたします。

歳出予算説明資料の225ページをお開きくださ

い。

自然環境課の当初予算は、左から2列目の欄にありますように、一般会計で37億6,166万円をお願いしております。

それでは、以下、主なものについて説明いたします。

227ページを御覧ください。

中段の(事項)自然保護対策費1,990万9,000円であります。

これは、自然環境の保護等に要する経費であります。

説明欄の5、宮崎県版レッドデータブック改訂事業は、2010年度に発行しました宮崎県版レッドデータブックを改訂し、発行・配布を行うものであります。

めくって、228ページをお願いします。

下から2番目の(事項)荒廃溪流等流木流出防止対策事業費3,000万円であります。

これは、台風など異常な降雨等に伴い、溪流に堆積した流木や、溪流沿いにある不安定な立ち木の撤去などを行い、流木の流出を防止するものであります。

次に、一番下の(事項)森林病虫害等防除事業費9,210万5,000円であります。

これは、松くい虫被害の拡大を防止するため、ヘリコプターによる薬剤散布や被害木の伐倒駆除などに要する経費であります。

229ページを御覧ください。

中段の(事項)山地治山事業費21億9,277万4,000円あります。

これは、台風や集中豪雨による荒廃山地を復旧するための復旧治山事業や災害を未然に防止するための予防治山事業などを実施するものであります。

次に、その下の(事項)緊急治山事業費1

億4,794万6,000円であります。

これは、台風災害等により、新たに発生、拡大した荒廃地を緊急的に復旧整備するものであります。

めくって、230ページを御覧ください。

上から2番目の(事項)保安林整備事業費3億4,019万9,000円であります。

これは、水源涵養等の公益的機能が低下した保安林において、植栽や下刈り、除間伐等を実施し、公益的機能の維持増進を図るものであります。

その下の(事項)県単治山事業費7,458万2,000円と、次の(事項)県単補助治山事業費1億433万1,000円であります。

これらは、県や市町村において、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧や治山施設の維持管理等を行うものであります。

231ページを御覧ください。

上から2番目の(事項)鳥獣保護費3,278万6,000円であります。

これは、野生鳥獣の保護等に要する経費であります。

その下の(事項)鳥獣管理費6,934万6,000円は、鳥獣被害対策や生息実態調査等に要する経費であります。

説明欄の1、改善事業、有害鳥獣捕獲促進総合対策事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、一番下の(事項)狩猟費1,504万5,000円あります。

これは、狩猟免許試験の実施や免許の更新、狩猟者登録等に要する経費であります。

めくって、232ページを御覧ください。

中ほどの(事項)自然公園事業費6,587万9,000円あります。

これは、自然公園の利用や維持管理等に要する経費であります。

説明欄の5、改善事業、みやざきの自然公園満喫プロジェクト推進事業、説明欄の6、新規事業、みやざきの自然公園利用拠点上質化事業につきましては、後ほど自然公園室長が常任委員会資料で説明いたします。

その下の(事項)九州自然歩道管理事業費1,303万4,000円あります。

これは、九州自然歩道の管理等に要する経費であります。

一番下の(事項)自然公園等整備事業費1億7,632万9,000円あります。

これは、国立公園、国定公園等の整備に要する経費であります。

233ページを御覧ください。

一番下の(事項)治山施設災害復旧費3億円あります。

これは、台風等により治山施設が被害を受けた場合の災害復旧事業に要する経費であります。

続きまして、新規重点事業について説明いたします。

恐れ入りますが、常任委員会資料の15ページをお開きください。

改善事業、有害鳥獣捕獲促進総合対策事業であります。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、有害鳥獣捕獲班等への活動支援や、有害捕獲した鹿・イノシシ及び狩猟で捕獲した鹿に対する助成などを行い、鳥獣による農林作物等への被害軽減を目指すものであります。

右側のページを御覧ください。

現状と課題のところですが、右側のグラフ、鹿・イノシシ・猿の捕獲数につきましては、近年5万頭前後で推移しておりまして、捕

獲数の増加に伴い、左側の棒グラフですけれども、農林作物等の被害額は減少してきております。

しかしながら、令和元年度は前年度より増加しており、4億2,600万円となっております。被害額は依然として高い水準にとどまっており、深刻な状態が続いております。

このため、自然環境課では、次の事業内容にありますように——3つの四角囲みでありますけれども——適正な捕獲を実施するための生息状況等の把握や、有害鳥獣捕獲に対する支援、狩猟期間の延長などによる適切な捕獲の実施、また狩猟免許試験の実施や講習会の開催等による狩猟者の確保・育成対策などによる捕獲体制の整備に取り組むこととしております。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、(1)予算額は2,442万7,000円。

(5)事業内容は、有害鳥獣の捕獲を促進するため、有害鳥獣捕獲班の活動支援や講習会の開催、鹿・イノシシ有害捕獲への支援、狩猟で捕獲した鹿に対する支援を行うものであります。

これらの実施により、3の事業効果にありますように、有害鳥獣の捕獲が一層促進され、農林作物等の被害軽減及び個体数の適正管理が図られるものと考えております。

私からの説明は以上であります。

○藤本自然公園室長 資料の17ページをお開きください。

改善事業、みやざきの自然公園満喫プロジェクト推進事業であります。

1の事業の目的・背景についてであります、自然公園への誘客を促進するため、平成28年度から推進しております霧島錦江湾国立公園満喫プロジェクトの成果を生かしまして、市町村と連携し、県内の自然公園が、県民等にとって魅力的な場として認知される取組を推進するもの

であります。

2の事業の概要ですが、(1)のとおり、予算額は451万1,000円であります。

(5)の事業内容ですが、①の事業は、国立、国定公園等における、おもてなし店舗等を対象とした講習会の開催及び多くの店舗やレジャー施設等が並ぶ利用拠点での上質な滞在環境に関する調査や誘客プランの作成等を実施いたします。

②の事業は、民間事業者によるアクティビティを活用した体験型プログラムの造成や実施に対する支援及び、えびの高原にて山の日に交流イベントを実施いたします。

3の事業効果としましては、地域と一体となった自然公園の魅力を高めるための取組の実施によりまして、利用者の長期滞在や再訪が促され、地域経済の活性化にもつながるものと考えております。

右側のページのほうに、上段に自然公園を取り巻く現状と課題、下段に事業内容のイメージを記載しております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

新規事業、みやざきの自然公園利用拠点上質化事業であります。

1の事業目的・背景ですが、国定公園、県立自然公園等の利用拠点におきまして、安心・安全で上質な滞在環境を創出するため、新型コロナウイルス感染の拡大防止に対応した施設の整備及び改修等を行うものであります。

2の事業概要を御覧ください。

(1)のとおり、予算額は4,500万円です。

(5)の事業内容でありますけれども、①の事業は、店舗や宿泊施設等における屋内外のスペースや換気設備、トイレ、Wi-Fi環境等

について、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した整備・改修を実施する民間事業者に対し、支援を行うものであります。

②の事業は、トイレ、休憩所等の県有の施設につきまして、同様な整備・改修を行うものであります。

3の事業効果につきましては、自然公園の利用拠点におきまして、利用者の満足度が高まり、長期滞在や再訪が促され、地域経済の活性化にも寄与するものと考えております。

右側のページには、上段に自然公園を取り巻く現状と課題、下段に事業内容のイメージを記載しております。

説明は以上であります。

○橋木森林経営課長 それでは、森林経営課の予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の235ページをお開きください。

森林経営課の当初予算は、左から2列目にありますように、一般会計で79億9,590万5,000円をお願いしております。

それでは、主な事業につきまして御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、237ページを御覧ください。

下から3段目の(事項)森林経営管理推進費2,588万円であります。

これは、森林経営管理制度の推進のため、制度の実施主体となります市町村を支援するものであります。

新規事業、森林経営管理市町村支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

次に、一番下の(事項)森林情報高度利用推進費1,618万3,000円であります。

これは、次の238ページの一番上の説明欄にございますように、森林経営管理制度などの森林・林業行政推進のため、森林情報を取得し効率的に利用するものでございます。

新規事業、ICTを活用した森林情報デジタル化推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

238ページの一番下の(事項)森林整備事業費21億8,283万2,000円であります。

これは、再造林や下刈り、作業道開設などの森林整備を行う森林所有者等を支援するものであります。

次に、239ページの上から4段目の(事項)再造林対策事業費9,444万8,000円であります。

これは、下刈り作業の労働軽減方法の実証や、品種の明確な苗木の安定供給を支援するものであります。

1の改善事業、森林整備労務軽減対策事業につきましては、これも後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次の(事項)水を貯え、災害に強い森林づくり事業費1億6,435万4,000円であります。

これは、県の森林環境税を活用しまして、水源地上流の広葉樹植栽などにより公益的機能の高い森づくりに取り組むものであります。

一番下の(事項)地方創生道整備推進交付金事業費16億2,045万4,000円であります。

これは、山村地域の交通ネットワークづくりを推進する林道の開設・舗装などを行うものであります。

240ページをお開きください。

中ほどの(事項)森林環境保全整備事業費2億5,095万5,000円であります。

これは、森林整備の低コスト化などにつながる林道を整備するものであります。

241ページを御覧ください。

一番下の(事項) 林業技術センター管理運営費1億22万5,000円であります。

これは、林業技術センターの施設管理や、林業技術に関する試験研究などを行うものであります。

次に、242ページをお開きください。

中ほどの(事項) 林道災害復旧費25億2,465万2,000円であります。

これは、令和3年度に発生する林道災害の発生に備えまして、国庫補助事業により復旧予算を計上するものであります。

続きまして、新規・重点事業について御説明いたします。

恐れ入りますが、常任委員会資料の21ページをお願いいたします。

森林経営管理市町村支援事業についてであります。

1の事業の目的・背景ですが、この事業は、森林所有者自らが管理できない森林について、市町村が直接または林業経営者に委託して経営管理を行います森林経営管理制度を推進するため、仮称ではございますが、みやざき森林経営管理支援センターを設置し、制度の中心的役割を担う市町村に対して、支援を行うものであります。

右側の22ページの現状と課題を御覧頂きたいと思っております。制度では、まず、市町村が所有者に対して経営管理の意向確認の手續から着手しまして、国は、15年間で完了することを目指しておりますが、多くの市町村で進捗が遅れている状況にございます。

また、市町村では、林業の専門的知識や技術を有する人材の不足が指摘されておきまして、また、財源となります森林環境譲与税の譲与額

に差があるなど、状況は異なりますので、実情に応じたきめ細かな支援が必要となっております。

下の推進体制図の右側の市町村の四角囲みのところを御覧ください。

市町村の事務手續につきましては、森林所有者の意向調査を実施した後、所有者から経営管理権を取得して、各種計画を作成することになりますが、具体的には、市町村が経営に適さないと判断した森林は自ら管理し、これ以外の経営に適すると判断した森林は、民間の「ひなたのチカラ林業経営者」に再委託することになっております。

このため、左側の支援センターにおきましては、市町村に対する相談対応や技術指導、市町村職員研修の実施などの支援を行うこととしております。

また、併せて、市町村から再委託を受けることとなりますひなたのチカラ林業経営者への支援も行うこととしております。

21ページにお戻りいただきまして、2の事業の概要であります。予算額は2,588万円でございます。

続きまして、23ページをお開きください。

ICTを活用した森林情報デジタル化推進事業についてであります。

1の事業の目的・背景ですが、この事業は、市町村が行います森林経営管理制度の意向調査の取組等を推進するため、県及び市町村がICTを活用した最新の伐採跡地や再造林地等の森林情報を適時に取得・活用できる体制の整備等を行うものであります。

24ページの現状と課題のところがございますように、市町村では、森林所有者の意向調査の対象とする森林の選定に当たり必要となります

森林の現況確認がなかなか進まず、特に経営管理が行われているとして除外されることとなる伐採跡地の抽出が問題となっております。

このため、衛星画像処理技術を持つ民間企業や市町村と連携しまして、伐採跡地等の森林変化を効率的に把握するシステムを構築するものであります。

具体的には、その下のシステム図にございますように、データ会社がAI技術により抽出した伐採跡地等のデータを県が取得し、市町村に提供いたします。

市町村は、このデータを伐採届出等の情報や現地と照合した上で県に返送し、県が取りまとめてデータ会社にフィードバックいたします。

この作業を年2回、半年置きに繰り返すことで、AI判読技術を確立するとともに、市町村及び県において、このデータを活用いたしまして、意向調査の効率化はもとより、無断伐採の早期把握、森林簿などの森林情報の精度向上などに取り組むこととしております。

23ページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、この事業の予算額は1,618万3,000円であります。

また、(5)の事業内容にありますように、この事業では、併せて、林地台帳の精度向上などにも取り組みまして、3の事業効果にありますように、森林の適正管理の促進はもとより、無断伐採対策を強化できるものと考えているところでございます。

続きまして、25ページをお開きください。

森林整備労務軽減対策事業についてであります。

この事業は、森林整備の労務軽減や山村地域における所得向上を図るため、林業投資の早期回収が期待される早生樹等の造林の実証や、再

生利用が困難な荒廃農地等の森林利用の検討、植栽・下刈りの省力化の実証などの取組を行うものであります。

右側の26ページの事業内容を御覧ください。

まず、①早生樹等の実証では、センダンやチャンチンモドキなどの早生樹やエリートツリーのモデル林を設置いたしまして、下刈りや芽かき等の実証のための育成データを収集するとともに、用途・販路開拓に向けまして、木材利用技術センターでの材質試験や県内外における家具生産地等での情報収集を行うこととしております。

また、荒廃農地等の有効活用を図るため、農政水産部と連携いたしまして検討会を開催し、森林利用のための地ごしらえや排水対策等の検証を行うこととしております。

次に、②のコンテナ苗の大苗・中苗化の実証では、通常の造林用コンテナ苗の植え替えによる大苗、中苗の生産や、ドローンを活用いたしました苗木運搬や植え穴掘り機の機械化等の実証を行いまして、労務軽減や下刈り期間短縮の検証等を行うこととしております。

さらに、③新たな資機材による下刈り作業の実証では、実用化に向けまして、麻布製マットの敷設や自走式刈払機の導入など、新たな資材や機械を活用した下刈りの実証等を行うこととしております。

25ページに戻っていただきまして、予算額は800万円であります。

当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

恐れ入りますが、37ページをお開きください。

議案第36号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

これは、令和3年度に、県が実施する林道事業について、市町村から負担金を徴収するものであります。

1の地方創生道整備推進交付金事業につきましては、林道開設3路線、林道改良2路線について、事業費の100分の10を延岡市など5市町村から徴収いたします。

2の森林環境保全整備事業につきましては、林道開設1路線について、事業費の同じく100分の10を西米良村から徴収いたします。

3の山のみち地域づくり交付金事業につきましても、林道開設2路線について、事業費の100分の5を西米良村から徴収いたします。

4の県単林道災害復旧事業については、事業費の100分の10を上記に該当する路線において、県が林道の災害復旧事業を実施する場合に徴収いたします。

対象となる市町村からは既に同意を得ておりますが、地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決に付すものでございます。

森林経営課からの説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○有山山村・木材振興課長 山村・木材振興課でございます。

歳出予算説明資料、243ページをお開きください。

当課の令和3年度の当初予算額は、左から2列目、当初予算額の欄にありますように、47億4,093万5,000円をお願いしております。

その内訳は、一般会計が38億7,618万8,000円、特別会計が8億6,474万7,000円であります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

次の245ページをお開きください。

中ほどの(事項)林業・木材産業構造改革事

業費9億2,699万円ではありますが、下の説明欄にあります4の林業経営構造対策事業費補助金の7,911万5,000円は、高性能林業機械の導入支援等でございます。5の木材産業構造改革事業費補助金の7億3,057万1,000円は、木材加工流通施設等の整備支援など、国庫補助事業の国への要望額を計上してございます。

1枚めくっていただきまして、次に246ページの上段にあります10の改善事業「林業・木材産業経営等支援体制構築事業」の1,000万円は、本県の林業・木材産業を支える事業者の経営を支援するため、相談対応等の窓口となるコーディネーターを配置するほか、事業者ニーズに応じた専門家を派遣できるよう支援体制を整備するものであります。

次に、247ページを御覧ください。

中ほどの(事項)林業担い手総合対策基金事業費1億7,590万3,000円ではありますが、説明欄の3の改善事業「林業担い手確保対策事業」1,124万2,000円では、新規就業者の確保・育成と魅力ある職場環境づくりを促進するため、新規就業者へのPR活動や労働災害防止を目的とした安全指導、優良事業体への表彰を行うものであります。

また、5の就労環境対策事業1億641万9,000円は、事業主が負担する社会保険等の掛金を助成するものであります。

次の(事項)しいたけ等特用林産物振興対策事業費6,975万8,000円ではありますが、説明欄の1の改善事業、ひなたの特用林産物販路拡大・PR事業184万6,000円は、県産乾しいたけ等特用林産物の需要拡大を図るため、都市部を中心とした消費地におきまして、販促イベント等のPR活動を実施するものであります。

2の改善事業、ひなたの特用林産物輸出拡大

等推進事業340万円は、県産特用林産物の需要拡大を図るため、海外を含む県内外での需要拡大活動や、新商品開発等に要する経費を支援しますとともに、有機JAS等の認証取得に対する経費を支援するものであります。

3の新規事業、日向備長炭生産振興対策事業400万円は、備長炭用原木林の生育状況調査等を通じまして、原木の確保が容易となるよう団地化計画を作成するとともに、新規生産者等に対しましては、原木の伐採・搬出技術などの研修を実施するものであります。

次に248ページの林業改善資金特別会計であります。これは、議案第8号で提出している特別会計予算であります。説明はこの資料でさせていただきます。

一番下(事項)林業・木材産業改善資金対策費8億6,474万7,000円ではありますが、これは経営の改善や新たな生産方式を導入するための施設整備等に対する無利子の貸付金でございます。

次に、常任委員会資料の27ページをお開きください。

新規事業、「みやざきの森林」を活かしたワーケーション推進事業であります。

1の事業の目的・背景でございますが、森林空間を活用したワーケーションを推進するため、ワーケーションを受け入れる実施地域を支援するとともに、体験ツアーに参加する県内外の企業・学校に対して参加費等の支援を行うものであります。

その下の事業の概要ですが、予算額は1,144万6,000円で、事業期間は令和3年度でございます。

右の28ページの現状と課題を御覧ください。

新型コロナを契機といたしまして、全国的にワーケーションの取組が注目され、県内におき

ましても自治体等での取組が始まったところではありますが、プログラムの開発や認知度を上げる取組、また地域と企業とのコーディネートを行う人材が必要といった課題がございます。そこで、事業内容及び効果にありますように、民間団体に委託しまして、実施地域へのアドバイザー派遣や県内外の企業・学校へのプロモーション活動、実施地域が参加いたします研修会の開催を考えてございます。

また、実施地域に対するプログラム開発等の支援を行うとともに、県内外の企業や学校に対しましては、SNS等による情報発信を活用しながら、モニターツアーへの参加支援を行うことで、プログラムの磨き上げにつなげ、森林空間を生かした魅力あるワーケーションの取組を推進したいと考えてございます。

これによりまして、県内外の企業・学校の新しい働き方・学び方のスタイルに対応しますとともに、関係人口の創出や就業の場が確保され、地域の活性化が図られるものと考えています。

私からの説明は以上であります。

○福田みやざきスギ活用推進室長 みやざきスギ活用推進室でございます。

常任委員会資料の29ページをお開きください。

みやざき材で創る「新しい生活様式」空間づくり支援事業であります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の関連対策としまして、本年度の6月補正で事業化しまして、来年度においても継続をお願いするものでございます。

1の事業の目的・背景ですが、県産材を活用した新しい生活様式に配慮した施設整備等を支援するものであります。

2の事業概要ですが、予算額は8,500万円で、事業期間は令和3年度でございます。

右の30ページを御覧ください。

まず、現状と課題であります。感染症の影響の長期化に対しては、県民をあげた新しい生活様式への取組が必要なことや、また将来的な新設住宅着工戸数の落ち込みと、感染症拡大に伴う消費マインドの低下等によりまして、住宅分野での木材需要の減少が見込まれることから、今後は新しい生活様式を取り入れながら、木材利用が進んでいない非住宅分野での木材需要を創出していくことが重要であると考えております。

そこで、その下の事業の内容及び効果の写真にありますように、3密を配慮しました店舗、店舗のリフォーム、屋外利用、またパーティションの設置などの施設整備等へ引き続き支援することとしております。これらによりまして、感染拡大を抑止し、県民に安心して生活できる空間を提供するとともに、民間施設における木材利用とPRによりまして、県産材の需要回復・拡大につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、31ページをお開きください。

改善事業、みやざき材販路拡大・競争力強化支援事業でございます。

1の事業の目的・背景ですが、県外における県産材の販路拡大を促進するものであります。

2の事業の概要ですが予算額は965万円で、事業期間は令和3年度から5年度までであります。

右の32ページを御覧ください。

現状と課題であります。本県の製材品の7割以上は県外に出荷されておりまして、県外での需要拡大は非常に重要であります。

また、先ほどの事業でも申し上げましたとおり、今後の住宅分野における木材需要は大幅な減少が予測され、今後、新たな需要開拓や非住宅分野での木材利用、さらには外材からの転換

など、都市部での積極的な取組がますます必要となっております。

そこで、その下の事業内容及び効果であります。①みやざき材プロモーション事業では、県産材の取引拡大に向けたセミナーや建材展への出展に加え、2025年の万博開催等で新規需要が期待できる関西圏域における各種プロジェクトへの働きかけなどのプロモーションを行うこととしております。

また、下の②みやざき材活用施設設置支援事業では、非住宅の需要を喚起するため、PR効果の高い商業施設等における県産材利用を支援し、これらの取組等によりまして、県外への販路拡大を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、33ページをお開きください。

みやざき材輸出拡大促進事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、海外における県産材の販路拡大を促進するものであります。

2の事業概要ですが、予算額は1,728万円で、事業期間は、令和3年度から5年度までであります。

右の34ページを御覧ください。

現状と課題にありますように、木材需要の減少に対応するため、新たな需要先として、海外輸出を進める必要がありますが、現在、原木輸出が多くを占めており、今後は、より経済効果が期待できる製材品輸出をさらに推進していく必要があります。そこで、下の事業内容及び効果であります。まず、相手国での人材育成及び販売促進としまして、左側の韓国では、技術者の育成セミナーを実施し、現地のパートナー企業の拡大を図ってまいります。

また、右側の台湾では、近年、木材や木造建築に対する関心が高まっていることから、セミナーや研修はもとより、輸出コーディネーター

や常設展示場を設置し、展示会への出展など、プロモーションを展開してまいります。

また、中段の新たな市場開拓では、市場調査や企業の招聘等を考えております。

さらに、下段の輸出に取り組む県内企業育成の①の事業では、県内企業を対象に、輸出先の法規制など、輸出情報に係るセミナーを開催し、その右の③の事業では、輸出に意欲的な県内企業のモデル的な取組を支援いたします。

これらの取組によりまして、輸出の拡大につなげてまいりたいと考えております。

みやざきスギ活用推進室の説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様から議案に関する質疑はございませんでしょうか。

○河野委員 委員会資料15ページ、有害鳥獣捕獲促進総合対策事業、現状と課題のところでお伺いします。令和元年の被害額は、その他の部分で被害額が増えているようですが、その他の部分というのは何が増えているのでしょうか。

○黒木自然環境課長 この部分につきましては、南那珂地域でかんきつ類の鳥被害が多かったことで増えているところです。

○河野委員 イノシシ、鹿、猿の捕獲数は高止まりで、何年か平たんな状態になっているんですけど、それでも鹿等の捕獲数が結構大きいのは生息数が増えているということでしょうか。

○黒木自然環境課長 捕獲数ですか、推移でしょうか。

○河野委員 捕獲数が平成28年度から4年間横並びで並んでいますけれども、数的には結構多いですね。鹿そのものも多く生息したままなのか、生息数は減少していて、捕獲数は一定程度

なのか、そこら辺はどうですか。

○黒木自然環境課長 鹿の捕獲数については、狩猟と有害鳥獣捕獲促進総合対策事業で平成26年度くらいから2万7,000頭前後で、大体一定です。トータルすれば一定なんですけれども、その内訳は有害鳥獣捕獲数が増えていて、狩猟数は減ってきています。

また、現在、県のほうで鹿の生息頭数について、平成25年度の推定頭数14万4,000頭を10年後の令和5年に半分の7万2,000頭にしようという目標を立てています。現在、大体10万1,000頭なので、まだまだ減らしていかないといけないところがあります。

令和5年の目標なんですけれども、早く捕獲して目標に近づけたほうが被害は減りますので、本事業によりまして、どんどん捕獲して、減らしていこうと。また、鹿自体は何もしなければ2割ほど自然増加すると言われていまして、2割以上捕らないことには減らないということが言えると思いますので、その辺も加味しながら計画を立てて捕獲を進めているところです。

○河野委員 西臼杵関係の森林の造成をされている事業者の方より、鹿の被害が非常に増えているという話を聞いていると前回の委員会でも報告しました。鹿については、今、目標を言っていたいただきましたけれど、確実に達成できるようにお願いしたいと思います。

○横田委員 新規で狩猟免許を取得される人の数の推移は、どうなっているのでしょうか。

○黒木自然環境課長 狩猟免許試験を受けられる方は、毎年大体300人前後です。今年度、試験を3回予定していたんですけど、コロナの関係で2回になりまして、それでも306名受験されました。昨年度が318名ですので、ほとんど同じぐらいです。そのうち合格者は、昨年度が307名、

今年度が289名ということで、大体300名は確保しているということです。

○横田委員 狩猟免許は銃、わな、網と色々な種類がありますが、それぞれに資格を取ったり登録費を出したりしないといけないわけでしょう。猟師さんたちから、例えば、銃の資格を持っている人は、資格試験は受けないといけないかもしれませんが、わなは登録料は要らないとか、そんなことはできないだろうかという相談を受けたんですけれども、法律か何かで決まっているんですか。

○黒木自然環境課長 狩猟税は法律上、決まっているのではないところです。

○横田委員 今の鉄砲は体力的にも非常に厳しいということで、わなに変更したいという話を結構聞くもんですから、何か軽減していただいて、わな猟をしてくれる人をもっと増やしたらいいのではとも思うんですけれども、何かそういう方法はないものでしょうか。

○黒木自然環境課長 狩猟免許の取得促進のために、狩猟免許試験に係る経費や狩猟登録に係る経費の一部を助成するというので、今やっているところです。

○日高委員長 関連でございませうか。

○横田委員 九州自然歩道についてですが、かなりの距離があるんじゃないかと思うんですけれども、この管理というのは、それぞれ担当の方がそこを歩いて見て回って、壊れているところがあったら補修したりとか、そういうことをされているのでしょうか。

○藤本自然公園室長 九州自然歩道については、高千穂町から高原町まで372キロほどの延長がありまして、そのうち山道が107キロほどあります。県のほうで関係する市町村に巡視ですとか、維持管理関係の委託をしまして、安全に通行でき

るようになっているところでもあります。

また、地元の自然歩道を愛する団体の方々がいらっしゃいまして、そういった方々に自分たちがよく使っている場所についての保守点検等——ごみ拾いや支障木の伐採——をお願いしているところでもあります。

今年、全体についての調査を委託しております。その中で、どういった場所が施設面で悪いのか、通行不能なのか、施設が老朽化しているかといった点検と併せまして、どういった利用の実態があるかということもまとめまして、それを基に次年度以降、対応していきたいと考えております。

○横田委員 私もああいう山を歩いたり、バイクで走ったり——バイクでは遊歩道は走りませんけど——結構好きで行くんですけれども、あまり人が歩いているところを見ないもんですから、できるだけ利用していただきたいということで、自然歩道魅力ステップアップ事業をされるんじゃないかなと思ったんですが、どういうことをされるのか御説明いただけますか。

○藤本自然公園室長 先ほど申しました、今年調査をした成果を基に地元の方々で自然歩道を使って、子供たちや一般の方々、都市部の方々を呼んでツアーなんかをやっている事例もあります。そういった団体の活動をより支援して、呼び込みをしよう支援事業と併せまして、施設の悪いところは整備ということで——団体への支援と県のほうでの補修を行います。

また、PRということでルートマップが古いものですから、それを新しくして普及することで利用促進につなげたいと考えております。

○横田委員 遊歩道があって森林の中をウォーキングできるというのは、宮崎県の大きな魅力の一つでもあると思いますので、できるだけ多

くの県民が利用していただけるように努力していただければと思います。

○日高委員長 関連で、自然環境課、ごさいますでしょうか。

○星原委員 228ページ、荒廃溪流等流木流出防止対策事業、3,000万円となっているんですが、これはどういう事業に使われるんですか。前年度は2,000万円だったのが3,000万円。中身を教えてください。

○黒木自然環境課長 これは台風や大雨で溪流に流れ出てきた——倒れた木です——流木を処理していく経費であります。昨年度の予算が2,000万円だったんですが、台風や梅雨の災害があり、ほぼ使い切りましたので、今回3,000万円に増額させていただいたところです。

○星原委員 流木等は結構あるんじゃないかなと思うんです。宮崎県は山が多いので、そういう場所に結局そのまま放っておくと、大雨のときはその影響でかなり大きな被害が出たり、崩壊が起きたりするんじゃないかなと思うんです。今、どれぐらい台風なんかで倒木した流木があるのか——それは自然環境課が対応する事業になってくるんですか。

○黒木自然環境課長 これも県の森林環境税を活用させていただいています。大体災害が起こった次の年は流木がたくさん出てくるんですけれど、数量的なものが幾らというのは分かりかねています。また、場所的に搬出できるところとできないところが出てきますので、人もいないような山奥や、下のほうに人家もないようなところまで対応するのはまた違うのかなと思います。

また、この事業でやるのはあくまで溪流です。河川は県土整備部のほうで対応されると思いますので、あくまで自然環境課でやっているのは、

山の上のほうだけということになります。

○星原委員 国土強靱化の予算は、こういう事業の中には使えないんですか。

○黒木自然環境課長 治山事業の中で治山施設整備と一緒に流木を出すというのはあるんですけども、あくまでこれはそういうのに全然該当しないようなたまった流木、今にも倒れそうな溪流沿いの流木を処理しようという事業です。

○日高委員長 関連でございましてでしょうか。そのほかでお願いいたします。

○有岡委員 23ページの森林経営課の中で事業内容の3番目、市町村を支援する森林管理推進員の配置、この実態をお尋ねいたします。

○橋木森林経営課長 森林情報の提供する職員ということで、当課のほうで雇用しております情報のデータを扱う専門の職員を配置しているところの予算でございまして。

○有岡委員 例えば、無断伐採の早期把握ということで書いてありますが、場所によっては所有者がいらっしゃらないとか、そういったことまで情報として持っていらっしゃるといふことでよろしいのでしょうか。

○橋木森林経営課長 県のほうが保有している情報としましては、森林簿という情報がございまして。これは山の台帳なんですけれども、樹種、所有者、保安林かどうかといったもろもろの情報をつかんでいるところとございまして。ただ、例えば不在村であるとか、そういったところまでは把握できていないところとございまして。

○有岡委員 所有者の筆界を見てみたら、所在が分からないとか、そういう場所が、今後増えてきたときに、どういう対処が必要なのかなと思っております。伐採する側も判断がつかず切ってしまうとか、いろんな事例が出てきますし、警察のほうも、こういった問題についてしっ

かり対処したいというような意向ですので、今後の一つの山を守るための課題なのかなと思っています。そこら辺の取組について連携も含めて何かアドバイスがあれば教えていただきたいと思うんですが。

○橋木森林経営課長 委員から御指摘がございましたように、伐採が増えておりまして、森林管理推進員は、私どもの課のほうに山の問合せにお見えになる方の相談対応もしているところでございます。

具体的には、山の図面を見せたり、台帳や航空写真等を見ましたり、特に最近多いのは、伐採事業者の方が境界の確認作業の一環としてお見えになったりとかというようなことの対応もしているところでございます。

無断伐採につきましては、山の正確な情報は、地籍調査が済んだところについては確定しているというふうに思っております。地積調査については県内の森林の70%は済んでいるんですけれども、残りの30%はまだ終わっておりません。

そういったところにつきまして、森林環境譲与税を使いまして境界の明確化作業のほうも市町村が独自に執り行うことができるようになっております。そういう取組をお願いをして、境界の明確化等をやりながら、確定しているところについては、先ほど森林経営管理制度を推進するためのツールとして活用していただくといったようなことを、今働きかけをしているところでございます。

実際、境界確定するとなりますと、かなりの労力を要します。これまでも県は、約2万ヘクタールの境界明確化作業というのを補助してきたわけなんですけれども、今後は市町村のほうに、森林経営管理制度の下でやっていただくようお願いをしながら——無断伐採の撲滅等も、

先ほどICTを活用したデジタル化事業の御説明も差し上げましたけれども、半年置きにデータを取得して、市町村のほうにも提供したいと思っております。無断伐採の強力なツールになるものと考えておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。

○日高委員長 森林経営課関連でございますか。そのほかでお願いします。

○星原委員 資料の27ページの新規事業、「みやぎきの森林」を活かしたワーケーション推進事業、1,100万円余の予算となっているんですが、この事業の内容の中の2番目に、体験ツアーで、県内外の企業や学校に対する参加費等ということなんですが、これはどういう形で実施しようとされているんですか。中身を教えてください。

○有山山村・木材振興課長 今年度、森林空間を活用したワーケーション推進事業ということで、補正事業で5地域で民間企業に委託して実施しておるんですけれども、課題等もございました。要は、右側の28ページにありますように、今年度やっている事業は旅行会社等に委託して、プログラムをアドバイス、支援等を実施しておるんですけれども、県内の森林空間を活用したというところで、森林の状況だとか、どういふふうに森林空間を活用したプログラムを開発したらいいかとか、そういったことのノウハウがなかなかないものですから——28ページに書いてございます民間団体というのは森林林業協会とか、そういったところをイメージして考えてございます。

そこで、実施する市町村等の地域にアドバイザー派遣を行ったり、県内外の企業・学校がワーケーションに参加する際の御案内、プロモーション活動を民間団体が支援することによって、実施地域が円滑にプログラムを実施したり、ワ

ワーケーションを実施したり、また、その振り返りでアドバイザーからの助言をいただくことによってプログラムの磨き上げにつなげて、県内のニーズ、シーズを拾い上げて、よりいいプログラム開発を支援する。

また、県内外の企業・学校からワーケーションに参加したことをSNS等で発信していただくことによって、県内外からより呼び込んで認知度も上げる。

この事業では、こういった取組につなげていきたい、うまく予算を生かしていきたいと考えてございます。

○星原委員 そういう新しい事業の中でどうやっていくかなんですけれども、学校関係だったら、教育委員会、あるいは市町村との連携とか、そういうものを組み合わせていかないと、この事業は投げて、というような感じになっちゃって、果たしてどうかな……。新しい働き方、学び方、スタイルということなんで、これまでと違った形で進めていこうとされていると思うんですよね。だから、事業効果の中でうたっているような地域活性化までつなげるには、かなり時間もかかるのかなと思うんですが、この事業はある程度継続しながらやっていこうということなんですか。

○有山山村・木材振興課長 おっしゃるとおり県内の推進体制として、学校であれば教育委員会、企業であれば商工観光労働部ですけれども、観光やワーケーションというのは、地域振興のほか観光や企業誘致など様々な側面があるため、庁内の情報共有及び円滑な取組を図る上でも、本年1月、中山間地域振興課がまとめ役となりまして、関係する課・室で庁内連絡会議を設置して、こういった庁内の連携も図りながら本県のワーケーションの取組というものを進めてい

きたいと考えてございます。

○横田委員 昨年からコロナウイルスの感染拡大に伴って、地方回帰とかテレワークといった言葉をよく聞くようになりましたけれども、その中でワーケーションという言葉も昨年から聞いているわけなんですけど、これまでの宮崎県におけるワーケーションの実例が幾つかあるものなんでしょうか。

○有山山村・木材振興課長 先進的に取り組まれているのは椎葉村であったり、また民間企業が主体となって取り組んでいるところで日向市がございまして、私どもの山村・木材振興課の事業で本年度取り組んでいるのが、小林市はじめ、1市4町でございまして、ほかにも宮崎市、西都市等あるので、併せて9市町村で取り組んでいるところでございます。

椎葉村は、k a t e r i eという拠点施設ができたり、しっかりコーディネーターの人が今後重要になってくるということで、コーディネーターを地域に育てるミミスマスという合同会社ができたり。そういった椎葉村の取組を優良事例としてアドバイザー的に、県内に広げていきたいということで考えてございまして、県内にもワーケーションの優良な芽はあると考えてございますので、そこを育てていきたいと思っております。

○横田委員 「災い転じて福となす」という言葉がありますが、コロナウイルス禍の大変な状況にはなっていますけれども、ぜひ福のほうに持って行っていただいて、新しい日常という形で、こういうふうに変わってくる可能性も十分あると思いますので、さらにワーケーションが広がっていくように頑張っていただければと思います。

○日高委員長 山村・木材振興課、そのほかご

ございませんでしょうか。

それでは以上で自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の議案の審査を終了いたします。

総括質疑の準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑は全て終了いたしました。

これから総括質疑を行います。

環境森林部全般について、質疑はございませんでしょうか。

○安田副委員長 環境問題に、今コロナ禍の影響も受けまして総理大臣が言いました再生可能エネルギーとか、2050年までに温室効果ガス実質ゼロを踏まえた環境整備が今からどんどん進められてくると思うんですけれども、世界で考えなければいけない食品ロスやSDGsの在り方が環境面で大きく変わってくると思います。

また、いわゆる地球温暖化で台風とか自然災害が多くなってきて、環境が破壊されてくるというようなところもあろうかと思えますし、コロナの影響でワーケーションの在り方、新しい生活の在り方などが出てきたと思うんです。

この環境森林部の中で今年度、また去年からの補正予算等も含めまして、新たな動きが出てきたと思うんですけれども、これからの環境森林部はこのように変わっていくんだということがありましたら、ひとつ教えてほしいなと思うんですが。

○佐野環境森林部長 なかなか総括的で難しい問題ですので、思いつくまま答えさせていただきますければと思います。

まず、環境を巡る問題としましては、これまで世界的な規模で気候異常と言われるような状

況になりまして、様々な面での温暖化、そういったものから議論がされ、これまで日本は環境省中心で温暖化対策というのは旗を振ってきたわけですが、菅首相になられて、ようやく国全体としてそういうものに取り組むという話になってきているところであります。

そういった中で本県においても、これは国が動いたからというわけではないわけですが、本年度、環境基本計画というのを策定するに当たって、知事も全国知事会のプロジェクトチームに入っていたり、審議会とか様々な業務を通じて、本県においてもゼロカーボンを目指して取り組むことが必要であろうということ、準備を進めていたところであります。

大きくはそういったところが一番、これから進んでいくということだろうと思いますが、本県の場合は恵まれた自然環境がありますので、これは水力であったり、太陽光であったり、そういったものが使える状況にありますので、午前中、議論をいろいろいただきましたけれども、大分進んできたという中でも、これから先も再生可能エネルギーとか省エネルギーというのは、どんどん考えていかなければならない。

そういったためには技術開発とかが必要であって、不安定な再生可能エネルギーの中では蓄電とか、そういう技術も必要になってきますので、大きなそういった課題に対しては、国等でしっかり対応していただきながら、本県としてはそれを踏まえた県独自の動きとか、努力をしていく必要があると思います。

また、お話のあったプラスチックの関係においても世界的な問題になっていまして、マイクロプラスチックというような形で、生態系まで影響するような時代になっており、そういった中で、我々、一県民等が何ができるのかという

ことで考えますと、それぞれ個人が意識を持って、環境に優しい行動を取っていく必要がある。持続可能な社会に向けて、SDGsの考え方に沿って取り組む必要があるのかなど。

そういう意味では、本会議でも御質問頂いて、お答えさせていただきましたが、環境問題というのは、一人一人の取組が大事だということで、県民運動として展開できるような仕組みをつくる努力をしていくということが大事だろうというふうに考えています。

あまり環境の話ばかりしてもあれですので、森林・林業・木材産業の関係でいきますと、これも皆さん御存じのように、これから人口減少社会を迎えます。そういった中で木材もこれから10年後には3～4割、減っていくんではないかという厳しい見込みがございます。

そういった中で本県の森林・林業・木材産業が持続可能な産業として、地域に根差して県民の生活、経済、そして環境を支えていくためには、どうしたらいいのかということは、森林・林業長計、こういった中でしっかり議論を踏まえた上で、目標も設定しているわけですが、人口減少の中で3割減るといっても、本県は林業を基幹産業——中山間地域を支えるもの、重要な産業——だというふうに、環境森林部としては考えていますので、その中で従来どおり資源を活用する、素材生産というのをあまり下げない、維持する形で考えた上で、そうするためにまず木材需要の促進を図り、自らも利用し、そして海外にも売り込む。

そして、資源がきっちりとそういう使い方しても確保されるかというシミュレーションも行って、窪菌委員に御質問頂きましたけれども、森林・林業長計が終期を迎える10年後は、ほぼ従来どおりの資源を確保できる。さらに、今の

ような使い方をしても、50年たっても8割は確保できるというような試算をしています。実際そういうふうにして使われることが前提ではありますが、そういうふうにして切って使って、そしてまた植えて、循環型の森林・林業・木材産業というのを目指して、県勢の発展に貢献できればいいかなと思っております。

お答えになっているかは分かりませんが、そういったことに取り組みたいというふうに考えているところであります。

○星原委員 今日全体の関わることになるかなと思うんですが、今部長も話が出ましたけれども、我が宮崎県は、杉の素材でも日本一を継続しており、海外や県外への販路開拓はもちろん十分にやっていただかなくちゃいけないんですけれども、そういう中でこれから国体に向けて、都城市の陸上競技場や延岡市の体育館、宮崎市のプールといった公共施設、あるいはこれからできる市町村の施設に再度利用を売り込みというか、我が宮崎県内の公共施設関係で木材を使ういろんな機会があると思うんです。

再度、これからそういうところで使ってもらえるように、関係部局や市町村に対してもぜひいろんな角度から働きかけていただきたいと思うんです。

○佐野環境森林部長 星原委員のおっしゃるように、自ら使って、循環可能な森林・林業・木材産業を目指すということが大事だと我々も従来から考えているわけがございます。

そうした中で、県でも木材利用の方針というのを持っていて、原則木造、それができない場合には内装木質化等を図って、積極的に木材を利用していくための協議の場も庁内に設けて、どんなものが今後検討されているという報告を受けた上で、それに対してどういうふうに

して木の使い方がされるのかというのを説明いただいて、副知事をヘッドに議論していただいて、可能な限り利用していただくこととしております。

市町村に対しても、これについては全市町村で利用方針というのはつくっていただいていますので、同じように取り組んでいただけているとは思いますが、委員御指摘のように、それが徹底されているかということまでいくと、ちょっと心もとない部分というか、さらに徹底していただく必要もあると考えていますので、今後、さらにそういった部分についても働きかけをして、本県が今後も素材生産日本一というのをキープできるようにしてまいりたいと考えています。

○日高委員長 よろしいですか。その他で何かありませんでしょうか。

部長にはこれからの展望と色々なお話を頂きましたけれども、我々にお話を頂きましたが、最後に環境森林部長に、後輩の皆様にもメッセージを一言お願いしたいと思います。

○佐野環境森林部長 部長として3月で退職いたしますので、職員とのことでありますので、少しお時間をいただければと思います。私は部長を2年間務めさせていただきました。

平成31年度・令和元年度から部長をしているわけですが、最初の年は平成から令和に替わると、新時代の幕開けの年でありまして、何かが変わるといふか、当然オリンピックの開催とか、本県であれば国文祭、芸文祭というように盛り上がる機運のあった年だったかなというふうに思っています。そういう中でコロナ禍によって、全世界の状況が一変すると。そういう中で様々な課題に向き合ってきた2年間だった、そんな感じがしています。

具体的には、環境部門では、長江川の河川白濁問題ですとか、エコクリーンプラザの裁判の終結、それに伴う公共関与事業の取りまとめですとか、先ほど副委員長からお話のありました食品ロスの関係、そして御審議頂きました環境基本計画ですとか、生活排水対策総合基本計画の策定などがございました。

それから、森林・林業・木材産業部門、これらは今回新規事業も上げておりますけれども、森林経営管理制度と国の森林環境譲与税のスタートというのがあり、また林業大学の開校、そして県独自の森林環境税の見直し、さらには先ほど御質問がありました有害鳥獣対策、需要の減少が見込める木材需要の拡大、再造林、誤伐、盗伐、そして森林林業長期計画の策定、細かい例を挙げれば、切りがないほど課題とか取り組むべきものがいろいろあったかなと思います。

そういう中で、県の職員にとっては公務員を取り巻く状況というのが従来とは、我々が入庁した頃とは全く変わっております。県民ニーズの多様化とか複雑化というのは当然なんですけれども、財政的にも、職員体制的にも厳しくなっている。

直近で言えばコロナ禍への対応ですとか、あるいは鳥インフルエンザ、風水害などの災害対応、そして最近の流れであります働き方改革への対応、そういったことまで強いられているという厳しい状況です。

部の職員の皆さんには、そういった中でも事あるたびに協議ですとか検討、意見交換を重ねて、しっかり業務は推進していただいたかなというふうに思っています。部長としましては、まずは職員の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。本当にありがたいと思っております。

ただ、現状におきましては、今回の委員会で

もいろいろ御質問、御指摘頂きましたけれども、課題が山積しているということも事実でございます。そうした現状ですとか課題ですとか、あるいは取組、そういったことに対する取組方針というのは、先ほどから申し上げております、今後10年を見越して、みんなで案をつくり上げた環境基本計画なり森林・林業長期計画の中にありますので、しっかりとそういったことを念頭に置きながら、また状況の変化に柔軟に対応して、職員の皆さんには業務に当たっていただきたいというふうに思っています。

環境森林部の業務は、豊かな自然ですとか、住みよい生活環境の創出とか、なりわい、環境財としての森林・林業・木材産業の振興等を通して、人口減少社会の中で、県勢の発展に貢献できるというふうに私は思っています。

また、コロナ禍で、先ほど横田委員から話がありましたけれども、地方回帰もうたわれる現在において、そういった部分がかかなり期待されているのではないかと考えています。

職員の皆さんには県民目線に立っていただいて、改革意識ですとかスピード感、柔軟性、あるいは連携意識、そういったものをしっかり持っていただいて、様々な課題等に立ち向かっていただいて、少しでも県政が進むように、環境森林行政が進むように努力していただきたいと思っています。

そしてまた、そういったことをぜひ次につないでいただければというふうに考えています。ぜひ、これからも頑張っていただきたいという思いで、職員の皆さんにはいっぱいあります。エールを送りたいと思います。

それから、せっかくこういう発言の機会を頂きましたので、この場をお借りして、お礼を申し上げたいと思いますが、日高委員長、安田副

委員長をはじめ、環境農林水産常任委員会の皆さん、そして星原会長をはじめとする森林林業活性化議連の皆さん、議員の方々にお礼を申し上げたいと思います。

今年も森林づくりボランティア活動等の各種行事も御参加頂いたりしておりますし、また森林林業活性化議連が中心になって、木材利用促進条例の上程もしていただけるということで、環境森林部の応援団として、いろいろ動いていただいて、大変感謝いたしております。

部としての対応は、これまで至らぬ点多々あったとは思いますが、引き続き大所高所から御指導頂いて、時には温かい励ましの言葉も頂きながら、県政推進における執行部との車の両輪として、今後とも当部を導いていただければというふうに考えます。

改めて、環境森林部をよろしくお願い申し上げて、私からのお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

○日高委員長 本当にお疲れさまでした。今回の常任委員会が最後となる佐野部長をはじめ美戸センター所長、そして全ての皆さんが新天地で御活躍されますことを心から御祈念申し上げまして、環境森林部の全てを終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時50分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

明日は10時に再開ということで、農政水産部の説明が始まりますので、よろしくお願ひします。今日も一日お疲れさまでした。

午後2時50分散会

令和3年3月10日(水曜日)

午前9時57分再開

出席委員(7人)

委員 長	日高 陽 一
副委員 長	安田 厚 生
委員	星原 透
委員	横田 照 夫
委員	窪 蘭 辰 也
委員	河野 哲 也
委員	有岡 浩 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	大久津 浩
農政水産部次長 (総括)	河野 讓 二
農政水産部次長 (農政担当)	牛谷 良 夫
農政水産部次長 (水産担当)	外山 秀 樹
畜産新生推進局長	花田 広
農政企画課長	殿所 大明
中山間農業振興室長	小林 貴 史
農業連携推進課長	愛甲 一 郎
みやざきブランド 推進室長	松田 義 信
農業経営支援課長	東 洋一郎
農業改良対策監	戸高 朗
農業担い手対策室長	戸高 久 吉
農産園芸課長	柳田 敬
農村計画課長	小野 正 寛
畑かん営農推進室長	押川 浩 一

農村整備課長	酒 匂 芳 洋
水産政策課長	福 井 真 吾
漁業・資源管理室長	西 府 稔 也
漁村振興課長	坂 本 龍 一
漁港漁場整備室長	鈴 木 宣 生
畜産振興課長	河 野 明 彦
家畜防疫対策課長	丸 本 信 之
工事検査監	鬼 束 哲 生
総合農業試験場長	日 高 義 幸
県立農業大学校長	徳 留 英 裕
水産試験場長	林 田 秀 一
畜産試験場長	三 浦 博 幸

事務局職員出席者

議事課主査	川野 有里子
議事課主任主事	石山 敬 祐

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました農政水産部の令和3年度当初予算関連議案について、部長の説明を求めます。

○大久津農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

3月6日の令和2年度県立農業大学卒業式におきましては、52名の学生が新たな希望を胸に抱きながら巣立ってまいりましたけれども、お忙しい中、日高委員長には御出席いただきました。誠にありがとうございました。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧いただ

きたいと思います。

本日は、Ⅰの予算議案、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計予算」、議案第12号「令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」につきまして、Ⅱの特別議案では、議案第37号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」のほか、宮崎県農業・農村振興長期計画及び、同じく水産業・漁村振興長期計画の変更について、また、Ⅲのその他報告では、令和3年度農政水産部組織改正案及び防災重点農業用ため池の防災工事の推進につきまして御報告いたします。

続きまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度農政水産部予算(案)の基本的な考え方についてでございます。

(2)の農政水産部の予算編成における基本的な考え方にも記載しておりますけれども、令和3年度は、第八次農業長計及び第六次水産業長計がスタートいたします節目の大事な年でございます。

先人たちがこれまで築き、育ててこられた本県の農畜水産業と農山漁村のすばらしい資源、さらには本県特有の宝や強みを次の世代にしっかりと引き継ぐとともに、従来の枠を超えた新たなチャレンジ等によりまして、持続可能な魅力ある農畜水産業の実現のための予算措置ということで構築したところでございます。

具体的には、まず、農業分野におきましては、「“農の魅力を生み出す”人材の育成と支援体制の構築」といたしまして、多様な新規就農者等の確保・育成等のもとより、経営資源の承継や、外国人、ダブルワークなどの雇用人材の確保に努めてまいります。

また、「“農の魅力を届ける”みやざきアグリフードチェーンの実現」では、野菜の周年供給、本県の生命線であります効率的な輸送体制づくり、さらには食資源の高付加価値化など、生産・流通・販売が一体となりまして、賢く稼げる農業のスマート化の取組を強化してまいりたいと考えております。

そして、「“農の魅力を支える”力強い農業・農村の実現」では、中山間地域で稼げる体制づくりの強化、資源循環型の産地づくり、セーフティネットの推進、家畜防疫や植物防疫への対応など、常在化しております様々なリスクに対応できる新防災の観点からの取組を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、下の水産分野でございますけれども、「人口減少社会に対応した生産環境の創出」といたしまして、新規就業者へのワンストップ総合支援、さらには操業の効率化等による漁業のスマート化を推進いたします。

また、2つ目の「成長をつかむ高収益化と流通改革」におきましては、高収益型漁業への転換や輸出バリューチェーンの構築等を推進してまいります。

そして、「水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応」につきましては、今後ともさらに水産資源の回復ですとか漁業の保全管理をなお一層推進していきたいと考えております。

最後に、「成長産業化を支える漁村の基盤強化」につきましては、南海トラフ等が想定されます漁港の津波・地震対策の強化、さらには安全操業支援をしっかりとやってまいりたいと考えております。

なお、2ページには、今申し上げました両長期計画に基づきます重点的な予算について整理

しております。後ほどお目通しいただければと思っております。

また、最後ですが、新たに「ひなたMAFiN」という愛称で農政施策のホームページを開設するという事で準備を進めております。タイムリーな情報発信、意見集約等によりまして、両長期計画や各種施策をしっかりと現場と一体となって推進してまいりたいと考えております。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計予算」、議案第12号「令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」についてであります。

一般会計と特別会計を併せた農政水産部全体の令和3年度予算額は、令和3年度歳出予算課別集計表のA列の一番下にありますとおり、426億9,371万2,000円をお願いしております。

次に、右側の4ページを御覧いただきたいと思っております。

債務負担行為についてでございますけれども、一覧表にありますとおり、各事項について追加をお願いするものであります。

次に、6ページを御覧いただきたいと思っております。

このページから34ページにわたりまして、令和3年度当初予算案におけます新規・重点事業を整理しております。詳細につきましては、後ほど関係課室長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○日高委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

これより議案の審査を行います。まず、長

期計画の変更に関する議案について審査を行います。

その後、予算議案等について、3班に班分けをして議案の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、まず、長期計画の変更に関する議案について説明を求めます。

○殿所農政企画課長 宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について説明いたします。

本日は、別冊で長期計画(案)を配付しておりますけれども、説明につきましては常任委員会資料を使って行いたいと思っております。

37ページをお開きください。

1の策定経緯にありますように、平成31年4月から第七次計画の成果と課題を検証した上で、農業者、関係団体等との意見交換、農政審議会での審議を重ねてまいりました。

常任委員会におきましては、令和元年9月以降、随時報告を行ってまいりましたが、令和2年12月の常任委員会では計画素案の報告を行い、その後、パブリックコメントや関係機関・団体への意見照会、農政審議会からの計画案答申を経て、今回議案として御審議をお願いしているところでございます。

2の計画の概要につきましては、(1)計画の名称は、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画、(2)計画の期間は、令和3年度から12年度までの10年間で、そのうち、具体的施策である基本計画については令和7年度までの5年間、(3)計画の構成は、長期ビジョン、基本

計画、地域別ビジョン、計画実現に向けた推進体制の4編で構成しております。(4)計画の目標と目指す将来像については、後ほど、39ページ以降で説明いたします。

38ページに移っていただきまして、3のパブリックコメント等の概要につきましては、計画素案に対するパブリックコメントと関係機関・団体への意見照会を12月から1月にかけて1か月間実施し、表にありますように、パブリックコメントでは7名から21件、関係機関・団体からは3組織から48件、合計69件の御意見を頂きました。

4のパブリックコメント等での御意見や情勢の変化等に対する計画案での対応につきましては、計画素案からの主な変更点を説明いたします。

表を御覧ください。

最初の2つにつきましては、県内での高病原性鳥インフルエンザの発生や2020年農林業センサスの公表を受けて、内容の追加・修正を行いました。

次の項目については、「農業産出額の目標について、増加が難しいのではないかと御意見を頂きました。どのように伸ばすのか」と御意見を頂きました。このことに関しては、本委員会におきましても御意見を頂いておりましたので、生産量の増加や単価向上による農業産出額増加に向けた取組の概要を追加いたしました。

次の項目については、「新規就農・参入支援によるプレーヤー確保の目標は、農業法人数ではなく認定農業者がよいのではないかと御意見を踏まえ、農業法人数に加え、認定農業者数の目標を設定いたしました。

次の項目については、「生きがいを感じて農

業をしている高齢者は多いので、触れてほしい」との御意見を踏まえ、新たに基本計画を1つ追加いたしました。

次の項目については、「スマート農業は、後継者のいない高齢者にはメリットが少ない」との御意見を踏まえ、高齢農業者もスマート農業を活用できる共同利用等のシェアリングの文章を追加しました。

次の項目は「試験研究の強化のタイトルは、「産地革新を進める」のような表現がよいのではないかと御意見を踏まえ、タイトルを「産地革新を進める試験研究・普及の強化」に修正するとともに、農業改良普及センターにおける試験場とのさらなる連携や地域コーディネーター機能強化の内容を追加いたしました。

最後の項目につきましては、「県産県消を打ち出してはどうか」との御意見を踏まえ、本県食材の応援消費や加工業者・飲食店等での活用を県産県消と位置づけ、文章を追加いたしました。

39ページをお開きください。

見開き2ページで、第八次計画の概要をお示ししております。

左側の長期ビジョンでは、10年後を見据えた長期戦略を記載しています。

計画の目標は、一番上にありますとおり、「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」としており、赤枠の下の方にありますあらゆる危機事象に負けない農業を目指す「新防災」と賢く稼げる農業を目指す「スマート化」の2つを計画のキーワードとして農業の魅力向上を図るとともに、みやざき型家族農業の強化と農業・農村の重要性を県民と共有することで、目標達成を目指すこととしております。

右側の基本計画では、5年間の具体的施策と目標値を記載しております。

主な施策としましては、1の「“農の魅力を生み出す”人材の育成と支援体制の構築」では、

(1) 次代を担うみやざきアグリプレーヤーの確保・育成に向けて、新規就農・参入支援や多様な研修による育成、女性・青年・高齢農業者が活躍できる環境づくり、(2) 産地サポート機能を有する新たな体制の構築に向けて、地域調整体制の構築や、技術・経営資源の承継、雇用人材の確保に取り組みます。

2の「“農の魅力を届ける”みやざきアグリフードチェーンの実現」では、生産、流通、販売の関係者が一体となって課題の共有と解決を図るアグリフードチェーン司令塔体制の構築をはじめ、(1) スマート生産基盤の確立による産地革新に向けて、スマート農業の普及や効率的な生産基盤の確立、分業生産体制の構築や安定した生産量の確保など、(2) 産地と流通の変革を生かした販売力の強化に向けて、共創ブランディングの展開や食資源の高付加価値化、戦略的輸出体制の整備、(3) 産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革に向けて、物流の効率化と供給機能の強化に取り組みます。

3の「“農の魅力を支える”力強い農業・農村の実現」では、(1) 次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村づくりに向けて、多様な人材が協働して稼げる体制の強化や、集落の魅力を発揮し未来につなげる農山漁村づくり、(2) 持続的で安全・安心な農業・農村づくりに向けて、資源循環型産地づくりや災害に強い生産基盤の確立、家畜・植物防疫体制やセーフティネットの強化、県民の理解醸成などに取り組みます。

その下の経営モデルについては、本委員会での「安定した所得が得られる経営モデルを示す必要がある」との御意見も踏まえまして、この基本計画に基づく施策の展開によりステップアップした経営の姿として、施設野菜・露地野菜・肉用牛の3つの分野でそれぞれスマート化モデル・法人化モデルの2種類を作成いたしました。

続いて、41ページを御覧ください。

宮崎県農業・水産業ナビ「ひなたMAFiN」について説明いたします。

ただいま説明いたしました農業・農村振興長期計画や、この後に説明いたします水産業・漁村振興長期計画を含め、様々な施策を効果的に推進していくためには、生産者や県民の皆様の理解が大変重要であります。

また、コロナ禍においては、デジタルを活用したリモート環境での情報の伝達・共有の重要性が再認識されました。

このため、図の黄色い丸の部分にありますように、農業・水産業関連情報を集約した宮崎県農業・水産業ナビ「ひなたMAFiN」というホームページを4月に開設し、JAやJF等関係団体とリンクして、多様な情報を分かりやすくタイムリーに提供、発信したいと考えております。

「MAFiN」は、「宮崎県農業・水産業ナビ」の英語表記、「Miyazaki Agriculture and Fisheries Navigation」の頭文字をつなげたものでございます。

このホームページをベースにしまして、赤い矢印にありますように、ワンストップ検索による分かりやすい情報提供、フェイスブック等の

SNSを活用したプッシュ型のタイムリーな情報発信、農政水産部の各所属と生産者等の間でつながる環境の整備によりまして、生産者や県民の皆様の知りたい、相談したい、参加したいといったニーズにしっかり応えてまいります。

説明は以上です。

○福井水産政策課長 次の常任委員会資料の43ページをお開きください。

宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について御説明いたします。

1の策定経緯でございますように、本計画の変更につきましては、平成31年4月から現第五次計画の検証を開始し、県議会へは令和元年9月以降、随時報告させていただいているところでございます。

昨年12月の常任委員会におきましては計画素案を御報告させていただき、その後、パブリックコメントや関係機関・団体への意見照会を実施、本年2月の宮崎県水産業・漁村振興協議会での審議を経て、今回議案として県議会の御審議をお願いしているところでございます。

次に、2の計画の概要ですが、(1)計画の名称は、第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画とし、(2)計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間で、そのうち、具体的施策となる基本計画については、令和7年度までの5年間、(3)計画の構成は、長期ビジョン、基本計画、計画実現に向けた推進体制の3編で構成いたします。

次の44ページを御覧ください。

3、パブリックコメント等の概要でございます。

計画素案に対するパブリックコメントと関係機関・団体への意見照会を昨年12月から本年1

月まで実施し、28の関係機関・団体から御意見を頂きました。

4、パブリックコメント等での御意見に対する計画案での対応として、計画素案からの主な変更点を御説明いたします。

下の表を御覧ください。

1つ目は、「関連産業・機関等との連携の重要性」に関する御意見を踏まえまして、長期ビジョンにイオベーションサミット体制の構築を追加いたしました。

2つ目は、「漁業・養殖業の生産額の目標について、増加が難しいのではないかなどどのように伸ばすのか」との御意見を踏まえ、経営体当たりの生産額増加と経営体の減少抑制による生産額の増加に向けた積算と施策の概要を追加いたしました。

3つ目は、「漁業制度の効果的な運用において、改正漁業法の内容を正確に反映する必要がある」との御意見を踏まえ、記述内容の修正を行いました。

4つ目は、「改正漁業法の目玉となる資源管理において、自主的な管理については資源管理協定の策定が必要となるので、長期計画にも盛り込んでいただきたい」との御意見を踏まえ、基本計画に自主的資源管理の充実を追加し、資源管理協定について明記いたしました。

45ページをお開きください。

見開きの2ページで、第六次計画の概要をお示ししております。

左側の45ページでは、長期ビジョンとして10年後を見据えた長期戦略を記載しています。

赤枠の計画の目標は、「ひなた魚(イオ)ベーションで新たな波に乗り成長する水産業」としてしております。

「ひなた魚（イオ）バージョン」とは、技術革新といった新たな創造を意味する「イノベーション」と魚を意味する「いお」を組み合わせた本県の水産業に関するイノベーションを表現する造語になります。

その下、黒枠の目指す将来像と施策の基本方向にありますとおり、4つのひなたイオバージョンの展開により、経営体の成長、漁村の活性化により、多様な人材が集まる成長のサイクルが形成され、その成長を支える水産資源と生産基盤が充実している将来を目指します。

46ページの基本計画では、5年間の具体的な施策と目標値を記載しております。

主な施策といたしましては、1、人口減少社会に対応した生産環境の創出では、みやざき丸の機能強化や大規模沖合養殖システムの導入等による漁業・養殖業の生産力強化、宮崎県漁村活性化推進機構や高等水産研修所を核とした担い手や外国人等の多様な人材の確保・育成体制の構築などに取り組みます。

2、成長をつかむ高収益化と流通改革では、漁船などの経営基盤の改善や漁業経営の強化に資する漁業許可制度の改革により高収益型漁業への転換を促進するとともに、水産物の輸出促進、産地価格形成機能の向上や多様な水産物を生かしたおさかなビジネスの促進等による流通・販売の強化に取り組みます。

3、水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応では、カツオ、マグロやイワシ、アジ、サバなど、広域回遊資源の管理に適切に対応するとともに、沿岸資源についても本県独自の資源の利用管理システム「みやざきモデル」の高度化に取り組みます。

4、成長産業化を支える漁村の基盤強化では、

漁港の防災・減災対策の強化や漁協の機能・基盤強化に加え、地域主体の魅力あふれる漁村・内水面づくりの取組を促進してまいります。

その下の経営モデルにつきましては、沿岸漁業の主体である個人経営体において、優良経営モデルと高収益型経営モデルの姿を具体的に例示しております。

以上のとおり、第六次長期計画の10年間におきましては、「ひなた魚（イオ）バージョン」をキャッチフレーズに、国の水産政策の改革などとも連携しながら、技術革新や世界的な水産物の需要拡大の波に乗る一方、人口減少社会という大きな波を乗り越え、本県水産業の成長産業化の実現を目指してまいります。

説明は以上でございます。

○日高委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんでしょうか。

○有岡委員 まず、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画の中で、68ページの中にスタンバイ農地という表現がありまして、担い手が速やかに利用できるような農地中間管理機構が保有する制度ということで理解しているんですが、これは現状としてどれぐらいの農地を管理し、どれぐらいの動きが今はあるのか。そこら辺の経緯をお尋ねいたします。

○東農業経営支援課長 スタンバイ農地につきましては、現在、延岡市、宮崎市、日向市等で実施をされております。具体的な面積につきましては、現在、約6ヘクタールです。これは農地中間管理機構公社が保有しております農地をスタンバイ農地ということで活用しているというような状況になっております。

○有岡委員 そういった意味では、この農地が例えばUターンとかUIJターンとかで帰ってこられる方にも有効に活用できるというふうなところなんですが、そのときに、64ページのリカレント研修という表現がありますが、新しく農業をしようという人たちが参加する中で、どういう場面でこの教育の場面が設定してあるのか。普及所辺りでされるのか。そこら辺の流れが分かれば教えていただきたいと思っております。

○東農業経営支援課長 64ページのリカレント研修につきましては振り返りの研修ということで、定年帰農者や「半農半X」の方——高齢者、そういった方々に対して基本技術等の研修をするというようなことで考えております。

新規就農者につきましては、普及センター等で農作業安全の研修や基礎的な農業技術の研修を実施しております。新規就農者の発展段階に応じて、段階的に研修するようなことで考えています。

○有岡委員 現場の現状としては、農地がかなり荒廃していっていると。これをどうやって地域に還元して有効に活用しようかというのが課題なんです。

UIJターンや定年夫婦の方たちが活用していただけるようなシステムを構築していただくことによって、有効に農地が活用できますので、県民が農業に参画する場面を広げていただくということを要望して終わります。

○東農業経営支援課長 農地については、先ほど御質問がありましたスタンバイ農地につきましても、新規就農者が有効に使えるように事前に農地を整備しまして、例えば、ハウスを建設するといった取組を始められようとしております。

そういったことも含めて新規就農者に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○星原委員 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画、私は以前から農家の所得をどうするのかいろいろ言ってきたと思うんですが、もうかる農業をするためにはどうするのか、納税できる農家をどうやって増やしていくのか。

もうかる職業では後継者も育つんです。ということは、そこに所得が増え、税金も納められる。どうしたらそういうところにたどり着いていくのか。若い農業後継者、人材育成と言いますが、こういう形だともうかって所得が増えて、家や車を買う、旅行に行く、そういう次の展開にいくためには、もうかっていないと、利益が出ないと駄目だと思うんです。

10年間の中で、宮崎県としてはそういう農家の育成とかいろんなのが掲げているんですけど、もうかる農業にするための方策として、何かもう一言あってもいいんじゃないかなと思ったんですが。

○殿所農政企画課長 常任委員会資料の40ページの下のほうで経営モデルという話を先ほどいたしました。

その詳しい内容については、この長期計画案の冊子の103ページに、農業経営モデルという項目をつくっております。

これにつきましては、常任委員会の中で、星原委員から話がありましたように、長期計画を実行することで県内の農業者がどんなふうにもうかっていくのか、これから農業をやろうという方たちがどんな夢を見ることができるといことをしっかり示さなければいけないというお話がございまして、103ページ以降のページをつくったところでございます。

ここにありますように、1番の農業経営モデルの意義として、他産業と同水準の金額はしっかり稼ごう、1,000万円以上稼げるような農業者を1,500経営体育成できるような魅力あるものにしていこうということで、それをより具体的に分かっていただくために、先ほどお話ししました施設野菜、露地野菜、肉用牛に分けてスマート化に取り組んだらこんなふうになりますよ、法人化に取り組んだらこんなふうになりますよということをお示ししております。

さらに、105ページ以降に、より具体的にこの長期計画に基づいて、こんなことに取り組んでいただければこういう収支の姿が見えてきて、1,000万円あるいはそれ以上稼ぐことができるんですよということをここでお示しすることにいたしました。これにつきましては、この常任委員会での御指摘、御意見が非常に大きい部分がございます、我々もここについては相当程度検討してこういうページをつくったところでございます。

あとは、これをしっかり農業者の皆さんに御理解いただいて実践していただく、そこを県がしっかりサポートしていくという取組を進めてまいりたいと思っております。

○星原委員 了解しました。生産技術は持っていると思うんです。あとは経営技術をどうしたらいいのか。機械の導入をするときでも、更新時期をどれぐらいでやっていかないと利益につながらないとかありますので、そういった経営の指導をやっていくと経営体がいい方向にいくんじゃないかなと思います。

生産技術はそれぞれの経営体が持っているから、今度は経営技術をしっかり指導していただければありがたいと思います。よろしくお願

いしておきます。

○横田委員 109ページのスマート化モデル、肉用牛繁殖専門のところに、コントラクターを活用して生産能力を削減して、余剰能力を飼養管理のほうに向けると書いてあります。

ぜひ、こういう方向に進めていただきたいと思うんですけども、今まで私も農家とこういう話をしてきたんですが、なかなか進まないの、農家に対してどういう形で説明していくのか聞かせたいんですけど。

○河野畜産振興課長 コントラクターの推進方法ということですが、今回、スマートモデル化、モデル経営体の中で出しておりますが、分業化という部分については肉用牛に限らず、畜産にとっては非常に大きな労働力のスマート化の上では必要だと思っております。

今回、3年度の新規事業の中で、分業化を進めるためのコントラクターの育成と労働者を確保するためのヘルパー組織の構築を併せて推進していきたいとしています。そのためには、まず、利用者となる農家の方々にこういう組織を利用したら自分たちの経営にどれだけメリットがあるのかということをしかりと認識していただくことを推進したい——利用料が幾ら、餌の料金が幾らという、料金にどうしても目が行ってしまうんですが、そういうことを利用することでの労働力の対価がどのように経営に生かされて、所得に結びつくということをしかりと説明させていただき、今後、本県における肉用牛生産を推進する上でのスマート化を進めてまいりたいと考えております。

○横田委員 今、説明があったような内容は、農家に伝える手段として、例えばJAの技術員を通してとか、そういう形になるんでしょうか。

○河野畜産振興課長 おっしゃるように、農協の技術員、もちろん県も普及センター、執行局等がございますので、一緒になりまして推進をしてみたいです。

○横田委員 ありがとうございます。これは露地野菜にしても施設野菜にしてもみんな同じだと思うんです。こういうすばらしい経営モデルとかを提示していただいているわけですので、それが農家にしっかりと伝わるように努力していただければと思います。

○窪菌委員 今の横田委員の関連なんですけど、肉用牛の場合の例としてコントラクターの活用がありますけれども、TMRセンターの餌の原料は宮崎県の場合には何か資源があるんですか。

○河野畜産振興課長 コントラクター、TMRセンターにつきまして、今、県内で推進しておりますが、原料となります粗飼料につきまして、県内での自給ということも考えております。ですから、自給をする自給粗飼料をしっかりと確保するためにコントラクター組織等を活用して、しっかりと農地から粗飼料を生産してTMRセンターに供給していただくというシステムを、3年度の新しい事業に組み込んでいくようにしておるところでございます。

○窪菌委員 県内は焼酎かすとか二次的なものがあるにはあるんです。鹿児島県はでんぷん工場と連携して分業化して餌を生産している。その中で、モデル農家に供給していくというようなやり方で増頭しています。

私も酒かすを使ってみたけれど、これは金銭的に合わないなと感じたので、もうちょっと安くできるような方法はないのかなと。例えば、地元の稲わらの分量をもうちょっと増やすとか、コントラクターを利用し、その中で増やし

ていくとか。結局は、1頭あたりに与える量を確保すると全体が100頭とか200頭になり、相当な量が要ということになりますので、そういった量の確保は、自給飼料だけでは無理だと思うんです。

イタリアンライグラスか、トウモロコシか、稲わら、そういったものをもうちょっと推進してもらえると少しは安くなるのかなという気がするんです。農家と生産者が連携して、分業化した餌の生産をする大きなセンターみたいなものを——問題は、餌の生産をどう確保するかだと思うんです。単価的なもの。その辺りを長期的に見通して、例えば500頭なら500頭、1,000頭なら1,000頭ぐらいのモデル農家を育成するというような計画はないものなんですか。

○河野畜産振興課長 TMRセンターにつきましては、以前から地元で検討しておりますが、圏域というよりも、地域での取組ということで、現在、児湯郡のほうで設置に向けて取組をしております。その中で、先ほど言われましたように、まず、地域で利用農家の方々を募って、その利用農家の方が利用する量を地域で確保して、そしてまず、センターを始動させ、使っていただく。それからどんどん横の広がりをしていくということで、まずは5件でも10件でもTMRセンターの仕組みをスタートさせるというのが重要だと思っております。

そして、その地域でうまくいけば、今度はほかの地域の分を確保したり、供給したりとかいう地域間の取組につなげていきたい。

先ほど委員がおっしゃられたように、まずは地域内で確保していくんですが、どんどん広がっていけば、地域内の粗飼料だけでは足りないんじゃないかという部分もあります。それに

については、徐々に推進をしながら検討していきたいと思っております。

○大久津農政水産部長 今、課長が申した内容なんですけれども、資料の102ページに飼料自給の分業化ということでいろいろ書いてあるんですが、基本的には、委員の方々からお話がありましたように、従来は酪農家や大型機械を持っている大型の農家さんたちがグループで受託というのが中心でございました。それについては、原価以下または経営コストの問題とかいろいろなことがありましたので、今後は、受託型よりも、単独で経営が成り立つコントラクター——今、各委員がおっしゃいましたようないろんな取組、もっと安くして売ろうとか、新たな発展があるだろうということ——こういった自立できるコントラクターをつくりたいという意向です。

これにTMRセンターも併せていく形で、今言われましたような新しいセンター組織ができること、畜産業の分業化は、高齢化や山間部の農家を存続させていくには大事だろうということで、本当に一生懸命やっていかないといけないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○窪菌委員 粗飼料の生産というのはもう畜産の根源をなすところですから、ここをしっかりと体制を整えて、地域でもいいし、分業でもいいし、そういったものをモデル的にどこか1か所でもいいからやると、それに反応が出てくるかなという気がするんです。

例えば、鹿児島県の始良市が1,000頭規模で2か所やっています。そういった大きなのじゃなくても、半分の500頭でも300頭でもいいから、部長が言われたコントラクターなんかを使った

餌の確保というのをしていかないと、高齢化、担い手、この問題が僕らもいっぱいあるんです。

1部落に、1～2件しか後継者がいないというような状況の中で、空いた田んぼ、畑が将来的に相当に出てくるんだろうということもありますので、これをカバーして荒れないようにするにはもう畜産しかないなという単純な話になっているんですけど、高齢化に向けて後継者の確保というのは非常に労力的にも大変だということもありますので、組織的な方策をよろしく願いたいと思います。

○日高委員長 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で長期計画の変更に関する議案の審査を終了いたします。

執行部の入替えのため、暫時休憩をいたします。

午前10時42分休憩

午前10時44分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、農政企画課、農業連携推進課、農業経営支援課の議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。

○殿所農政企画課長 歳出予算説明資料の293ページをお開きください。

農政企画課の令和3年度当初予算は一般会計のみで16億4,184万3,000円をお願いしております。

主な内容について説明いたします。296ページをお開きください。

1つ目の(事項)中山間地域活性化推進費の説明欄の1、宮崎の新しい農泊活用推進事業945万円につきましては、本県農泊の魅力向上のた

め、各種メディアを活用し、プロモーション活動を実施するとともに、地域の特性を生かしつつ、新しい生活様式を取り入れた体験メニューの磨き上げなどの地域協議会の取組を支援することで、農泊を総合的に推進し、農山漁村の活性化や観光推進を図るものでございます。

次の(事項)世界農業遺産推進事業費の説明欄の1、世界農業遺産地域活力創造事業1,879万9,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次の(事項)鳥獣被害防止対策事業費の説明欄の1、鳥獣にまけない魅力ある地域づくり事業6億7,116万円につきましては、依然として鳥獣による農林作物被害が大きいと、引き続き、集落ぐるみの対策を総合的に支援するとともに、捕獲鳥獣——ジビエ——を新たな地域資源として利活用し、地域振興を図るものでございます。

それでは、常任委員会資料の7ページをお開きください。

世界農業遺産地域活力創造事業でございます。

1の事業の目的・背景にありますとおり、世界農業遺産の魅力を生かした誘客促進や人材育成、魅力発信等に取り組み、関係人口を創出することで地域のさらなる活性化を図っていくものでございます。

世界農業遺産につきましては、高千穂、日之影、五ヶ瀬、諸塚、椎葉の5町村が認定されてから5年がたちました。

これまでに、世界に認められた地域の魅力を生かしたPR活動や、将来を担う地元小中高生などの郷土愛の醸成につながる取組などへの支援を行ってまいりました。

さらに、地元企業が地域特産品をふんだんに使った「五國豊饒」という新たなブランドを立ち上げ、商品の販売等も始まったところでございます。

今回、これらの活動を発展させ、元気で誇りの持てる中山間地域のモデルとなるよう、右のページの1、G I A H S活用事業においては、実際に地域に来ていただいて、知っていただき、体験し、将来の移住につながる取組を行ってまいります。

2の、G I A H S人材育成事業では、小中高生を含む地域住民の郷土愛の醸成につながる教育活動や神楽等の伝統文化を継承する取組を支援してまいります。

3の、G I A H S連携事業では、SNS等を効果的に活用した情報発信等を行い、関係人口の増加や企業との連携等を加速させながら、さらなる地域活性化につなげてまいります。

左側のページの2、事業の概要を御覧ください。予算額は1,879万9,000円、事業期間は令和4年度までの2か年を予定しております。

農政企画課からは以上であります。

○愛甲農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、297ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計のみで23億8,857万9,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明をいたします。

299ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)新農業振興推進費の説明欄の3、県産農畜水産物応援消費推進事業の1億3,200万円であります。これは、新型コ

コロナウイルス感染症の拡大に伴う本県農畜水産業への影響を緩和するため、県内外における県産農畜水産物の消費喚起や販売拡大に係る取組を支援するものであります。

次に、300ページをお開きください。

一番上の(事項)新みやざきブランド推進対策費の説明欄の新規事業の2、みやざき食のイノベーション推進事業の6,668万3,000円であります。これは、安全・安心や健康等の消費者ニーズに対応するため、ブランド産地でのGAPの取組を推進しますとともに、本県の強みである食の機能性分析に係る研究体制を活用した保健機能食品の商品化等を通じまして、国内外で稼ぐ新たなブランド対策を展開するものであります。

次に、その下の(事項)農産物流通体制確立対策費の説明欄の新規事業の6、世界市場で稼ぐ！輸出強化事業の7,704万9,000円であります。これは、世界の食市場で稼ぐために、輸出に挑む産地の育成や拡大を支援しますとともに、輸出パートナーや香港事務所と連携した販売促進や新たな需要が見込まれる中華圏等への販路拡大を強化するものであります。

次の説明欄の新規事業の7、みやざき農の物流革新事業及び、一番下の(事項)構造政策推進対策費の説明欄の新規事業の2、地域食資源高付加価値化推進事業につきましても、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

新規事業、みやざき農の物流革新事業について御説明いたします。

本事業は、1の事業の目的・背景のとおり、持続可能で効率的な農畜水産物の輸送体制の構

築を図るため、パレット化等による輸送の効率化や共同輸送等の新たな物流網の構築を支援するとともに、デジタル技術を駆使した輸送体制への変革を推進するものでございます。

右のページのポンチ絵を御覧ください。

上段の物流をめぐる現状にありますとおり、物流を取り巻く環境は、トラックドライバーの不足に加え、2024年には、労働環境の改善のために、改正労働基準法に伴う時間外労働の上限規制が適用されますことから、大消費地から遠隔地にある本県にとりましては、物流対策はまさに待ったなしで取り組む必要があります。

このため、本事業では、今年度、農業団体やトラック協会、カーフェリー事業者等を構成員として設立しましたみやざき農の物流DX推進協議会が中心となりまして、目指す姿に記載のとおり、「輸送の効率化」や「新たな物流網の構築」、「モノと情報を届ける」の3つの柱に沿って各種取組を展開し、持続可能な輸送体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、2の取組内容にありますとおり、左側の、農の物流DX推進事業によりまして、データを活用した適正な配車やパレット化に向けた規格の統合、さらには、共同輸送のマッチング会や物流改善の実証等に取り組めますとともに、右側の、条件整備支援事業によりまして、物流のデジタルシフトに必要な端末等の導入及び輸送の効率化や新たな日常にも対応できるICTの整備等を支援したいと考えております。

9ページの2の事業の概要に戻っていただきまして、予算額につきましては938万7,000円、事業期間は令和5年度までの3か年を予定しております。

次に、資料の11ページをお開きください。

新規事業、地域食資源高付加価値化推進事業について御説明します。

本事業は、1の事業の目的・背景のとおり、本県の宝・強みとなる食資源の高付加価値化や新たな活用を再構築するため、産地及び消費地の食農関係者等で構成する推進組織を設置し、本県食資源の高付加価値化に向けた各種取組を支援するものであります。

右のポンチ絵を御覧ください。

上段の現状と課題にありますとおり、本県は優れた食資源にあふれておりますが、消費者等には原料での供給が中心となっており、6次産業化等の加工等による高付加価値化の取組がまだまだ弱い状況にあります。

また、コロナ禍により、国産回帰・地産地消の高まりや巣籠もり需要の拡大など、消費マインドや消費行動に変化が見られており、そのようなニーズの変化に迅速に対応するためには新たな仕組みづくりが必要となっているところでございます。

このため、農業者や食品事業者など、食や農に携わる多様な事業者が連携し、様々な視点から地域の食材の高付加価値化を図り、地域で連携した新たなビジネスを生み出す取組をローカルフードプロジェクトとして位置づけ、推進したいと考えております。

推進体制としましては、6次産業化サポートセンター等の管理・運営の下、県内の多様な食農関係者が結集したプラットフォームを設置し、6次産業化や農商工連携等の課題に応じて機動的に個別プロジェクトを立ち上げ、課題解決に取り組めますとともに、加工品の開発や販路開拓に当たりましては、適宜、消費地のプロ集団とも連携していきたいと考えております。

具体的な推進にあたりましては、下段の事業概要にありますとおり、3つの事業により、新たな推進組織の設置・運営や食資源の高付加価値化に向けた個別プロジェクトに取り組めますとともに、取組に応じて施設・機械整備の支援も予定しており、このプロジェクトの展開・拡大によりまして地域経済の活性化を図っていきたいと考えております。

11ページの2の事業の概要に戻っていただきまして、予算額は8,319万9,000円、事業期間は令和5年度までの3か年を予定しております。

続きまして、別冊資料の決算特別委員会指摘要望事項の対応状況について御説明いたします。

資料の12ページをお開きください。

⑫の、「農畜水産物等の輸出について、本県の強みである機能性の解析や残留農薬の検査体制も生かして輸出拡大に取り組むこと」についてでございます。

県では、平成28年3月に、宮崎大学等との連携の下、食の機能性に関する研究について、機能性成分の特定をはじめ、定量分析や動物試験などの基礎研究から、被験者への投与を通じて人体への効果を判定するヒト臨床試験まで、一貫通貫で対応可能な食の機能性解析拠点を設置したところでございます。

そして、この解析拠点での研究を通じまして、これまでに機能性の研究に関する各種手法や知見を蓄積しますとともに、大学等における研究人材の育成にも努めているところでございます。

また、コロナ禍におきましては、食に対する安全・安心や健康に関する消費者ニーズはますます高まりを見せておりますことから、こうし

た情勢を踏まえまして、今後は食の機能性解析拠点におきまして、みやざきブランド対策と連動し、出口となる商品開発や販売対策を見据えた研究・開発を進めていきたいと考えております。

このため、令和3年度の新規事業としまして、先ほども少し説明をさせていただきましたが、みやざき食のイノベーション推進事業を創設し、みやざきブランドの基盤となる「安全・安心、健康」を担保するため、GAPの定着・拡大や残留農薬の分析体制のさらなる強化に取り組みますとともに、加えて、県産農畜水産物を素材とした機能性に関する研究や企業等による保健機能食品の開発への支援などを通じまして、産学官による食のイノベーションを推進し、国内市場はもとより、海外市場でもしっかりと稼ぐことのできる新たなブランド対策の展開を図ることとしております。

農業連携推進課は以上でございます。

○東農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、303ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計で48億9,994万6,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

305ページをお開きください。

中ほどの(事項)農業会議・農業委員会費の3億3,973万6,000円です。これは、県農業会議や各市町村の農業委員会が行う農地等の利用の効率化、高度化に向けた推進活動に要する農業委員手当や業務費等です。

306ページをお開きください。

下段の(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費のうち、3の新規事業、みやざき農業担い手確保総合対策事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、4の改善事業、みやざき次世代農業経営者育成強化事業の6億9,565万2,000円です。これは、本県農業の次世代を担う農業経営者を育成するため、農業次世代人材投資資金を交付しますとともに、農業大学の教育カリキュラムを強化し、地域リーダーとしての資質を備えた実践力のある農業経営者等を育成するものがあります。

307ページを御覧ください。

一番上の(事項)女性農業者育成総合対策事業費の1、改善事業、女性の活力でリードする農山漁村パワーアップ事業の289万円です。これは、女性の知恵や工夫を生かした女性団体の取組への支援を行いますとともに、各女性団体間の交流を促進することにより、農山漁村地域における農業所得向上や働きやすい環境づくりを推進するものであります。

次に、ページ中ほどの(事項)農業金融対策費の5億4,906万1,000円です。これは、農業近代化資金等の制度資金借入れに対する利子補給等に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)担い手育成総合対策事業費についてであります。

308ページをお開きください。

3の新規事業、きらり輝く農業人材確保支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、中ほどの(事項)構造政策推進対策費の5億8,773万2,000円です。これは、農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を

推進するものであります。

歳出予算説明書につきましては以上であります。

続きまして、常任委員会資料の13ページをお開きください。

新規事業、みやざき農業担い手確保総合対策事業について御説明いたします。

この事業は、今後、団塊世代の離農が増加すると懸念される中で、昨今の田園回帰志向やコロナ禍に伴う地方への人の流れをチャンスと捉えまして、就農相談から定着まで切れ目ない支援体制の充実・強化を図ることで、新規就農者が安心して本県での就農を決断し、農業経営の円滑なスタートが図れるよう支援するものであります。

事業内容につきましては、右ページの対応を御覧ください。

まず、県内外での就農相談会では、ウェブ等を活用した情報発信やリモート就農相談の充実を図りますとともに、派遣方式の就農研修でありますお試し就農では、コロナ対応として受入れ枠を増加しました今年度並みの80人分を確保しまして、雇用就農等を促進することとしております。

また、農業経営資源の承継では、地域ごとに遊休施設等のリスト化や就農希望者とのマッチング等に取り組み、就農時の初期負担の軽減を図りますとともに、中山間地域への就農促進を図るため、特定地域づくり事業協同組合制度等を活用し、農林業を中心に様々な労働力需要をつなぎ、周年雇用できる環境を創出していくこととしております。

今後、市町村や関係団体等と連携しまして、これらの取組を進めることにより、就農希望者

が安心して就農できる環境づくりを進めてまいります。

13ページに戻っていただきまして、2の事業概要にありますとおり、予算額は6,864万円、事業期間は令和4年度までの2年間で予定しております。

続きまして、15ページをお開きください。

新規事業、きらり輝く農業人材確保支援事業について御説明いたします。

この事業は、他産業との人材確保競争が激化する中で、多様な人材が農業で活躍できる労働力融通の仕組みづくりや働きやすい環境整備等により、農業現場を支える重要な働き手となる人材の確保、定着に取り組むものであります。

事業内容につきましては、右ページの取組内容を御覧ください。

まず、①の農業人材ベストミックス支援事業では、農福連携やダブルワークの促進、産地間・産業間連携の取組など、地域の経営品目や周辺の就労希望者等の状況に応じて、農業現場と最適な働き手を組み合わせる人材ベストミックスの体制づくりを支援いたします。

また、②の農業人材受入れ環境モデル構築事業において、空き家の改修等による休憩施設や簡易トイレの整備など、地域における農業人材の就労定着を進めるための受入れ環境をモデル的に整備する取組を支援しまして、効果を検証しながら地域への普及を図ります。

さらに、③の農業人材定着促進事業において、農業現場で人材がしっかり定着できるよう、農業法人等による労務管理や人材養成等の研修を進めますとともに、近年、本県でも外国人材として受入れの多いベトナムとの連携強化を見据え、ベトナム人のコンシェルジュを設置し、受

入れ環境の向上を図ります。

15ページに戻っていただき、2の事業概要にありますとおり、予算額は1,570万円、事業期間は令和4年度までの2年間を予定しております。

続きまして、委員会資料の4ページをお開きください。

債務負担行為についてであります。当課からは5件お願いしております。

表の一番上から3件及び5件目の事項につきましては、農業制度資金の融資に対する2年目以降に必要な利子補給の債務負担をお願いするものであります。

上から4件目の事項につきましては、県農業振興公社が農地取得等を行うために必要な無利子資金を全国農地保有合理化協会から借り入れる際に、国の規程に基づき、損失補償を行うために債務負担をお願いするものであります。

農業経営支援課は以上です。よろしく願いいたします。

○日高委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんでしょうか。

○星原委員 説明いただきました13ページの農業担い手総合対策事業なんですが、新規就農者数の増加ということで、令和元年の418人を令和5年度には500人とする目標となっているんです。毎年、県外等から就農者の希望者を誘致されてきたと思うんですけども、新規就農で県外から来た人たちが地域に溶け込めず、あるいは生活ができなくて、離れた人というのがあるのかなと思うんですが、そういう人というのはどれぐらいいるんですか。

○戸高農業担い手対策室長 新規就農者の定着という観点になろうと思います。

今現在、国の農業次世代人材投資事業というところのデータがございまして、平成24年から今まで629名がその事業を活用して就農しております。そのうち、離農された方というのが35名ということで5%、逆に95%は定着して農業を続けられているという現状でございます。

○星原委員 なぜそういうことを聞いたかというところ、ここは直接関係ない、企業誘致をして企業が県外から来るんですけど、企業誘致のときは、かなり積極的にいろいろ情報提供したり、税金の免税とか、いろんなことをやっていただくんだけど、実際、地域に来てやり始めると全然音沙汰なしという話があるものですか。

特に新規就農で宮崎県に来た人のところは、振興局単位でもいいんですけど、年に1回くらいは、課題・問題はないか、何か心配事はないかを回って行って情報収集して、困っていることに対応してあげるとか、そういうことまで細かくやっていかないといかんのかなと思っていました。

今の話だと離農は5%程度というので、それぐらいは仕方ないのかなとも思いますけど、離農していなくても、なかなか経営がうまくいかない人もいるんじゃないかなと思いますので、こういう形で新規就農者に取り組むのであれば、フォローの部分をいかにやっていくかということも、今後検討しておかないといけないのかなと思うんです。

既にやっているということであれば別に問題はないんですが、その辺はどうなんですか。

○戸高農業担い手対策室長 新規就農者につき

ましては、地域の市町村、JA、地域の先進農家がチームを組みまして、新規就農者のサポートをしております、少なくとも年間4回ほど、新規就農者のところを回って、新規就農者の計画達成に向けたサポートを行っているという状況でございます。

○星原委員 経営の面でもいろいろ相談事があるんじゃないかなと思いますので、その辺の充実をぜひ図っていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

○窪菌委員 今の担い手の話なんです、いろんな地区にそれぞれ昔からの伝統的な文化であるとか、行事、慣習、そういうのになかなかなじめないという話も聞いたところなんです、そういうことはあるんでしょうか。もしあった場合の対応はどういうふうにされていますか。

○戸高農業担い手対策室長 UIJターンで地域に來られて定着して、地域を引っ張る農業者になっていただくということが重要でございますので、先ほど申しました地域のサポート体制、新規就農者あたりには寄り添って、早く定着して収益を上げて、その地域で農業を続けられていくようなサポートはしています。

JA、県、市町村、地域の農家も含めて体制を組んでやっているところでございます。

○窪菌委員 そういったサポートをしながらということなんだろうけれども、今までの600名の方々はどんな職種に就かれているんですか。どこかの経営を譲ってもらったのか。それとも、土地を新規に準備するのか。例えば、離農された方の後を引き継ぐとか、そういうふうになっているんですか。

○戸高農業担い手対策室長 新規就農者の類型

別ということでございます。令和元年度のデータでございますけれども、JA、個人就農を含めて418名が新規就農者で、そのうち一番多いのが施設野菜で148名、次に肉用牛が71名、露地野菜が64名ということになります。

肉用牛につきましてはJAの親元就農というのが多いようでありまして、施設野菜等につきましては施設の初期投資というところが課題になりますので、今回、新規事業でもお願いしております高齢農家あたりの施設を承継する事業というところも組み込みながら、新規就農者が初期投資はできるだけ控えて地域で農業できるというような対策等も行っているところでございます。

○窪菌委員 新規就農の場合はいろんな制度でやっているんですけども、親元の継承事業、引き継いだ場合、何か手当てがあったと思うんですが、そっちのほうは今はどうなっていますか。

○戸高農業担い手対策室長 新規の施設農業経営の承継につきましては、親元就農以外の第三者承継につきましても、施設の整備費であったり、マッチングの出される農家と新規就農者のマッチングの体制というところをしておりますし、親元就農につきましても、国の事業で親元就農して経営改善等を行う場合の施設の整備であったり、支援事業がございますので、そういったところも活用しながら推進をしています。

○窪菌委員 その取組の状況なんですけれども、人数的にはどんな感じなんですか。

○戸高農業担い手対策室長 令和元年度の新規就農者のうち、親元就農者・後継者就農が418名のうち132名でございます。そのほか、新規参加者が52名で、JAの就農で合計184名が令

和元年度の新規就農ということになります。

○横田委員 第三者承継にすごく期待をしているんですが、14ページに書いてあるように、今後は大量離農が出てくるのが考えられます。もしかすると、譲りたいという人と譲ってほしいという人の数に相当開きが出てくるんじゃないかと思うんです。そういった場合のマッチングと申しますか、交通整理をする必要があると思うんですけれども、そういったことをこのコーディネーターが担っていくということなんでしょうか。

○戸高農業担い手対策室長 この事業でコーディネーター2名を県の農業振興公社において、県全体を見ていただきます。承継のマッチングをするにあたりましては、市町村単位やJA単位で情報を共有して、密接な連携をもって行うことが必要だと考えておりますので、コーディネーターがそういった市町村等の体制整備まで関わって、各地域でマッチングができる体制もつくっていきたくて考えております。

○横田委員 この第三者承継は、例えば、新規就農者に対する承継というのは当然考えられますけれども、例えば、今やっている人が規模拡大をしたいという場合もこの承継に入るということで考えていいんでしょうか。

○戸高農業担い手対策室長 規模拡大をして譲渡される農家さんの施設を引き継ぐというところも大きな意味では承継という形になっておりますけれども、今回の県単の事業につきましては、新規就農者が承継するところをサポートするというので、規模拡大等につきましては、国の事業で施設整備の事業等がございますので、そういったところを活用しながらやっていくということで考えております。

○横田委員 さっき言いましたように、譲りたいという人のほうが譲ってほしい人よりかなり多くなると思うんです。ですから、できるだけその希望をかなえてやれるように、規模拡大に対するビジョンも含めて頑張ってもらいたいと思います。

○戸高農業担い手対策室長 承継事業は非常に大切な事業と思っておりますので、しっかり連携してやっていきたいと思っております。

○星原委員 11ページの地域食資源高付加価値化推進事業なんですが、目的・背景を見ますと、これから推進組織を設置してということなので、新たにこういう組織をつくれるのかなと思うんですが、右のLFPプラットフォームという推進体制の中、宮崎県は遠隔地農業なので、どうしても6次産業化——加工をして半年でも1年でも日持ちがするように——ということが大事だと。以前から6次産業化を打ち出しているわけなんですけど、今回、このような形で農林業、漁業者、加工業者、販売業者、行政、そして消費地のプロ集団と、こういう形まで掲げてあってすばらしいというか、そういうことに取り組まざるを得ないというふうに思うんですが、設置するときのこれをまとめるトッパーをどういう形でまとめていくのかなと。

要するに、民間の人たちにこういうことをやったらどうですかと教える体制なのか、県としてこの集団をまとめる人——アドバイザーなのか何なのか分かりませんが——そういうことまでして、それぞれの意見とかいろんな考えを集約して、農家所得等が上がるように付加価値をつけてやっていこうという形まで持っていこうとしているんですか。

○愛甲農業連携推進課長 この組織の取りまと

めについてでございますけれども、ローカルフードプロジェクトのプラットフォームを整備して推進していく上では、これまで6次産業化の推進にあたっていましたサポートセンターで県と一緒に推進していきたいと思っております。

ただ、委員がおっしゃるように、生産から、加工、流通、販売、そういった一連の取組を推進していく上では、本県だけの知見と経験では不足する部分も当然あるかと思っております。そういった意味で消費地のプロ集団と連携をするというふうに書いておられるわけなんですけれども、この消費地のプロ集団の中にもプロデューサー、いわゆるこの集団を取りまとめる方がいらっしゃるしまして、この方が以前に宮崎県ともちょっと縁がある方で、宮崎ブランドを推進する上でのコーディネーターを委嘱していた経緯があります。

現在、この方は、東京駅の中にもお店を構えまして、全国各地の6次産業化の商品であったり、特産品を販売しているところでございます。この方の呼びかけで消費地のほうではいろんな方が集まるということで、今年の2月にそのための一般社団法人が立ち上がったと聞いております。

ですから、我々は我々の中でプラットフォームを利用していろんな取組をしていきたいとは思いますが、状況に応じてこういう方に来ていただきまして、いろんな消費地目線の指導なりをお願いしたいというふうには思っているところです。

○星原委員 意味は了解しました。

宮崎県は食料供給県ということで、食材が豊富、おいしいものもいっぱいあるということで、

こういう形で取り組まれるのはすばらしいと思っていますんですが、つい先日、私のアメリカの知人からのラインで、アメリカでは今、宇宙食研究が進んでいるから、いろんな食材が豊富な宮崎県でも、そういう研究をしたらどうですか——宇宙食は、いつの時代になるか分かりませんが——日本も地震、豪雨災害、台風災害、いろんな災害が起きたときに保存食という形で使ったらどうですかと提案をいただきました。

宮崎県は食材がいっぱいあるということで、保存食をどういうふうに確保したらいいか。どういうふうにして長期保存ができるのかということも考えていくべきじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○愛甲農業連携推進課長 貴重な御意見をありがとうございます。宇宙食と言われてもまだぴんとこないのが率直な感想でございます。

ただ、委員のほうから保存食の話も伺いました。保存食については、宮崎市内の加工事業者が水産高校と連携して缶詰をつくっております。その缶詰を備蓄食品として全国に販売したりもしております。そういった取組というのも新たな視点での6次産業化の一つかなと思いますので、そういったいろんなアイデアをこのプラットフォームの中で出し合って、それをワンストップで展開を図りながら取り組んでいきたいと思っていますので、今後ともいろいろと御指導、御助言、よろしく申し上げます。

○星原委員 コロナ禍で人や物の移動ができない状況ですけど、加工した形であれば、国内だけでなく、海外に輸出もできるんじゃないかなと。いろんな展望がありますので、LFPプラットフォーム的な考え方に輪をかけた形で、新たな研究や取組をしてもらえればと思い

ます。

○愛甲農業連携推進課長 今、委員のほうからもお話があったとおり、それに近い取組をさせていただきました。

実は、本年度のコロナ対策の補正予算の中で、配食事業についていろいろと取組をさせていただいたところでございます。先日、その商品が出来上がったということで、部長も交えていろいろと試食会をさせていただいたんですけれども、今の加工食品は物すごくレベルが高くて、本当にこれが冷凍食品なのかというようなものが出来上がったところでございます。そういった我々が今まで想像していたレベルよりも非常に高いレベルの加工技術というのが県外にもたくさんありますので、できればその技術を県内に持ち込む形を取りながら取り組んでいければと思っていますところでは。

○日高委員長 関連でございますでしょうか。そのほかは大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○殿所農政企画課長 常任委員会資料の48ページをお願いいたします。

令和3年度農政水産部組織改正案についてであります。

農業を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、農業連携推進課、農業経営支援課を再編し、農業流通ブランド課、農業普及技術課、農業担い手対策課を設置いたしますとともに、農産園芸課の業務を再編するものであります。

それでは、具体的な内容について説明いたします。

表の右側、改正後の欄を御覧ください。

まず、農業流通ブランド課につきましては、農業に関する輸出、流通、販売対策を強化するため、農業連携推進課とみやぎきブランド推進室の業務を再編し、設置するものであります。

次の農業普及技術課につきましては、試験研究と普及の連携をさらに強化し、現場のニーズに対応した新技術の開発・普及の取組を進めるため、農業連携推進課と農業経営支援課の業務を再編し、設置するものであります。

次の農業担い手対策課につきましては、担い手確保や参入支援対策を強化するため、農業担い手対策室を課に格上げするとともに、農業経営支援課の業務を再編し、設置するものであります。

最後に、農産園芸課につきましては、耕種部門の生産振興体制を強化するため、担当を品目別から目的別に再編するものであります。

説明は以上です。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって、農政企画課、農業連携推進課、農業経営支援課の審査を終了いたします。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時37分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、農産園芸課、農村計画課、農村整備課の議案の審査を行いますので、順次説明を

求めます。

○柳田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

歳出予算説明資料の311ページをお開きください。

農産園芸課の当初予算額は、一般会計のみで24億5,027万8,000円をお願いしております。

令和3年度の当初予算は、右から2列目の令和2年度当初の欄の35億6,727万9,000円から11億円余りの減額となっております。主な要因は後ほど説明いたしますが、令和2年度の予算は国庫事業で大規模な施設整備を含んでいたことによるものであります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

313ページをお開きください。

下から2つ目の(事項)産地パワーアップ事業費の説明欄の1、産地パワーアップ計画支援事業8億4,812万6,000円でございます。これは、各地域の産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が取り組む生産・出荷コストの削減や高収益な作付体系への転換を図るため、園芸用のハウスや農業機械のリース導入などの取組を支援するものでございます。

その下の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明欄の1、宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業7億6,354万9,000円でございます。これは、農産物の高品質化、高付加価値化など、産地活動の強化を図るため、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用し、集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウスなどの整備を進めるものでございます。

なお、先ほど説明いたしました大幅な減額の要因であります。令和2年度の強い産地づく

り対策事業費の当初予算では、県のお茶の総合拠点となる大規模な施設整備等の経費を含んでいましたことから、右から2列目の19億420万6,000円となっております。例年より10億円以上多い予算となっております。

次に、316ページをお開きください。

上から3つ目の(事項)スマート農業産地づくり事業費の説明欄の2、新規事業、スマート農業等生産団地創出支援事業2,608万9,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

その下の(事項)産地強化対策事業費の説明欄の2、新規事業、新たな需要に対応する農産物生産体制確立事業111万円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症に伴い、家族葬などの葬儀の規模縮小により、コンパクトな祭壇が増えてきておりますことから、このような祭壇に適した通常の規格より短い菊の生産実証や葬儀業者等での日持ち性等を検証しまして、契約取引などの新たな生産流通の仕組みづくりを進めるものです。

それでは、常任委員会資料の17ページをお開きください。

スマート農業等生産団地創出支援事業であります。

本事業は、地域の特徴に応じた農業生産団地の計画づくりから具現化までの手法を構築し、市町村との連携による産地の構造改革を加速させることを目的としております。

右のページを御覧ください。

昨今の農業情勢等を踏まえますと、担い手の減少などで耕種農業の産地力が低下しており、このため、右上にありますように、団地化・分業体制の構築など、地域の特徴に応じた産地づく

くりと周年・養液栽培による高収量化への転換など、スマート農業の実装に向けた生産団地づくりをスピード感を持って具現化することが重要であると考えております。

そこで、中段の①産地構造転換支援事業では、市町村が行う合意形成や実行に向けた団地化設計図づくりの様々な活動・調査等をそれぞれの案件ごとに県が支援チームを結成して支援してまいりたいと考えております。

また、②スマート生産基盤推進支援事業では、それぞれの品目・生産形態に応じて栽培の自動化や出荷予測システム、省力・生産体系などのスマート技術構築に向けたデータの収集、分析等を行ってまいります。

そして、具体的な目指す姿として、高収量・省力化を実現できる大規模施設による園芸ハウス団地など、各地域の重点品目や参加事業主体の要望・考え等を踏まえまして、国庫事業等も活用しながら、核となる生産拠点を整備してまいります。

これらの地域の特徴に応じた団地化の計画づくりから具現化までの手法を県内に波及することで、産地の構造改革を加速させてまいります。

17ページに戻っていただきまして、2の事業概要のとおり、予算額は2,608万9,000円、事業期間は令和5年度までの3か年を予定しております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の11ページを御覧ください。

①の「スマート農業の取組について、普及を進めていくためにも、農家を取り組みやすい環境整備や支援に取り組むこと」についてであり

ます。

本県農業の生産力を維持・拡大していくためには、省力化や効率化を加速させるスマート農業の取組が重要となっており、県では地域での実証や農業者等への実践的な技術習得など、人材の育成に取り組んでいるところであります。

今後は、普及に向け、令和3年度当初予算案におきまして、スマート農業実装に向けた生産団地づくりを市町村等と連携して支援し、農家を取り組みやすい環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

農産園芸課は以上であります。

○小野農村計画課長 農村計画課でございます。

歳出予算説明資料に戻っていただきまして、317ページをお開きください。

農村計画課の当初予算額は、一般会計のみで30億5,597万9,000円をお願いしております。

右から2番目の欄、令和2年度当初予算と比べますと27億円余り減額となっております。減額の内容につきましては後ほど御説明をさせていただきます。

それでは、主な事業内容について御説明いたします。

319ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)公共工物品質確保強化対策費の説明欄2の新規事業、みやぎの農業の未来を担う農業土木分野の人材確保事業93万5,000円につきましては、スマート農業に対応可能な基盤整備や自然災害等への対応を担うべく、官民を含め、県内で活躍する農業土木技術者の人材確保を図るものであります。

次に、その下の段の(事項)公共農村総合整備対策費の説明欄1の国営造成施設管理体制整

備促進事業1億154万3,000円につきましては、国営造成施設を管理いたします土地改良区の管理体制の強化を図るもので、尾鈴地区ほか7地区へ助成するものであります。

同じく説明欄2の基幹水利施設管理事業1億785万8,000円につきましては、同じく国営造成施設を管理する市や町に管理費の一部を補助するもので、一ツ瀬川地区ほか4地区へ助成するものであります。

次に、320ページをお開きください。

中ほどの(事項)国土調査費12億316万1,000円でございます。これは、地籍調査事業により、土地1筆ごとに所有者や地番、地目、面積を明確化するものであり、宮崎市ほか16市町村等で実施するものであります。

次に、321ページを御覧ください。

一番上の(事項)大規模土地改良計画調査費の説明欄3の改善事業、スマート畑かん大規模経営体育成支援事業200万円につきましては、畑地かんがいの散水に要する手間を軽減し、規模拡大を推進するため、新たな省力化かん水装置等の導入を促進するものであります。

その下の(事項)土地改良事業負担金7億5,915万7,000円でございます。これは、西諸地区ほか6地区の国営土地改良事業に係る負担金であります。右から2番目の本年度予算額約35億円から大幅に減額となっております。これは、本年度は平成30年度に完成しました西諸地区の市や町の負担金約26億円を関係市町の意向により一括して償還したことによるものであります。

その下の(事項)県単土地改良事業費でございます。

説明欄3の新規事業、簡易基盤整備加速化事

業につきましては、常任委員会資料により説明をいたします。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。

常任委員会資料の19ページをお開きください。よろしいでしょうか。

新規事業、簡易基盤整備加速化事業について御説明をいたします。

本事業は、規模拡大を目指す担い手農家などに農地を集積・集約し、スマート農業の展開などにより生産性を向上させるため、畦畔の除去など、簡易な整備を推進し、基盤整備の加速化を図るものであります。

右のページ、20ページを御覧ください。

一番上の現状の欄の後半にありますとおり、圃場整備を行う際に、不在地主や未相続による農地の権利調整に時間を要するがあまり、迅速な整備ができないという課題を解決するために、中段の取組内容にありますとおり、まず、①の整備候補地域選定において、基盤整備を要望している地域の地盤高や用排水路等のデータを考慮し、畦畔除去等の簡易な整備が可能な地域の地図情報を作成し、市町村に提供をいたします。

それを受けまして、右側、②の整備計画策定では、①の成果も活用しながら、担い手農家の意向を反映した市町村の整備計画策定を支援いたします。

そして、下の③の整備普及促進では、基盤整備による効果のPR資料を作成し、他地区へ啓発することで簡易な基盤整備の普及・拡大を図ります。

本事業によりまして、簡易な整備による基盤整備の加速化とスマート農業の展開など、担い手のニーズに応じた農地の集積・集約化の促進

を図ってまいります。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますとおり、予算額は400万円、事業期間は令和5年度までの3か年を予定しております。

次に、同じく常任委員会資料の35ページをお開きください。

議案第37号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

36ページを御覧ください。

中ほどの表、農村計画課の欄にありますとおり、農業農村整備実施計画策定事業ほか1事業について、市町村負担を予定しており、地方財政法第27条第2項の規定により、あらかじめ市町村の意見を聴き、同意を得た上で、負担割合を定め、議会の議決に付するものであります。

農村計画課からは以上でございます。

○日高委員長 暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○日高委員長 再開いたします。

○酒匂農村整備課長 農村整備課でございます。

歳出予算説明資料の323ページをお開きください。

農村整備課の当初予算は、一般会計で138億5,192万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

325ページを御覧ください。

上から5段目の(事項)農業農村振興対策事業費18億9,197万3,000円については、2の(1)の多面的機能支払交付金につきまして、農業・

農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、集落等が共同で取り組む草刈り等の地域共同活動等を支援するものであります。

次に、その下の(事項)公共農村総合整備対策費6億9,262万5,000円については、2の中山間地域総合整備事業につきまして、農業の生産条件等が不利な中山間地域の農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備し、農業・農村の活性化を図るため、日之影町の七折地区ほか5地区で農業用排水路や営農飲雑用水施設などの整備をするものであります。

次に、326ページを御覧ください。

一番下の(事項)県単土地改良事業費2億460万9,000円については、次の327ページの上段の1の県単土地改良事業につきまして、国庫補助事業の対象とならない小規模な農業用排水路や農道などを整備するものであります。

次に、中ほどの(事項)公共土地改良事業費51億1,295万1,000円については、1の県営畑地帯総合整備事業につきまして、畑地帯の担い手の育成・強化とともに、多様な営農形態に対応できる力強い産地づくりを図るため、三股町高才第1地区ほか45地区で畑地かんがい施設や農道などを整備するものであります。

次に、328ページを御覧ください。

中ほどの(事項)公共農道整備事業費2億2,552万2,000円については、1の県営広域営農団地農道整備事業につきまして、農畜産物の効率的な輸送体系の確立などを図るため、延岡市の沿海北部6期地区で広域農道を整備するものであります。

次の(事項)公共農地防災事業費20億5,965万7,000円については、農地や農業用施設の災害を未然に防止するためのものであります。

詳細は後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、330ページを御覧ください。

一番下の(事項)耕地災害復旧費29億5,909万1,000円については、台風や集中豪雨などにより被災した農地・農業用施設の早期復旧を行うものであります。

続きまして、常任委員会資料の21ページをお開きください。

公共農地防災事業について御説明いたします。

1、事業の目的・背景にありますとおり、近年多発している集中豪雨や今後発生が懸念される南海トラフ地震による農地や農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持、農業経営の安定及び県土の保全を図るものであります。

2、事業の概要の(5)事業内容にあります7つの事業を行っております。

主なものとしまして、①のため池等整備事業と②の湛水防除事業について、右のページで御説明いたします。

上段のため池等整備事業ですが、近年、豪雨等により農業用ため池が決壊し、他県では人的被害が発生するなど、ため池の防災対策の必要性が高まっております。

昨年10月には、農業用ため池防災工事等に関する特措法が施行され、集中的かつ計画的に防災工事等を推進することとなっております。

事業では、堤体や洪水吐などの改修や農業用の利用をやめたため池の廃止などの防災工事を行い、下流域の住民の安全と農業用水の確保を図ることとしております。

写真は、工事で堤体を掘り割り、貯水機能を廃止したため池でございます。

次に、下段の湛水防除事業ですが、異常降雨等により排水量が増加し、農地の湛水被害が生じている地域にポンプなどの排水施設の新設や改修を行い、農業生産の維持及び農業経営の安定、さらに排水流域の防災対策を図ることとしております。

写真は、河川へ排水を行うために新設した排水機場でございます。

最後に、左側のページの2の事業の概要を御覧ください。予算額は20億5,965万7,000円であります。以下に、事業ごとに事業名、負担割合、令和3年度の実施予定地区を記載しております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

ページをお戻りいただきまして、常任委員会資料の4ページをお開きください。

中ほどの農村整備課の欄の県営経営体育成基盤整備事業においては、串間市の塩屋原地区で、令和4年度までの工期で水田の区画整理を実施するものであり、限度額として6,000万円をお願いしております。

また、県営水質保全対策事業においては、えびの市の新田・浜川原地区で、令和4年度までの工期で用水路整備を行うための水管橋の下部工事を実施するものであり、限度額として1億円をお願いしております。

次に、特別議案について御説明いたします。

引き続き、常任委員会資料の35ページをお開きください。

議案第37号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

表の農村整備課の欄にありますとおり、基幹水利施設ストックマネジメント事業などの農業

農村整備事業において市町村負担を予定しております。

地方財政法第27条第2項等の規定により、あらかじめ市町村の意見を聴き、同意を得た上で、議会の議決に付するものであります。

農村整備課は以上であります。

○日高委員長 ありがとうございます。

それでは、残りは午後から再開したいと思います。午後は1時10分から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時6分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、農産園芸課、農村計画課、農村整備課の質疑をお願いいたします。

○窪菌委員 常任委員会資料の19ページです。簡易基盤整備加速化事業ですけれども、これはスマート農業に将来を見込んでということですが、どこか希望している地域があるんですか。それとも、今からこういった希望があればやりますよということですか。

畦畔除去等ということですが、仮にそういったことをした場合、いろんな情報を提供することですけれども、こういった基盤整備等も図られる地域があるんですか。

○小野農村計画課長 まず、1点目の希望地区のお話ですけれども、事業内容の①にありますように、候補地を選定するための地図データを市町村にお渡しして、そこからできそうなところを選んで地域で機運を醸成していただくようなスキームにしているのです、まずは地図を提供して候補地を選定していただくということですが、既に圃場整備を希望して推進を図って

いる地区もありますので、活用できるものであれば地図情報も活用していただき、この整備計画の策定の事業も活用していただければと思っております。

2点目なんですけれども、この事業で実施しようとしている内容は計画の策定までですので、実際の整備等については国の国庫補助事業、例えば農地耕作条件改善事業等がございますので、国の補助事業を活用して基盤整備——ハード整備は実施していく流れになると思います。

○窪菌委員 とりあえず、地図情報を先にあげますよと。そういったもので計画を立てて、ハード事業等も取り入れたて展開していくといった考え方になるんですか。

○小野農村計画課長 はい。

○窪菌委員 それで、325ページ、この関連ですけれども、中間管理機構等の事業がございますよね。その中で、そういった基盤整備等をやったところというのは県内に何か所ぐらいあるんですか。

○酒匂農村整備課長 機構関連農地整備事業のことだと思いますけれども、高原町の祓川地区、1地区のみとなっております。

○窪菌委員 農地の集約までは地図ですけれども、ハード整備——機構関連農地整備事業なんかになると、条件等も厳しくなると思うんですが、そういったときの条件というのはどんなものがネックになるんですか。

○酒匂農村整備課長 機構関連農地整備事業の採択要件が5点ほどございます。

1点目は、事業対象農地の全てに農地中間管理権が設定されていること、2点目が、農地の面積が一般のところだと10ヘクタール以上の団地であること、中山間地域になりますと半分

の5ヘクタール以上ということに緩和されません。3点目に、中間管理権の設定期間が事業計画の公告の日から15年以上というふうな制約がございます。また、4点目に、事業対象農地の8割以上が事業完了後5年以内に担い手に集団化するという。最後に、その事業実施区域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上することという要件がございます。

○窪菌委員 一番最後の費用対効果の話なんですけど、20%というハードルというのは厳しいものなんですか。なかなか担い手が少なくなっている状況で、整備しようとした場合、費用対効果の設定というのが非常に厳しい状況が目の前に来ているんです。20%というのは国の決まりでしようけれども、皆さんはどんなふうにされていますか。

○酒匂農村整備課長 事業を実施することによりまして、これまでと変わった形で高収益な作物を導入していただくとか、圃場整備をすることによりまして経営や作業効率等も軽減されますので、その辺りで収益性が上がるのではないかと考えております。ですから、2割以上というこの目標設定はございますけれども、それに向かって担い手の方が一生懸命努力していただいていると、いただけると考えております。

○窪菌委員 今の20%の話ですけど、畜産なんかが入ってもいいんですか。それとも耕作、耕種部門だけになるんですか。

○酒匂農村整備課長 耕種等についてはそういった制約はございません。例えば、畜産等が入っても、その辺で収益が上がっていければいいのかなと——国の要件等でもそういうふうになっております。

○日高委員長 次に農村計画課の関連でお願い

します。

○星原委員 先ほど窪菌委員からありましたが、簡易基盤整備加速化事業、ぜひ積極的にやってほしいんです。畑地の場合は、特に畦畔のあぜ払いの手間を見ると、畦畔をいかになくすかということが大変なんです。

そのためには地籍調査が済んでいないと多分無理だと思うんです。

だから、地籍調査と基盤整備とで予算を組む形で取り組んで、大型機械で作業ができる、畑地の効率を上げていくことが非常に大事じゃないかなとその辺に力を入れていただきたいなと思っているんですけども、両方の考え方はどうなんですか。

○小野農村計画課長 地籍調査と基盤整備の関係ということというふうにお伺いしましたけれども、まず、地籍調査のお話をさせていただきますと、県内で今のところは71%が調査済みということで、地籍調査事業については市町村が重要と思った区域からやっただけの状況でございます。

農用地区域に限定して申しますと、地籍調査が済んでいるのが77%強になっていますので、基盤整備をやりたいけど地籍調査が済んでいないというところに関しては、そこを先行するというところもありますけど、従来の圃場整備ですと、換地という作業が伴いますので、しっかり境界を確定して測量して登記に耐え得るだけの成果を出すような形になっています。

それが逆に地籍調査の代わりとなるような事例もございまして、今の段階では、基盤整備したいところで先行して地籍調査をやろうというところにまでは至っていないところでございます。

○**星原委員** 農地を集積・集約という形で取り組んできているわけですね。この図の①整備候補地域選定にあるような形で取りまとめたところなんかで、地籍調査が済んでいれば、所有者の了解さえいただければ、畦畔を壊すことは簡単だと思うんです。

田んぼの場合は水を張りますから、水平がある程度必要だけれど、畑の場合は少々勾配があるろうが、大型機械で作業ができるようにすること、畦畔のあぜ払い等の作業がなくなることが我々の地元の地域を見ている必要だと思っているんです。

農家の所得を上げる上でも効率性の上でもそういうことに早く力を入れて取り組んだほうがいいと思っているものですから——地籍調査が済まないと多分、区画がどこか分かりませんから——集約した地域の部分はそれができるんじゃないかなと。

あるいは、そういうところに逆に県のほうから働きかけていったほうが、農地を借りている人たちのためにもなると思うんです。その辺の考えを少し前進させることはできないのかなと思うんですが。

○**小野農村計画課長** 加速化という面で先ほど説明の中でもお話ししたところですけども、境界、土地の権利、相続、今までの圃場整備だとそういうのを整理した上で、土地の形も変わり、場所も変わり、改めて登記するということが時間がかかっていた部分もございますけれども、今考えておりますのはそういう権利調整、権利の移動なしに畦畔を取っ払って——その権利はそのまんまですから境界はあるんですけども——区画を広げましょうという事業の仕組みなので、確かに境界は確実に確認した上でや

らないといけないのですが、この事業をやることでスピード化が図られるのかなと思っております。

○**星原委員** 私は今言われているようなことをしなさいと言っているんです。

土地は地籍調査が済んでいれば、復元すれば、誰のところだって場所は分かりますから——昔みたいに基盤整備してどこに動かすとかではなくて——本人の土地がその場所だというのははっきりしていれば、作らない人たちは面積で計算してやり取りをしていますから、貸し借りが進むんです。

要は、今から農地を借りている人たちが効率よく作業したり、大型機械なんかを導入して使えるような形にするために畦畔をなくせばいいということなの。

そのためには地籍調査が済んでいないと、その人の所有地がどこからどこまでかというのが分かりません。境界がはっきりしてさえすれば、急いで圃場整備をやったほうがいいですよという意味なんです。

○**大久津農政水産部長** 星原委員が言われるとおりで、簡易基板整備加速化事業は地盤コードとか用排水路のデータ等を提供するということが、今、問題になっているのは、畦畔を外して大きな一面にしても地盤コードが違って、中にくぼ地ができて排水が悪かったりということ——特に、串間市のサツマイモ基腐病も排水というのがすごい大事なんです。都城市辺りの大規模法人農家さんも、100メートルで5センチぐらいの勾配をしっかりとつけた簡易圃場整備をしています。

結局、面は大きくするんだけど、ただ畦畔を取っただけでは駄目なので、勾配や排水関係

といったところをしっかりと誘導しましょうというのがこの事業になっています。

多分、委員がおっしゃることと課長が申していることは一緒で、事業の狙いはそういった排水整備等をもっとしっかりやっていくためのデータ提供です。その上で、国の簡易整備事業をどんどん使って、大型機械化を推進しようという考えでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○星原委員 部長が言っていることも分かるんですけれども、昔、昭和40年か30年ぐらいに排水路整備事業ということで畑に排水のU型溝なんかをつけていたんです。しかし、トラクターが使われ始めてからは埋まってしまって、今、実際は全然効果を出していないんです。そういうこともあるので、簡単にいえば畦畔を取り除いて、畦畔の草刈り作業やらそういうのをしなくてもいいような——農地の集積が済んで、その地域がまとまったところなんかは、地籍調査が済めば圃場整備してどんどん作業効率を上げたり、いろんな労働を減らす意味でも——県の計画と地域の事情でそれぞれ違うかもしれないので、どういうやり方がいいか聴くのがいいと私は思うんです。

山際なんかは機械化して粗飼料なんかを作っているんで、そういう形でもいいし、いろんな形で使えるようにするにはもう機械なんです。だから、機械化の条件が整いさえすればそういう方向にいかないと、5年先、10年先はどうかかな思っていますので、そういうこともこの基盤整備の中で考えるべきなのかは分かりませんが、せっかくここで畦畔を除去するという話が出てきたものですから、一步進んだ形でそういうことをやっていただくような方法を考えて

いただくといいかなという意味で今言っておりますので、よろしく願います。

○横田委員 20ページの現状のところ、「不在地主や未相続による農地の権利調整などに時間を要し」と書いてありますけれども、この事業を進めるに当たって、このことはどのように解消するのでしょうか。

○小野農村計画課長 先ほど申しましたけれども、権利関係の調整を伴わないで畦畔を除去する。そして、区画を広げるということですので、当事者同士、耕作者同士の合意なり、そういうものは必要だと思いますけれども、登記に必要な相続者全員の同意であったりとか、相続人を見つけ、不在地主をどうにかして全員探し出してとか、そういうことを要しないで実現しようというような事業内容になっています。

○有岡委員 21ページの農村整備課のほうでお尋ねしたいと思うんですが、主要機関がないということで、まだまだ多くのこういった農地防災事業が必要な場所があるんだろうと思っておりますが、全体像としてため池の改修が必要だというのが今回、令和3年度は32地区が出ているようですけれども、全体の規模、あわせて、ため池を廃止するということが書かれていますが、そういったものがどれぐらいあるのかをお伺いいたします。

○酒匂農村整備課長 今の御質問に関しましては、この後の報告事項のほうでお答えをさせてもらってよろしいでしょうか。

○有岡委員 はい。大変失礼しました。

○星原委員 今の21ページの農地防災事業なんですが、県内にかなりのため池があって、我々が心配するのは、今、時間単位で100ミリ前後の集中豪雨が降ったときに本当にもつのかな

と。そうなったときのため池の整備事業だと思うんですが、危険度の高いやつから順次工事されていると思うんですけれども、20億円程度でやっていったときに、県内で危険性のあるため池というのは皆さん方であとどれぐらい把握しているんですか。

○酒匂農村整備課長 これも報告事項でお答えさせていただきませんか。

○星原委員 了解。

○横田委員 農産園芸課の産地パワーアップ事業ですけれど、これは国が2分の1、事業主体が2分の1ということですが、ある農家から鹿児島県や熊本県では県単で何十億も予算を入れているという話を聞いたんですけれど、よその県の状況は把握されているでしょうか。

○柳田農産園芸課長 産地パワーアップ事業でございますけれども、本県の場合は、国が2分の1、事業実施主体が2分の1で実施しております。ほかの県では、そういった上乘せ補助をやっているところもあるということは聞いておりますけれども、詳細については把握しておりません。

○横田委員 農家からそういう期待の声もあるんですけれども、宮崎県としてはなかなかそこまでは難しいということなんでしょうか。

○柳田農産園芸課長 なかなか難しいんですけれども、基本は、取り組んだ後、本当にその産地がパワーアップしていく、収量が上がっていくかということが大変重要だと思っておりますので、農業改良普及センターや農業協同組合等と一緒に、産地パワーアップ事業で導入した施設整備をしっかりと効果的に使っていくというところで頑張っていきたいと思っております。

○窪菌委員 316ページです。新たな需要に対応する農産物生産体制確立ということで、菊を短くするという話があったんですが、実際に取り組んでいる農家があるのかどうか。また、取り組むことでどういうふうな販路が変わっていくかということなんですが、その辺りを。

○柳田農産園芸課長 長期計画の中でも、花のところで、家で使う、ホームユース用という言葉で整理しておるんですけれども、これまで菊は90センチが一番価格が高いということで流通しております。

県内でそういった取組をやっているところは今のところ聞いておりません。

市場を通して90センチより短い花を出してしまうとB級品とまでは言いませんけれども、安くなってしまふ、そうすると、生産者の方が非常に困る——短いから品質が悪いというわけではなくて、品質はいいんですけども、短いからという理由だけで安くなってしまふ。そういったところを契約取引という形で新たに取り組めないかという御提案を産地と一緒に取り組んでいきたいなと思っています。

農家としては、短くすることで栽培期間が短くなりますし、本数は増やせることになるというメリットがあります。一方で、葬儀屋さんや花屋さんは、今までわざわざ長い菊を切って短くしていました。要は、ごみが出ていました。そのごみが減るというメリットがあるので、ウィン・ウインの関係になるのではないかなという取組を、初めてやってみたいと思っております。

○窪菌委員 初めて取り組むということですが、どこかでモデル的なところを計画されているんですか。

○柳田農産園芸課長 いろいろと産地には御相談させていただいておりますけれども、本予算がしっかりと通過して決まりましたら、産地としっかりと調整して取り組んでいくというふうにしたいと思っています。

○日高委員長 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○酒匂農村整備課長 農村整備課でございます。

常任委員会資料49ページをお開きください。

防災重点農業用ため池の防災工事の推進について御説明いたします。

1、概要にありますとおり、平成30年7月豪雨では、西日本を中心に多くの農業用ため池が決壊し、大きな被害が発生しております。これ以降、防災対策を様々講じてきております。

まず、これまでの経緯等について、右側のページを御覧ください。

平成30年7月豪雨により、2府4県で32か所のため池が決壊し、人的被害も発生し、全国的に緊急点検が実施されました。

翌年6月には、決壊した場合に下流の住宅等に影響を与えるおそれがある新たな選定基準が国から示され、防災重点ため池の再選定を行い、ソフト対策とハード対策を実施しております。

さらに、7月には、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、所有者等による施設情報の届出を義務化し、堤体掘削等の行為制限等が規定されております。

次に、下のほうにあります今後10年間の対策につきまして、昨年10月1日に防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措

置法が施行され、令和3年度からの10年間で防災工事の集中的かつ計画的な推進を図るため、国の財政措置や地方債への特別な配慮が明記され、県では、防災重点農業用ため池の指定と防災工事等推進計画の策定により防災工事を推進することとしております。

左側のページに戻りまして、中段の2、防災重点農業用ため池の指定、(2)の指定要件により、昨年12月に410か所を指定したところであります。

また、3の防災工事等推進計画については、(1)にありますとおり、本年3月中に計画を作成し、(2)の概要にあります事項を定めていきます。

防災対策の進め方につきましては、右側のページのポンチ図の下段のフローのとおり、指定しました410か所から防災工事が完了しているもの、継続中及び廃止予定のため池を除いた369か所のため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を順次行い、この結果を踏まえて対策が必要なため池の堤体や洪水吐等の改修工事を行います。

また、農業利用がなくなるため池につきましては、その下にありますように、災害リスクを除く廃止工事を行ってまいります。

説明は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質問はありませんでしょうか。

○有岡委員 間接的なことは今、説明いただきました。ありがとうございます。

今まで、ため池の廃止というのが地域でもいろいろ議論されてはいますが、なかなか難しいというイメージがあったものですから、廃止をす

るときの改修工事というのはどの程度までやっ
ていけるのか。ただ埋めていくのか、それとも、
そのままの状態に放置するのか。現場によって
は危ないものですから、廃止のための工事とい
うのはどういうものをイメージしたらいいの
か、お伺いいたします。

○酒匂農村整備課長 常任委員会資料の22ペー
ジをお開きください。上のほうの写真になりま
すけれども、堤体を掘り割りしまして、そのの
り面を保護するような形と併せまして、堤体の中
にたまります水を排水する排水路の整備、そ
ういったものを行っております。

あわせて、先ほどお話がありましたとおり、下流域に影
響がない場合はため池そのものを埋め立てたり、ほ
かの利用にすることも可能となっております。

○有岡委員 その工法については、市町村の担
当のほうからこういうふうに行ってほしいとい
う要望で対応するのか。そこら辺をもう少し詳
しく教えていただけますでしょうか。

○酒匂農村整備課長 ため池の工事等に関しま
しては、県と市町村とで役割分担をして実施し
ていくわけなんですけれども、その工法につ
きましては地域住民の方と一緒に決めてい
っているものでございます。

○有岡委員 要望になりますが、水利組合の活
動をしてみて分かるんですけども、台風が来
る時期に池に水がたまってしまっている状態
ある程度は排水したり管理をしないと、この効
果も半減すると思うんです。そういった意味で
は、市町村を通じて、また、その地域の組合等
を含めて、共通して管理するようにするとかな
り効果があると思うんです。そういった指導を
お願いしたいと思います。よろしくお伺いいた

します。

○酒匂農村整備課長 常任委員会資料の50ペー
ジを見ていただきたいんですけども、真ん中
ほどに防災重点ため池の再選定という項目が令
和元年6月に示されております。ソフト対策の
中で、3番として、緊急連絡体制の整備とい
うようなものもしております。

ですから、毎年、市町村、水利組合、土地改
良区、管理されている方の緊急連絡先を把握し
て、洪水が起きたときはすぐに電話連絡をす
るとか、そういった維持管理等についても市町
村を通じて各地域の土地改良区や水利組合の方
にお願いできるように、体制を取っているところ
でございます。

○日高委員長 ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは以上で、農産園芸課、
農村計画課、農村整備課の審査を終了いたしま
す。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時45分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

水産政策課、漁村振興課、畜産振興課、家畜
防疫対策課の議案の審査を行いますので、順次
説明を求めます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございま
す。

お手元の令和3年度歳出予算説明資料の331
ページをお開きください。

水産政策課の当初予算額は、一般会計で22
億5,432万9,000円、沿岸漁業改善資金特別会
計で3億219万3,000円、合計で25億5,652万2,000

円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

333ページをお開きください。

中段の(事項) 漁業基本対策費の説明欄の2、新規事業、漁業調査船みやざき丸新船建造事業7億8,998万6,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次の334ページをお開きください。

上段の(事項) 水産金融対策費の説明欄の1、漁業近代化資金利子補給金7,333万7,000円でございます。これは、漁船建造や機器整備などへの資金貸付けに伴う利子補給金でございます。

(1)の漁業近代化資金の融資枠は12億円で、(2)から(4)までの3つの資金は過去の貸付分における上乗せの利子補給でございます。

次に、一番下の(事項) 資源管理対策費であります。次の335ページを御覧ください。

説明欄1の改善事業、資源管理イオベーション推進事業1,415万1,000円でございます。これは、水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応のため、国の水産政策の改革に基づく資源管理への適切な対応を図りつつ、本県独自の資源の利用管理システムの高度化、種苗放流による資源造成、藻場・干潟等漁場機能保全の取組を総合的に推進し、本県漁業生産力の持続的な向上を図るものでございます。

説明欄2のうなぎ資源持続的利用対策事業5,922万1,000円でございますが、シラスウナギ採捕数量の減少や国際的な取引規制の懸念など、ニホンウナギを取り巻く厳しい状況が続く中、適正流通や密漁防止対策に取り組み、全国第3位という本県養鰻業の持続的な資源利用につなげるものでございます。

次に、その下の(事項) 水産物流通加工対策費の説明欄の4、新規事業、流通・販売イオベーション創出事業1,893万5,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、336ページをお開きください。

一番下の(事項) 水産業試験費1億4,369万8,000円でございますが、これは、水産試験場の試験研究に要する経費でございます。水産資源の管理や漁場の予測、さらには水産物の品質向上の技術開発など、漁業・養殖業の収益性の向上に資する課題に取り組むこととしております。

次に、338ページをお開きください。

沿岸漁業改善資金特別会計3億219万3,000円でございますが、これは、経営改善や新規経営に必要な資金を無利子で漁業者に貸し付けるものでございます。なお、貸付枠は、説明欄の1にありますとおり、3億124万5,000円を予定しております。

次に、新規重点事業について御説明いたします。

常任委員会資料の23ページをお開きください。

漁業調査船みやざき丸新船建造事業でございます。

1の事業の目的・背景にありますとおり、漁業調査船みやざき丸の新船を建造し、環境DNAといった先進的な調査研究や沿岸域における資源調査を実施するとともに、漁業者にリアルタイムで情報発信等を行うことにより、本県水産業の成長産業化を図るものでございます。

事業の内容につきましては、右側の24ページで御説明いたします。

新みやざき丸の総トン数は199トンで、現行

のみやざき丸と同等でございますが、船の図にありますとおり、研究室の新設や最新鋭の魚群探知機等の設置を予定しております。

これにより、中段の新船のポイントにありますとおり、これまでの漁場調査を中心とした釣る調査から、最新鋭の研究室や調査機器を充実した走る調査にシフトし、調査・研究機能の強化を図るものであります。

具体的には、新規・拡充の欄にありますように、海洋情報や魚群情報のリアルタイムでの漁業者への提供や環境DNAを用いた資源量推定技術の開発などが可能となり、漁業経営に貢献する漁海況情報の質と量の向上や沿岸から沖合までの広域での試験研究調査の実施が可能となるものでございます。

左の23ページにお戻りいただきまして、2、事業の概要ですが、予算額は7億8,998万6,000円で、事業期間は令和4年度までの2か年を予定しております。なお、令和5年1月からの運航を計画しております。

次に、常任委員会資料の25ページをお開きください。

流通・販売イオベーション創出事業でございます。

1の事業の目的・背景にありますとおり、県内水産業の高収益化を図るため、新たに宮崎県水産物流通・販売イオベーションプランを策定し、新たなニーズに対応した販売方式等の取組や県産水産物のビジネス拡大に向けた中小加工業者等の販路開拓等を支援するものでございます。

事業の内容につきましては、右側の26ページで御説明いたします。

上段の計画策定にありますとおり、①水産物

市場機能強化実証事業では、県内水産物卸売市場の競争力強化を図るため、産地から消費地までの一貫した計画である宮崎県水産物流通・販売イオベーションプランの策定に取り組みます。

次に、下段の実証・支援にありますとおり、このプランに基づき、①の水産物市場機能強化実証事業において、水産関係事業者の連携・協力体制の下、市場流通改革に資する産地市場の集約化や物流効率化等の実証に取り組み、市場の競争力強化を推進してまいります。

また、その右側の②安全・安心推進支援事業のア、新たなニーズに対応した販売方式への取組支援において、国内外の内食、個食、総菜商品への需要シフトに対応した商品開発、販路開拓支援の取組を支援し、水産加工業の底上げとコロナ禍により低迷した水産物の需要回復を図ってまいります。

さらに、左下の②のイ、HACCP取得のスタート&フォローアップにおいて、HACCP対応加工施設を整備した事業者へのフォローアップや、今後、HACCP取得を目指す事業者のスタートアップのための現地指導等に取り組み、本県水産物の輸出促進を図ってまいります。

最後に、③県産水産物PR・販路拡大強化事業においては、宮崎のさかなビジネス拡大協議会が行う販路開拓支援やコロナ禍で生まれた応援消費を新たな販路につなげる取組といった水産物PR活動を支援してまいります。

左側の25ページにお戻りいただきまして、2、事業の概要ですが、予算額は1,893万5,000円で、事業期間は令和5年度までの3か年を予定しております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

上から3番目の水産政策課の欄にありますとおり、令和3年度漁業近代化資金等、3つの資金に係る利子補給及び漁業調査船みやぎ丸新船建造事業について、期間及びその限度額を設定するものでございます。

水産政策課からは以上でございます。

○坂本漁村振興課長 漁村振興課でございます。

歳出予算説明資料の339ページをお開きください。

漁村振興課の令和3年度当初予算額につきましては、一般会計のみで40億2,809万1,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

341ページをお開きください。

一番下の(事項)内水面漁業振興対策費の説明欄1の河川放流委託事業8,803万円でございます。本事業では、アユやヤマメ等の稚魚の放流等を実施し、河川の魚類資源維持を図るものであります。

次に、説明欄2の特定疾病等対策事業1億3,901万6,000円でございますが、これは、コイヘルペスウイルス病などの特定疾病発生時におけるへい死魚の回収処理等に要する経費であります。

342ページをお開きください。

一番上の(事項)栽培漁業定着化促進事業費の説明欄3の新規事業、新たな養殖生産創出支援事業542万5,000円でございます。これは、ブ

リ養殖において、現在、天然種苗に依存していることから、主に冬に出荷が集中し、価格下落につながっている現状を改善するため、県内養殖業者が単価の高い夏に出荷できるよう、人工種苗を生産供給するための技術開発に要する経費であります。

次に、2番目の(事項)漁業生産担い手育成事業費の説明欄5の新規事業、海の担い手イノベーション事業1,424万円でございます。こちらにつきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

一番下の(事項)漁業経営構造改善事業費の説明欄2の新規事業、新漁法モデル実証普及事業647万7,000円についてであります。これは、漁業就業者の確保と確実な定着のため、沿岸漁業での生産量の確保や漁業の多角化が見込める新漁法を操業実証し、県内に普及することで、就業者の収益向上や経営安定を図る取組に要する経費であります。

次の343ページを御覧ください。

一番上の(事項)種子島周辺漁業対策事業費4億3,300万9,000円でございます。これは、ロケット打ち上げに伴い操業制限を受ける漁業への影響緩和のため、関係団体が実施する共同利用施設の整備に対して、宇宙航空研究開発機構の負担金を基に補助を行うものであります。

3番目の(事項)水産基盤(漁場)整備事業費2億6,250万円であります。これは、漁業の生産力向上と豊かな生態系の維持回復を図るために実施する漁場整備に要する経費でございます。令和3年度は、日向灘沖合に来遊するカツオやマグロなどの回遊魚を滞留させ、操業の効率化を図るための表層型浮魚礁を整備するものでございます。

一番下の(事項)漁港管理費であります。

344ページをお開きください。

説明欄4の改善事業、美しい宮崎の港づくり
プレジャーボート適正管理強化事業1,116
万7,000円でございます。本事業は、漁港等
におけるプレジャーボートの放置艇問題を解決
するための事業であります。プレジャーボートの
係留場所を確保し、未納者、未申請者対策や沈
船・廃船の処理などを含めた規制措置を行うこ
とによりまして、漁港内の航路や泊地の安全性
を確保し、漁港の適正な管理を行ってまいり
ます。

一番下の(事項)水産基盤(漁港)整備事業
費18億73万7,000円でございます。これは、漁
港の安全性を確保するとともに、漁業生産基盤
としての機能向上を図るために漁港整備を行う
事業であります。

345ページを御覧ください。

説明欄3の漁港施設機能強化事業では、島野
浦漁港ほか5漁港において、南海トラフ地震等
の大規模な地震・津波に備えた対策として、防
波堤や岸壁の改良を行い、漁港及び後背集落の
安全確保を図るものであります。

346ページをお開きください。

(事項)漁港災害復旧事業費1億7,422万8,000
円、その下の(事項)水産施設災害復旧事業
費6,859万4,000円でございますが、これらの事
業費につきましては、台風等で災害が発生した
際の調査費や復旧工事に要する経費をそれぞれ
計上しております。

続きまして、令和3年度の新規・重点事業に
ついて御説明いたします。

常任委員会資料の27ページをお開きくださ
い。

新規事業、海の担い手イノベーション事業で
あります。

1の事業の目的・背景にありますように、本
事業は、公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機
構を推進母体とし、スマート漁業を足がかりに
漁業の成長産業化を牽引する多様な人材の確保
・育成を図るとともに、地域漁業の生産性向上
に取り組むものであります。

右側のポンチ絵を御覧ください。

まず、1の担い手確保体制強化事業の①多様
な人材確保のための魅力発信では、SNSや
ウェブ広告での情報発信、バーチャル・リアリ
ティーによる漁業の疑似体験等で漁業の魅力
を広くPRし、コロナ禍による雇い止め等も含め
た多様な人材の確保対策を強化します。

次に、②スマート漁業を活用した実践型研修
の実施では、ICT技術や最新の漁労機器等を
導入したスマート漁業に対応した実習船を活用
し、就業希望者の技術習得の早期化を目指し
ます。

続いて、2、地域主体の経営強化支援事業で
すが、地域担い手協議会と連携した収益性の高
い操業形態の普及活動や熟練漁業者の操業情報
を見える化した技術伝承アプリを普及すること
で、就業者の育成強化を図り、地域漁業の生産
性向上に取り組めます。

左のページに戻っていただき、2の事業の概
要ですが、予算額は1,424万円、事業期間は令
和4年度までの2か年を予定しております。

最後に、35ページをお開きください。

議案第37号「農政水産関係建設事業執行に伴
う市町村負担金徴収について」でございます。

次の36ページを御覧ください。

下の漁村振興課の欄でございますが、水産基

盤整備事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収するもので、地方財政法第27条第2項の規定等によりまして、議会の議決に付するものであります。

この負担金の設定に当たりましては、あらかじめ対象となる市や町より意見を伺い、その結果、異論がない旨の回答を得たものであります。

なお、負担金の割合は事業費の100分の10としております。

漁村振興課は以上です。

○河野畜産振興課長 畜産振興課でございます。

歳出予算説明資料の347ページをお開きください。

令和3年度当初予算は、一般会計で73億7,005万4,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

350ページをお開きください。

2番目の(事項)畜産振興対策事業費の7の新規事業、牛・人・草が紡ぐひなたの畜産魅力アップ事業4,258万8,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、3番目の(事項)畜産団地整備育成事業費の1の畜産競争力強化整備事業、いわゆる畜産クラスター事業48億円につきましては、地域の中心的な畜産経営体が地域畜産の収益性向上と生産基盤の強化を図るための畜舎等の施設整備や家畜の導入を支援するものであります。

次に、4番目の(事項)肉用牛改良対策費を御説明いたします。

351ページをお開きください。

3の改善事業、DNA解析技術による宮崎牛の価値プラスワン事業349万8,000円につきましては、宮崎牛の価値をさらに高めるために、肉のおいしさや繁殖性の向上等をDNA情報の解析技術を活用し、効率的で精度の高い改良手法の検証を行うものであります。

4の改善事業、2022全国和牛能力共進会対策事業4,350万8,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、一番下の(事項)養鶏振興対策費を御説明いたします。

352ページをお開きください。

1の改善事業、養鶏産業飼養環境改善事業860万4,000円につきましては、養鶏農場での事故率を低減するため、換気扇や保温器具等の暑熱・寒冷対策機器の導入支援を行い、養鶏産業の生産性の向上を推進します。

2の改善事業、「改良型みやざき地頭鶏」生産・販売アップデート事業1,242万4,000円につきましては、よりおいしく、より増体に優れた改良型みやざき地頭鶏を核とし、安定した生産体制及び特徴を生かした戦略的な有利販売体制の再構築を図るものであります。

下から2番目の(事項)畜産物価格安定対策事業費の2の改善事業、肉豚経営安定対策事業2億4,612万円につきましては、養豚経営を継続するためのセーフティネットとして、引き続き、国の肉豚経営安定交付金制度、いわゆる豚マルキンに係る生産者負担金の一部を助成するものであります。

歳出予算説明資料につきましては、以上であります。

続きまして、常任委員会資料29ページをお開きください。

牛・人・草が紡ぐひなたの畜産魅力アップ事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、本事業は、高収益で競争力の高い畜産経営体の育成のため、スマート畜産モデル畜舎の整備や肉用牛定休型ヘルパー組織の創設、飼料コントラクター組織の効率化等の総合的な支援を行うものです。

右のページを御覧ください。

上段にありますとおり、県内の肉用牛や乳用牛の経営は、生産基盤が弱体化している状況の中で、先を見据えて規模拡大を図る次代を担う経営者が存在するなど、畜産業の魅力アップや所得向上への取組が求められております。

そのためには、中段にあります大家畜経営の柱である牛と人と草の視点からそれぞれの課題を横断的にアプローチし、総合的に解決することで、働ける環境や効率的な管理、稼げる経営を実現することが必要です。

そこで、本事業では、具体的な対策として、まず、牛の視点では、次世代の生産基盤の維持・拡大につながるスマート畜産を推進するためのモデル畜舎の整備を支援します。

次に、人の視点では、労働環境の改善を図るため、農家の休日を確保する肉用牛定休型ヘルパー組合の創設と利用を促します。

さらに、畜産コンサル事業においては、コロナ禍でのリモート指導体制を新たに構築し、コンサル体制の強化と酪農経営における乳質改善への取組を支援します。

最後に、草の視点では、粗飼料面積の増加や作業の分業化を推進するため、コントラクター組織の体質強化や地域内外での作業の連携強化を図ります。

これらの3本柱の総合的な取組により、スマ

ート畜産や働き方改革を実現し、持続可能で魅力的な畜産経営を目指します。

左のページにお戻りいただき、2の事業概要であります。予算額は4,258万8,000円、事業期間は令和5年までの3か年を予定しております。

次に、31ページをお開きください。

2022全国和牛能力共進会対策事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、来年10月に鹿児島県で開催予定の第12回全国和牛能力共進会において、内閣総理大臣賞を獲得するため、「日本一の努力と準備」を合い言葉に、県推進協議会を中心としたチーム宮崎の出品対策を推進するものであります。

右のページを御覧ください。

これまでの成果として、過去3大会の成績により、国内外における宮崎牛の認知度や農家の生産意欲の向上、さらには本県産和牛肉の輸出増加につながり、本県の肉用牛産業や関連産業を含む産業振興に大きく貢献しております。

第12回大会においては、全国的に出品意欲や改良技術が向上し、厳しい戦いが予想される中、再び最高賞の獲得を目指した出品対策を講じてまいります。

具体的には、中段のスケジュールのとおり、令和3年度では、戦略的な交配推進の取組により、生まれた優秀な子牛を巡回調査で選抜した上で、全共出品経験者や飼養管理技術の高い農家など、出品意欲の高い生産者への導入・保留対策を支援します。

さらに、巡回調査や集合検査等を重ね、本戦に出品できる種牛16頭、肉牛7頭の絞り込みに向けた準備と選抜を進めます。

また、本年10月には、児湯家畜市場において、全共本番を想定した出品対策を検証するプレ全共を開催し、生産者や関係者を含めた技術研さんと機運醸成に取り組んでまいります。

これらの取組により、生産者をはじめ、県内の関係者がさらなるレベルアップを図り、4大会連続の内閣総理大臣賞の獲得を目指して邁進してまいります。

左のページにお戻りいただき、2の事業概要であります。予算額は4,350万8,000円、事業期間は令和4年度までの2か年を予定しております。

最後に、4ページをお開きください。

債務負担行為についてであります。

一番下の畜産振興課の欄を御覧ください。

1つ目は、令和3年度に金融機関が公益社団法人宮崎県農業振興公社に事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補填について、2つ目は、令和3年度における畜産特別資金融通助成事業の利子補給について、それぞれ期間及びその限度額を設定するものであります。

常任委員会資料につきましては、以上であります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況を報告いたします。

13ページをお開きください。

⑬「宮崎牛の販売促進について、これまでの取組も生かしながら、さらなる販路の開拓に取り組むこと」についてであります。

宮崎牛は、口蹄疫を経験し、その後の復興により、全国和牛能力共進会において3大会連続となる内閣総理大臣賞を獲得し、名実ともに和牛日本一となりました。

これらを冠に販売戦略を構築し、県、JA宮崎経済連、株式会社ミヤチクと一体となったセールスを国内外で実施してきました。

その結果、都市圏における知名度は80%を超え、さらには海外輸出も年々増加し、令和元年度には約483トンと過去最高の輸出量となったところです。

これらの成果として、アカデミー賞授賞式のアフターパーティーのメイン食材として3年連続で採用されるなど、高い評価を得ております。

一方で、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症により、外食産業が減退し、牛肉の在庫が増加するなど、一時的に大きな影響を受けました。

しかしながら、肉食需要が伸び、スーパー等の量販店での販売やネット販売が増加するなど、新たな消費者ニーズへの対応により在庫は解消し、販売は伸びております。

今後は、来年10月に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会において4大会連続での最高賞を獲得し、国内外に向け、コロナ禍を踏まえたさらなる販売戦略を構築してまいります。

特に海外輸出では、中国への輸出再開をにらみ、積極的な輸出を展開するために、生産基盤の強化を進め、先駆者利益を損なわないように万全な準備を進めてまいります。

畜産振興課は以上であります。

○丸本家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の355ページをお開きください。

当課の令和3年度当初予算は、一般会計のみで4億5,050万円をお願いしております。

主な内容につきまして御説明いたします。

357ページをお開きください。

上から5行目、(事項)家畜防疫対策費の下、説明欄の5、新規事業、みやぎの家畜防疫強靱化事業であります。こちらは後ほど、別冊の常任委員会資料で御説明させていただきます。

次に、下から2番目の(事項)家畜衛生技術指導事業費の3の改善事業、畜産の基盤を支える獣医師の安定確保推進事業についてであります。

海外での口蹄疫やアフリカ豚熱、国内での豚熱や今般の鳥インフルエンザの発生など、家畜防疫の重要性が高まり、農場の衛生指導を担う家畜保健衛生所等の県職員獣医師の役割が増大しており、本県の防疫レベルを高い水準で維持するためには、獣医師の安定的な確保が不可欠であります。

そこで、本事業において、引き続き、獣医系大学生を対象とした本県のPRやインターシップの受入れ、さらには修学資金の貸与などの獣医師確保対策を進めることとしております。

それでは、別冊の常任委員会資料の33ページをお開きください。

みやぎの家畜防疫強靱化事業についてであります。

右側のポンチ絵を御覧ください。

豚熱、アフリカ豚熱等、家畜伝染病が国内外で発生したことを受け、今年度、家畜伝染病予防法が大幅に改正されるとともに、この家伝法に基づく飼養衛生管理基準が強化されました。

さらには、今般の県内での鳥インフルエンザの発生を踏まえると、家畜防疫体制のさらなる

強化に計画的に取り組む必要があります。

本県では、2010年の口蹄疫の経験を基に、ポンチ絵の左にありますように、水際、地域、農場防疫、そして、万が一の迅速な防疫措置を家畜防疫の4本柱として取り組んでおり、本事業におきましても、4本柱の各段階でのリスクを低減するための取組を講じることとしております。

水際防疫としまして、豚熱等の蔓延には野生イノシシ等の野生動物が関与しており、野生動物へのウイルス感染防止を目的に、キャンプ場等の野外における肉製品を含む残飯の適正処理について啓発を行います。

次に、地域防疫では、防疫措置に必須となる家畜の飼養頭羽数や埋却地等の農場基礎情報を収集するとともに、市町村の自衛防疫推進協議会が自主的に行う巡回消毒などの防疫活動を支援することとしております。

また、農場防疫においては、農場における交差汚染防止対策をより効果的に継続できる方法の検証を行い、実効性の高い農場指導につなげたいと考えております。

さらに、防鳥ネットや消毒用の動力噴霧器の整備等、農場バイオセキュリティの向上を推進することとしております。

最後に、迅速な防疫措置では、防疫指針に豚熱等が野生動物に感染した場合の対応等が新たに追加されたことから、これらについて、防疫演習や研修会等を通じて周知することとしております。

左側の説明資料に戻っていただき、2の事業概要にありますとおり、予算額は7,118万7,000円、事業期間は令和5年度までの3か年を予定しております。

家畜防疫対策課は以上であります。

○日高委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆さんから質疑はございませんでしょうか。

○窪菌委員 今、説明のあった家畜防疫の話なんですけど、357ページ、畜産の基盤を支える獣医師の確保ということですけども、大学等の修業年限が6年と、医者と一緒に長くなったこともあって、空白があったというようなこともあると思います。今の県内の産業獣医等の確保の状況というのは、共済組合、獣医師会を含めて、どういった状況なのかお伺いしたいと思います。

○丸本家畜防疫対策課長 公務員以外の獣医師に関して、正確な情報というのは我々も全てを持っているわけではないんですが、ここ数年については必要な人数を確保できているというふうに聞いております。

開業の先生方については、若い人が開業していくというよりも、農業共済を退職された方々がそれぞれの地域で開業されるというようなことが多いと聞いております。

県職員の獣医師に関しては、採用予定数についてはおおむね確保できている状況にはございますが、ここ数年、応募者数の減少等がありまして、確保には苦戦をしているというような状況にございます。

○窪菌委員 女性の獣医学生が非常に多い、半分近くということですが、そういった女性の採用は、県はどんな状況なんですか。

○丸本家畜防疫対策課長 今は、もともと受ける方々の中に女性がたくさんいらっしゃるという状況になっています。大学の入学者の女性の

占める割合が以前より増えてきているということがありますので、最近は女性の入庁者が増えているという状況にあります。

○日高委員長 関連でございますでしょうか。そのほかで、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは以上で、水産政策課、漁村振興課、畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を終了いたします。

総括質疑の準備のため、暫時休憩をいたします。

午後2時25分休憩

午後2時31分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしました。

これから総括質疑を行います。

農政水産部全般について質疑はございませんでしょうか。

○柳田農産園芸課長 先ほど横田委員のほうから、産地パワーアップ事業の鹿児島県の状況ということでご質問いただきましたが、私たちが情報を入手しておりませんで、先ほど電話して確認しました。

鹿児島県では、産地パワーアップ事業の上乗せはしておりませんでした。その代わりに、強い農業づくり交付金で、コロナの対策が今年4月に出てきたんですけど、鹿児島県の事業として、野菜の冷蔵施設が2件、茶工場が1件上がっておりまして、その部分について約2億円ほど、県が上乗せをしているということがありました。

今のは強い農業づくり交付金ですけども、

産地パワーアップについては、九州各県で、佐賀県が新規就農者に対して限定してやられておりました。また、長崎県が5%以内ということで、事業量は少ないんですけども、1,200万円ぐらいの実績があったということでありました。

○横田委員 ありがとうございます。

○日高委員長 その他、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

○星原委員 その他なんですけど、実は、この前、農地を宅地にしたいということで山田町の谷頭地区を見に行きました。周辺が宅地になっている中に農地があって、農地で活用もいいんですけど、宅地で活用すれば、より若い人たちが帰ってきたり、いろんなことができるんじゃないかなと思ったので、振興局と都城市に来てもらって話をしましたが、結果として、今のところは無理だという話だったんです。

谷頭地区は1キロ圏内に駅があり、学校があり、温泉があり、病院があり、商店街がありという場所なので——農地を守らなくちゃいけないということも分かりますし、農地はこれから5年、10年の間に後継者、担い手、いろんな形で取組をされていくんですけど、まだほかに耕作放棄地が出てくる可能性があると思っています。

谷頭地区はなかなか厳しい判断をされたんですけど、今後もこういう問題が起きてくるのかなと。生活条件がいい場所は、農業振興地域から除外ができないのかなと思うんです。

私はそういう除外要件を緩和する必要があると思うんですけど、難しいですか。

○小野農村計画課長 本会議の質問でもあったんですけども、優良農地の確保や農業施策の計画的な推進ということで、農地法、農業振興法といった法令に基づいて判断をしているんですが、それぞれに条件は異なりますし、先ほど委員がおっしゃったように、いろんな要件——駅とか、インターチェンジとか、国道とか——や利用計画も異なりますので、案件ごとに判断をさせていただいているところです。青地だから除外はできませんとか、荒れているから除外しますというような一律な判断というのはなかなか難しい状況にございますので、一般的な御回答になってしまうんですけども、諸条件を勘案して法律に基づいて適切に判断しているというようなところで。

特に除外に関しては、農振計画というのを市町村がつくられていますので、それを変更したいということに対しては、県は同意をすることですから、これは除外できますかという御相談があれば、一緒になって考えたり、御相談に応じるようなスタンスで対応しています。

除外の要件というのが5つございますけれども、その考え方に関しまして、過去の事例で申し上げれば——そのときの案件は畜産農家の住宅でしたけれども——市町村に対して要件の一つの判断事例をお示しして、こういう場合は御相談ください、こういう判断の事例がありますよという御指導をさせていただいているところです。荒廃農地の活用や地域の活性化の観点、農業や農村を取り巻く昨今の情勢からすると、状況は変わっている部分はあると思いますので、そういう判断事例を示すというような対応の仕方というの、今後は考えないといけないのかなと感じているところであります。

○星原委員 過去のこれまではこうだったというのは分かるんです。私が現場でも言ったんですけれど、今まではそうかもしれない、ただ、これから5年先、10年先に向けて時代の流れとしてはどっちを優先すべきかと。

20年以上前の話なんですけれど、以前にも山田地区では基盤整備されたところなので宅地化は無理だという話があったんです。私が、家をつくりたいという若い人がいてどうしても厳しいのかと、どこかほかの地域に移転すれば山田町の人口が減るじゃないかと、そういう話をし、最初は駄目だということだったんですが、知事許可だということだったので、何か方法はないのかと考えてもらったら、集落がその近くにあって、集落から50メートル以内だったら集落とみなすという制度がありましたということで、そこに家を建てることになったんです。

これから、外に出ていた人が地域に帰ってきた場合でも、学校、病院、駅とかいう条件は、非常に重要視されるんじゃないかなと思っていて、今回の谷頭地区は、さっき言ったように、生活条件は十分備わっていて、その地域が農業振興地域から除外になれば、かなり宅地として利用・活用できるんじゃないかなと。そういう今後のことを考えた場合に、生活条件をそろえているところについては、少し緩和することもやっていくべきじゃないかなと、今日こういう話を出したんですけれど、再度検討はできないですか。

○小野農村計画課長 先ほどおっしゃった知事の許可や集落の接続というのが、多分、農地法に基づく転用の許可の条件だと思うんですけれど、個別の話はできないのですが、農業振興法というのがあって、農業振興地域というのを市

町村が定めていて、そこは将来、農業として有効に活用すべき優良農地であるという線引きをしています。

そこに家を建てようと思えば、まずは農業振興地域から除外しないといけないし、農地を農地でなくすという転用の許可も得ないといけないということで、2つクリアすべき要件があるかと思うんですけれど、委員がおっしゃるとおり、地域活性化であるとか、定住促進というところについては非常に重要なことであるし、将来的に有効に活用することが見込めないような農地に関しては、そういう活用を図っていかないといけないと思っておりますけれども、クリアしなければいけない2つの要件に関して、現時点での判断はそういうことだということです。お急ぎになっておられたりするんですけど、今すぐやりますという話にはなり得ないのかなと思っております。申し訳ございません。

○星原委員 農地の活用も十分できる場所なんですけれど、周辺は家がいっぱい建っているんです。

我々の地域でもそうなんです、農家の人たちが豚ふんとか牛ふんとかいろんなのを振ったときには臭いがしたり、そういうことで地域に影響を与えることもあるんです。だから、場所によってだと思うんです。

今後は、人が住めるところ、あるいは住もうとする人がいたときには、まずは住まわせて、——その地域に1人でも2人でも家を建てて、若い夫婦が子供でもということになると、3人でも4人でも人口が増えていきます。

農地が耕作放棄地になって荒れてきているところがいっぱい出てきているわけですから、先

ほどの畦畔の問題じゃないけれど、畦畔等を除いたり、大型機械化すれば、まだ利活用できるところはいっぱいありそうな気がしますから、そういうことと比較しながら今後は検討していただかないといけないのかなと思うんです。

これまでの法律がこうだったとかいう形で全てを判断されるんじゃないなくて、これから5年先、10年先にどっちがいいかということも含めて、宅地化を検討いただくときには、もう少し緩和した考え方をもってもらえんかなと。ほかの地域でもこれから同じことがあるかもしれませんから。私は、この間見た谷頭地区は、宅地にしたほうが税金も農地より上がるし、地域も活性化すると感じましたので、皆さんの目と違うかもしれませんが、もし検討の余地があれば再度検討してみてください。

○横田委員 同じような意味で言わせていただきたいんですけど、土地というのは本来は財産だと思うんです。でも、農業をリタイアした人で、昔、本当に一生懸命頑張って農業をした人ほど、今困っておられるんです。そういった法律で規制がかぶっている、その意味合いはよく分かるんですけど、もう今は農地を売ろうと思っても、どんどん買ってくれるような時代じゃないです。それなのに税金は払わんといかん。水利費は払わんといかん。物すごい負担に感じておられる農家がたくさんおられるんじゃないかなと思います。

ですから、どうこうしてくださいということじゃないんですけど、実際に農家がそういう思いでおられるということをぜひ頭の中に入れておいてもらえるといいなと思います。

○日高委員長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、請願の審査に移らせていただきたいと思います。

まず、新規請願第8号「我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願」について、執行部から何か説明はございませんでしょうか。

○福井水産政策課長 特段の説明というのはございません。

○日高委員長 それでは、関連いたしまして、委員から質疑はありますでしょうか。

○河野委員 請願に関しての質問を1問です。3～4年前に一般質問の中で川南町の漁師さんたちが公海内で漁業をされていたときに、網を張っていたものを、中国船団から破られたということで国のほうへ支援をお願いしたいという質問が報告されたのではないかなと思うのですが、その後、宮崎県の漁師さんたちが中国船団なりから邪魔をされたとか、妨害されたとか、そういうことはないのでしょうか。

○福井水産政策課長 当時の御質問は、同僚に確認しましたところ、台湾漁船から川南町のマグロはえ縄漁船が縄を切られたという事案があったというふうに聞いております。

日台の民間の中で、漁具被害の賠償等のルールは一応あるんですけども、民間の協議というのがなかなかうまくいかないというふうには聞いているところでございます。

それ以降、本県の漁船に対して、中国漁船であったり、台湾漁船であったりによる漁具被害、何か大きな被害があったというのは承知しておりません。

○河野委員 では、それ以降は被害の報告はないということですね。

○福井水産政策課長 それ以降の被害というのは聞いているものはございません。

○日高委員長 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、本当に長年、この県庁で頑張っていたいただいた大久津部長、そして外山次長、花田局長をはじめ、農政水産部ではたくさんの方が今回最後になるということで、最後に農政水産部長に一言お願いしたいと思いません。

○大久津農政水産部長 貴重な時間を頂きまして、ありがとうございます。

日高委員長をはじめ、各委員の皆さんには本当に感謝を申し上げます。

まず2つ、お話ししたいと思います。

38年間の県庁生活でございました。一番の貴重な体験、思い出というのは、やはり10年前の口蹄疫のことでございます。29万7,808頭もの貴い命を犠牲にしまして、本県の畜産はそれから再生・復興をよく頑張ったねということをよく言われるんですけど、この喜びは本当にひとしおでございます。

私はその当時、口蹄疫対策特別措置法、防疫措置等をやっておりました。何もかもが手探り状態の中、宮崎県を守らないといけないということでワクチン接種の話が出たとき、農家保障のシステムはありませんでした。宮崎県で考えるということでしたので、私たちが考え、国にも何度も参じて反対を訴え、もう最後にやっつことことでオーケーが取れ、その農家保障の提案内容を首長さん方に説明したところ、にこっと笑われて、ワクチン接種をやろうと。そして、農家さん方もオーケーしていただいた。その保障があったからではないんですけど、ワクチ

ン接種をやるということの苦しみとか英断というのは、すごいものがあつたんだろうと思っております。

そのおかげで宮崎県の畜産を潰さずに済んでよかったなということと、何よりも宮崎県から口蹄疫を出さなくてよかったなと、これはもうずっと忘れない思い出でございます。今があるのはそういった生産者の皆様方の大英断があつたからで、宮崎県から口蹄疫を出さずに守れたということが本当に私の思い出でございます。

また、昨年4月から農政水産部長を拝命いたしまして、1年間を通じてコロナ対策と鳥インフル対応、そして、農業と水産業の長期計画の策定に奔走したなという感じでございます。何も成果も残せず、心残りも一部あるんですけど、振り返ってつくづく感じていることを5つの視点で、人とつなぐという言葉に集約したいなと思っています。

一つは、私ごとですけれども、38年間、本庁が長かったということもあって——くしくも第一次長期計画が35年にできましたけれども、ちょうど私も35年生まれで長期計画には愛着があつたんですが——第四次計画からずっと関わらせていただいて、この60年という節目の中で第八次長期計画に5年後、10年後を見据えたビジョンと施策の方向性というのが——しっかりいろいろな現場とも議論しながら、担当者もかなり頑張つてこういった意見集約で——出せたんじゃないかなと思っています。先人の皆さんたちが育ててこられたこのポテンシャル、農業・農村をしっかりと次の世代に引き継ぐ、これも託す、つなぐということで、こういった方向性ができたというのは、本当に私にとっても大きな仕事の成果、仕事をさせていただいたなと思ってい

ます。

2つ目は、新型コロナ対策と鳥インフル対応の中で、県議会の御指導を頂きながら、また、現場の意見をしっかり聞きながら、職員は本当に昼夜を問わず、知恵を出しながらいろいろな対策を講じてくれました。そのおかげで宮崎県はコロナにしても、鳥インフルにしても、割と迅速に対応ができたということで、現場の皆さん方から本当に評価を頂いています。一番よかったのは、そういった方々が経営をやめることなく今も続けていただいていることです。これも経営を存続できた、つなぐということで、仕事の成果のあかしができたのかなと思っています。

3つ目は、応援消費や貿易措置、これもいろいろな関係機関や団体、県民の方々から御協力を頂きました。県の呼びかけではございましたけれども、オール宮崎で、いざというときはみんなが手を取って迅速にいろいろな対応をしていただきました。これは県民性であるのと同時に、口蹄疫のときの教訓を生かした取組かなということで、一丸となったつなぐという言葉でこういった形ができたのかなと思っております。

4番目は、コロナ禍の中で、SNS等を活用した動画ですとか、地方でも個人でもいろいろな情報発信ができる時代になったのかなと。また、今までは大都市から遠いと言われましたけれども、産地でも知恵を出せばネット販売でいろんな方へもうける仕事ができる。そういったところで、情報というのは迅速かつ分かりやすく丁寧につないでいくということが大事なのかなと。また、もう一つは、物流ということで、宮崎は大都市から遠く、今はいろいろな問題を抱えていますけれども、これもしっかりやらないとい

けないという反省の下で、つなぐという部分での大事さというのを感じたところでございます。

その中で、生産者、消費者、県、いろんな現場とつなぐために、4月から新たに「ひなたMAFiN」というホームページの運用にチャレンジします。これがどんどん大きく芽吹いて、生産者でも、消費者でも「あ、ひなたMAFiNを見よう」とスマートフォンを開くような時代になればなど、こんなに一々説明しなくてもどんどん広がるような、そういった時代がくればと期待しているところでございます。

最後に、5つ目です。私も県庁生活最後になりますけれども、自分としてのモットーは、いろんな方々に相談されたり聞かれたら、十分な答えはできないかもしれないけれど、一生懸命調べてお答えすると。そういった人を大事にしてつながる。それが今、議会の皆様方、県庁の部局を超えた人脈——団体、市町村長、いろんな方々——に支えられて、この数年間、自分たちで思うことをいろんな形で仕掛けることができたなど。それはもう本当にネットワーク、人と人のつながりのおかげです。自分には能力はないんですけれども、こうやって部長までさせていただいたのは、職員をはじめ、県議会の皆様方、いろんな関係者の人の御支援があつてのたまものということで本当に感謝しているところでございます。

こうしてあと2週間ぐらいで無事に県庁生活を終わることができることを大変幸せに思っているところでございます。

今、ずらずらと言いましたけれど、つなぐ、つなげる、こういった言葉の根源には人と人のつながりもありますし、いろんな形の大事さと

か、取組があるのかなということ今年1年間で思いをはせたところがございます。これを今後は、農政水産部の若い職員たちに託して、またさらに県政を発展していってもらえればなと思っております。本当にお世話になりました。

県議会の日高委員長をはじめ、各委員の皆様方には、この1年間、御指導いただき、本当に大変な時代ではございましたけれど、一つ山を乗り越えて、また新しいステージに向かう気力と活力が出てくるんじゃないかなと思っておりますので、今後とも御指導いただきたいと思っております。本当にありがとうございました。(拍手)

○日高委員長 お疲れさまでした。

38年間の思いをお話ししていただきました。もう残り2週間ということで、今まで培った経験と知識をぜひまたつないでいていただきたいと思っております。

大久津部長をはじめ、本当に長年にわたり、お疲れさまでございました。また新天地で御活躍されますことを心から祈念を申し上げまして、農政水産部を終了いたします。

午後2時59分休憩

午後3時2分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、12日に採決を行うこととし、再開時刻を1時10分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後3時3分散会

令和3年3月12日(金曜日)

午後1時3分再開

出席委員(7人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	安田厚生
委員		星原透
委員		横田照夫
委員		窪菌辰也
委員		河野哲也
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	石山敬祐

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含めて御意見を御覧したいと思っております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第6号から第8号、第12号、第22号、第25号、第36号、第37号及び第42号から45号について、原案のとおり可決することに御異

議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願の取扱いについてであります。

請願第8号についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見を御覧いたします。

○河野委員 公明党、審議、棄権します。

○日高委員長 承知いたしました。

請願第8号について、採決の御意見がございますので、お諮りしたいと思います。

この際の請願、採決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、請願第8号の賛否をお諮りしたいと思います。請願第8号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手全員。よって、請願第8号は採択することに決定いたしました。

ただいま、請願第8号が全会一致で採択となりましたが、この請願は意見書の提出を求める請願であります。

意見書(案)を書記に配付させていただきます。

我が国の領海・排他的経済水域内の安全な漁業活動の実現を求める意見書(案)について、何か御意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、お諮りいたします。

意見書案の内容につきまして、この意見書案

のとおり当委員会発議とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきまして、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等ありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

午後1時7分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任頂くことで、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かありませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして委員会を終了させていただきます。

委員の皆さま、お疲れさまでした。

午後1時7分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長

日 高 陽 一